

令和 3 年度 認証評価

洗足こども短期大学 自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	18
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	18
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	21
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	26
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	31
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	31
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	48
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	67
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	67
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	79
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	85
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	87
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	96
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	96
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	98
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	102
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、洗足こども短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 6 月 28 日

理事長

前田 壽一

学長

落合 俊文

ALO

堀 純子

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人洗足学園の沿革>

大正 13 年 5 月	平塚裁縫女学校設立（校長 前田若尾）
大正 15 年 5 月	洗足高等女学校開校（校長 前田若尾）
昭和 5 年 10 月	財団法人洗足高等女学校設立（理事長 前田若尾）
昭和 22 年 4 月	洗足学園女子中学校開校
昭和 22 年 10 月	理事長兼校長 前田若尾逝去 新理事長に前田澄子就任
昭和 23 年 4 月	洗足学園幼稚園開園
昭和 24 年 4 月	洗足学園小学校開校
昭和 26 年 3 月	学校法人洗足学園に組織変更 新理事長に前田豊子就任
昭和 37 年 4 月	洗足学園短期大学音楽科設置（学長 前田澄子）
昭和 39 年 4 月	洗足学園短期大学専攻科音楽専攻設置
昭和 40 年 4 月	洗足学園短期大学幼児教育科・英文科設置
昭和 42 年 4 月	洗足学園大学音楽学部音楽学科設置（学長 前田澄子）
昭和 43 年 4 月	洗足学園短期大学専攻科幼児教育専攻・英文専攻設置
昭和 46 年 4 月	洗足学園大学音楽専攻科設置
昭和 51 年 5 月	洗足学園大学・同短期大学学長に前田豊子就任
昭和 55 年 4 月	洗足学園魚津短期大学開校（学長 田島一郎）
昭和 61 年 5 月	洗足学園大学・同短期大学学長に前田壽一就任
平成 4 年 10 月	理事長前田豊子逝去 新理事長に前田壽一就任
平成 6 年 4 月	洗足学園大学横浜校舎開校
平成 12 年 4 月	洗足学園大学大学院音楽研究科設置
平成 14 年 3 月	洗足学園魚津短期大学閉校
平成 14 年 4 月	洗足学園小学校・中学校・高等学校・第一高等学校 校名変更
平成 15 年 1 月	洗足学園短期大学音楽科廃止
平成 15 年 4 月	洗足学園音楽大学に校名変更
平成 16 年	創立 80 周年

平成 19 年 6 月	洗足学園短期大学英文科廃止
平成 20 年 3 月	洗足学園第一高等学校閉校
平成 22 年 4 月	洗足こども短期大学に校名変更 洗足学園音楽大学・短期大学学長に万代晋也就任
平成 26 年	創立 90 周年
平成 30 年 4 月	洗足こども短期大学学長に落合俊文就任

＜洗足こども短期大学の沿革＞

昭和 37 年 1 月	洗足学園短期大学設置認可
昭和 37 年 4 月	洗足学園短期大学音楽科開設。 音楽科入学定員 40 名（学長 前田澄子）
昭和 38 年 2 月	短大「教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための正規の課程」認定（文部省） 中学校教諭二級普通免許状（音楽）
昭和 39 年 4 月	短大専攻科（音楽専攻）設置（定員 20 名） 短大音楽科入学 60 名とする
昭和 40 年 1 月	短大幼児教育科・英文科の設置認可
昭和 40 年 4 月	短大幼児教育科・英文科を開設（入学定員各 40 名） 幼児教育科入学定員 40 名 英文科入学定員 40 名
昭和 41 年 3 月	短大「教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための正規の課程」認定（文部省） 英文科 中学校教諭二級普通免許状（英語） 幼児教育科 幼稚園教諭二級普通免許状
昭和 43 年 4 月	短大専攻科に幼児教育専攻・英文専攻を設置 （定員各 10 名）
昭和 51 年 5 月	前田豊子 学長に就任
昭和 61 年 5 月	前田壽一 学長に就任
昭和 61 年 12 月	短大英文科・幼児教育科入学定員増加認可 英文科、幼児教育科ともに入学定員 100 名
平成 元年 9 月	大学・短期大学校舎 5 号館完成
平成 3 年 4 月	短大英文科期間付入学定員変更 200 名
平成 8 年 10 月	大学・短期大学附属新図書館完成
平成 12 年 4 月	短大幼児教育科が指定保育士養成施設となる
平成 15 年 1 月	短大音楽科廃止
平成 17 年 4 月	短大幼児教育科を幼児教育保育科と改称

平成 18 年 4 月	幼児教育保育科定員増 入学定員 250 名 英文科募集停止
平成 19 年 6 月	短大英文科廃止
平成 22 年 4 月	洗足こども短期大学に校名変更 万代晋也 学長に就任
平成 25 年 4 月	幼児教育保育科定員増 入学定員 300 名
平成 30 年 4 月	落合俊文 学長に就任
令和 3 年 4 月	幼児教育保育科定員減 入学定員 250 名

(2) 学校法人の概要

- 大学設置法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
洗足学園音楽大学 大学院	神奈川県川崎市高津区 久本 2 丁目 3 番 1 号	64	※1 110	158
洗足学園音楽大学 専攻科	神奈川県川崎市高津区 久本 2 丁目 3 番 1 号	20	20	※2 0
洗足学園音楽大学	神奈川県川崎市高津区 久本 2 丁目 3 番 1 号	530	※3 2,070	2,278
洗足こども短期大学	神奈川県川崎市高津区 久本 2 丁目 3 番 1 号	250	※4 550	589
洗足学園高等学校	神奈川県川崎市高津区 久本 2 丁目 3 番 1 号	270	810	706
洗足学園中学校	神奈川県川崎市高津区 久本 2 丁目 3 番 1 号	270	810	771
洗足学園小学校	神奈川県川崎市高津区 久本 2 丁目 3 番 1 号	80	480	459
洗足学園大学附属 幼稚園	神奈川県川崎市高津区 久本 2 丁目 3 番 1 号	—	280	133

※1 令和 3 (2021) 年度より入学定員変更 (46 名→64 名)

※2 令和 3 (2021) 年度より募集を停止 (学則上は定員を据え置き)

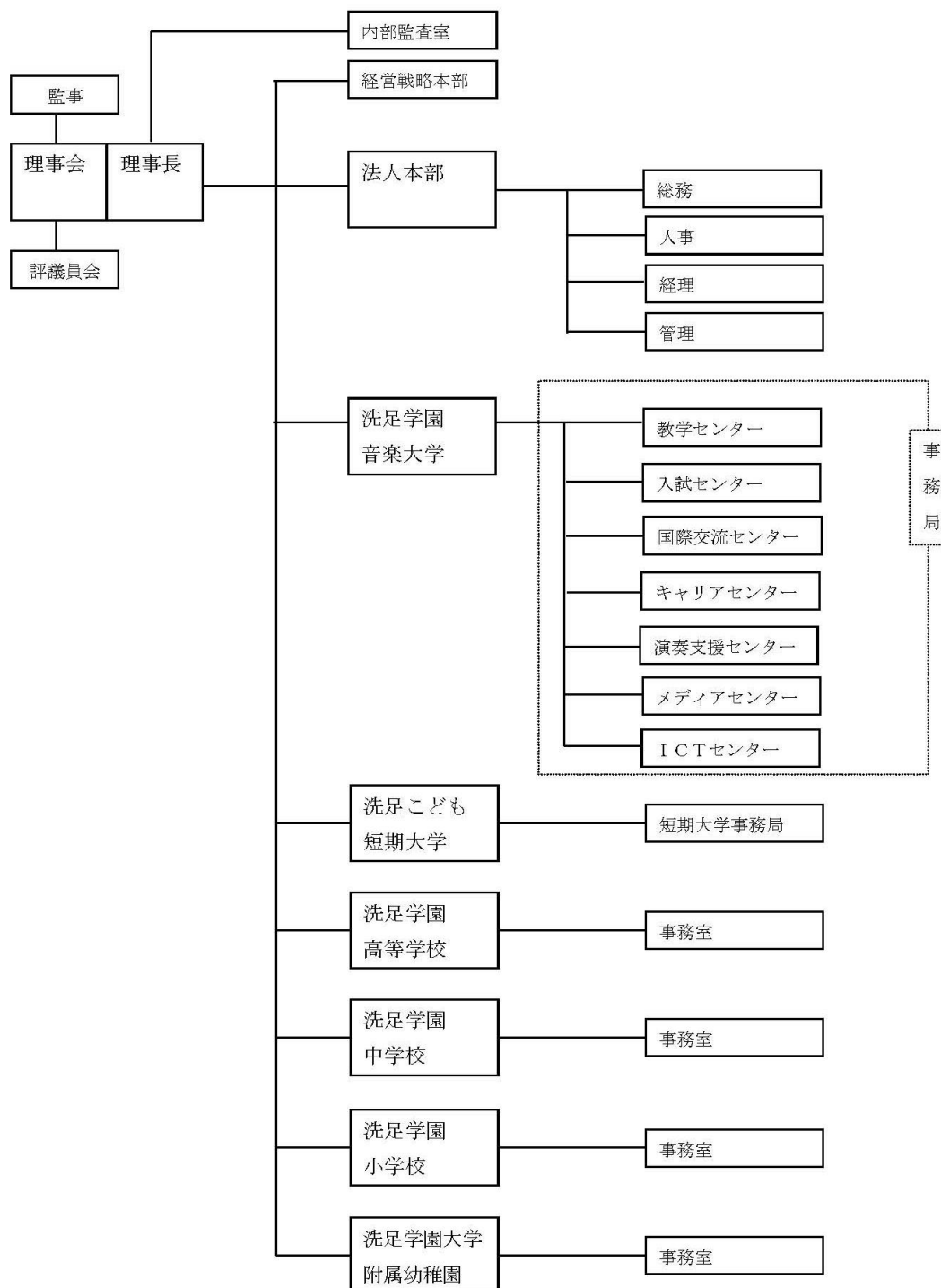
※3 令和元 (2019) 年度より入学定員変更 (470 名→530 名)

※3 学部 3 年次編入 5 名含む

※4 令和 3 (2021) 年度より入学定員変更 (300 名→250 名)

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和3（2021）年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の位置する川崎市は全国の政令指定都市 20 市の中で最小面積ではあるが、非都道府県庁所在地の市では最大の人口を有している。昭和 47 年の政令指定都市移行時は人口 98 万人であったがその後、一貫して人口は増加し続け、平成 29（2017）年 4 月に 150 万人を突破し、令和 2（2020）年 9 月 1 日付では 1,539,522 人（全国の都市の中で 6 番目、除く東京都特別区）となっている。最近の人口増加の要因の一つとして 10 代後半から 30 代前半の若い世代の転入超過があげられる。15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合は、政令指定都市の中でもっとも高い。本学は川崎市高津区に位置し、区の人口は令和 2（2020）年 9 月 1 日付で 234,458 人。JR 南武線「武蔵溝ノ口」駅と東急田園都市線・大井町線「溝の口」駅を最寄駅に持ち、東京都のターミナル駅である「渋谷」より急行で 13 分、また「横浜」等からのアクセスも便利で、立地条件に極めて恵まれている。近年、商圏住宅地域として目覚ましい発展を呈し、ショッピングビルやマンションも多く立ち並ぶ。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成28年度 (2016)		平成29年度 (2017)		平成30年度 (2018)		令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
神奈川県全体	216	70.6%	243	68.4%	220	67.1%	200	71.9%	202	71.1%
横浜市	94	30.7%	112	31.5%	99	30.2%	73	26.2%	80	28.1%
川崎市	69	22.6%	79	22.3%	74	22.6%	65	23.4%	71	25.0%
相模原市	13	4.2%	10	2.8%	9	2.7%	14	5.0%	11	3.9%
その他市町村	40	13.1%	42	11.8%	38	11.6%	48	17.3%	40	14.1%
東京都	70	22.9%	82	23.1%	72	21.9%	60	21.6%	58	20.4%
東京都・神奈川県以外	20	6.5%	30	8.5%	36	11.0%	18	6.5%	24	8.5%
入学者数	306	100.0%	355	100.0%	328	100.0%	278	100.0%	284	100.0%

[注]

- ☐ 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- ☐ この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- ☐ 認証評価を受ける前年度の令和 2（2020）年度を起点に過去 5 年間について記載してください

■ 地域社会のニーズ

川崎市、横浜市では就学前児童数は微減傾向であるが、子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加等に伴い、保育所等利用申請者数は逆に増加傾向となっている。そのため保育所整備などの取り組みにより受入枠を拡充させ利用児童数を増大させることにより待機児童数の低位推移に注力している。そのため本学が位置する川崎市を含む神奈川県を主とする保育関係の本学への求人数は、コロナの影響を受けた 2020 年度を除けば、増加を続けており、特に保育園

関係の求人数の伸びが顕著である。このように、本学へ対して地域からは保育士・幼稚園教諭の安定的な輩出が引き続き求められている。

川崎市は「音楽のまち・かわさき」をコンセプトとして川崎市民及び広く神奈川県他に発信しており、その一環として、大規模な総合的音楽施設「ミューザ川崎シンフォニーホール」では、川崎市フランチイズオーケストラの東京交響楽団をはじめ、国内外の著名なオーケストラや音楽家が演奏し、その音響については国際的にも評価を得ている。音大併設の洗足こども短期大学は、「音楽大学を併設する幼児教育保育科。音楽に力を入れている短大。」との評判を得てきている。

■ 地域社会の産業の状況

京浜工業地帯の中核として、日本の重化学工業をはじめ、産業を牽引し活力ある力強い都市・川崎市は、高度経済成長期の環境問題の経験で培われた環境技術が集積するとともに、世界的なハイテク企業や研究開発機関が集積し、先端産業都市として成長し続けている。優れた技術力を活かした産業はグローバル化が進展し、積極的な情報発信を推進し、都市イメージの向上をさらに図っている。本学の位置する高津区は、電気機器・電子部品の加工組立型企业も数多く集積するなど、先端技術産業をものづくりの面から支えるまちとしても発展している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

(所在地：神奈川県川崎市高津区久本2丁目3番1号)



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
(1) 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 〔テーマ B 教育の効果〕 ○「建学の精神」としている文と、「実践標語」としている文とが資料によって異なるので、学生が理解しやすく整理することが望ましい。 (2) 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 〔テーマ A 教育課程〕 ○教育課程表と時間割との記載に、開講時期との食い違いがあるので、教育課程表に対応した時間割の作成が必要である。 (3) 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 〔テーマ A 人的資源〕 ○事務組織については、連携体制が整備され、SD 活動は実施されているが、SD に関する規程等を整備することが望まれる。
(b) 対策
(1) 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 〔テーマ B 教育の効果〕 ○学生に向けて発信しているものと併せて、ホームページ上等で学内外に公表している「建学の精神」に関して、「建学の精神」と「実践標語」の関係が理解しやすいものとなるよう、表記を見直しの上掲載した。 (2) 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 〔テーマ A 教育課程〕 ○各科目に関し、開講時期等の変更が生じる場合は、教育課程表への修正対応を漏れなく実施し、必ずチェックを行うことで、時間割との齟齬が発生しないように徹底を図っている。 (3) 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 〔テーマ A 人的資源〕 ○「洗足こども短期大学スタッフディベロップメント規程」および「洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学 SD 委員会規程」を策定の上、SD 活動を実施している。

(c) 成果
(1) 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 〔テーマ B 教育の効果〕 ○「履修要項」、「洗足こども短期大学幼児教育保育科 ガイドブック」や「入学 者選抜要項」、ホームページ上等での「建学の精神」についての表記を改訂した 上で、「入学予定者オリエンテーション」やオープンキャンパス等で学長より説 明を行うことで、学内外に本学の「建学の精神」をより分かりやすく伝えるこ とができている。 (2) 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 〔テーマ A 教育課程〕 ○前回の指摘時以降、教育課程表と時間割上の齟齬は発生していない。 (3) 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 〔テーマ A 人的資源〕 ○SD に関する規程を整備したことで、SD 活動をより体系的に実施する体制を 築けている。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で
指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事 項」）
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 〔テーマ B 教育の効果〕 ○評価の過程で、規程に定められていない追加的な方法の成績評価が一部の科目 で行われているという問題が認められた。

(b) 改善後の状況等
○本件に関しては、平成 27（2015）年 1 月 7 日開催の教授会で、規程に定められていない追加的な方法による成績評価は、以後一切行わないことを決議し、機関別評価結果の判定までに対処を行った。その後現在に至るまで、係る事態は全ての科目において発生していない。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和 3（2021）年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	「教育情報」 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/purpose.pdf
2	卒業認定・学位授与の方針	「教育情報」 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/policy_diploma.pdf
3	教育課程編成・実施の方針	「教育情報」 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/policy_curriculum.pdf
4	入学者受入れの方針	「教育情報」 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/policy_admissions.pdf

5	教育研究上の基本組織に関すること	「教育情報」 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/education.pdf
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	「教育情報」 教員組織 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/kyoin_soshiki.pdf 教員の数 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/kyoin.pdf 各教員が有する学位 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/kyoin_kobetsu.pdf 各教員が有する業績 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/kyoin_gyoseki.pdf
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	「教育情報」 入学者の数 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/nyugakusha.pdf 収容定員及び在学する学生の数 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/student.pdf 卒業又は修了した者の数並びにその他進学及び就職等の状況に関すること https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/sotsugyou.pdf 進学者数及び就職者数 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/career.pdf
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	「教育情報」 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/syllabus.pdf
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	「教育情報」 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/rishuuyoukou.pdf#page=16 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/rishuuyoukou.pdf#page=5

10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	「教育情報」 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/menseki.pdf https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/setsubi_gakkil.pdf https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/setsubi_kidssquare.pdf
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	「教育情報」 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/tuition.pdf
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	「教育情報」 修学に係る支援 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/syugakushien.pdf 進路選択に係る支援 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/career_support.pdf 心身の健康等に係る支援 https://kodomo.senzoku.ac.jp/campus/support/

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	「教育情報」 寄付行為 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/kihukoui.pdf 監査報告書 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/2020kansa.pdf 財産目録、貸借対照表、収支計算書 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/2020kessan.pdf 事業報告書 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/2020jigyoku.pdf 役員名簿 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/yakuinmeibo.pdf

	役員に対する報酬等の支給の基準 https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/04/yakuinhousyuu.pdf
--	--

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和 2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では公的資金の適正管理のため、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、「洗足こども短期大学公的研究費規程」を定め、運営・管理を行っている。また、「洗足こども短期大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」及び「洗足こども短期大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」を定め、その中で

- ・ 洗足こども短期大学における科学研究費の役割・責任体系図
- ・ 誓約書（研究者向け）
- ・ 誓約書（業者向け）
- ・ 通報窓口
- ・ 不正の発生要因把握表
- ・ 不正防止計画表

等を策定し、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（短期大学事務局長）、その他の責任体系を明確にし、適正な運営管理を行うとともに、毎年度、法人本部総務による内部監査を実施し、不正防止を図っている。

また、上記の「洗足こども短期大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」及び「洗足こども短期大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」は、本学ホームページ上で公表している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

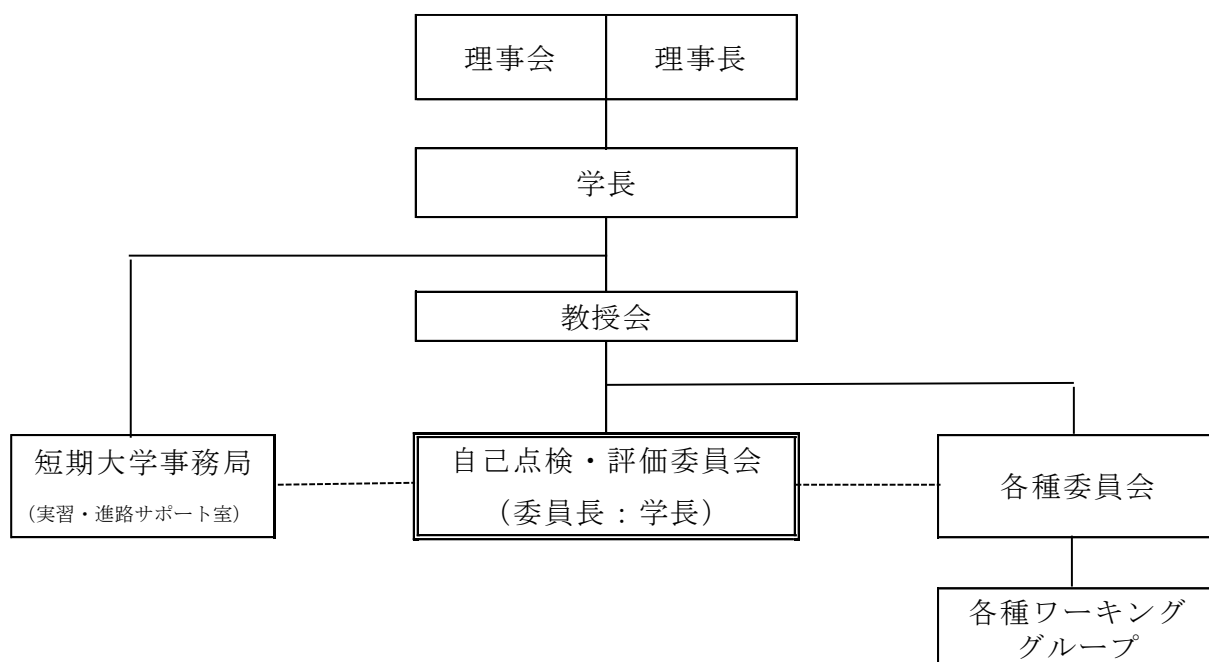
- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

「洗足こども短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、委員会は下記のメンバーで構成されている。

【令和2（2020）年度・令和3（2021）年度 自己点検・評価委員会構成員】

	氏名	役職
委員長	落合 俊文	学長
副委員長 (ALO)	堀 純子	教授
委員	岡本 かおり	准教授
委員	下尾 直子	准教授
委員	山本 有紀	准教授
委員	村井 久郎	短期大学事務局長

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

「洗足こども短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、学長を委員長とした自己点検・評価委員会を組織している。毎年度自己点検・評価委員会が自己点検・評価活動の方針を決定した上で、各委員会、ワーキンググループ、事務部門が自己点検・評価活動を実施し、自己点検・評価委員会は活動結果を点検し、報告書を作成している。

専任教員は、各委員会やワーキンググループのいずれかに所属しており、事務職員からは日々学生と接する中で把握する課題等の報告がなされる等、全教職員が自己点検・評価活動に関わっている。また、報告書については、自己点検・評価委員会メンバーが中心となり執筆、取り纏めを行い、短大事務局が各種データの提供を含めサポートを行っている。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

開催日	議題・活動内容等
令和2（2020）年6月10日	<令和2（2020）年度第1回自己点検・評価委員会> ・コロナ禍により開催中止。
令和2（2020）年7月22日	<令和2（2020）年度第1回自己点検・評価委員会> （ZoomによるWeb開催） ・令和3（2021）年度認証評価受審へ向けての自己点検・評価報告書作成に関しての認識共有。 ・8月末に基準協会ホームページに配信予定のALO研修会動画の視聴につき依頼。
令和2（2020）年9月3日	<教職員合同SD研修会開催> ・令和2（2020）年度のFD・SD活動方針等について。 ・令和3（2021）年度認証評価受審へ向けて、短期大学評価基準、内部質保証ルーブリック等の認識共有。
令和2（2020）年9月16日	<令和2（2020）年度第2回自己点検・評価委員会> ・評価校マニュアル（令和3（2021）年度用）等配布の上、自己点検・評価報告書作成に向けた留意点等確認。 ・令和元（2019）年度自己点検・評価報告書の作成進捗最終確認。10月の教授会にて報告の上公表する旨確認。
令和2（2020）年12月16日	<令和2（2020）年度第3回自己点検・評価委員会> ・自己点検・評価報告書作成の今後のスケジュール等再確認。 ・次年度へ向けての「三つのポリシー」の変更・修正等につき確認。
令和3（2021）年3月24日	<令和2（2020）年度第4回自己点検・評価委員会> ・自己点検・評価報告書作成進捗状況の確認。
令和3（2021）年4月28日	<令和3（2021）年度第1回自己点検・評価委員会> ・自己点検・評価報告書作成進捗状況確認及び基礎データ作成に関する確認。
令和3（2021）年5月19日	<令和3（2021）年度第2回自己点検・評価委員会> ・自己点検・評価報告書作成状況確認及び提出資料・備付資料等につき確認。
令和3（2021）年6月9日	<令和3（2021）年度第3回自己点検・評価委員会> ・自己点検・評価報告書最終確認および今後のスケジュール等につき確認。
令和3（2021）年6月下旬	・自己点検・評価報告書完成につき教授会宛報告の上、報告書及び資料等を送付。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

様式 5－基準Ⅰ

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

1. ウェブサイト「建学の精神」(写し)
<https://kodomo.senzoku.ac.jp/outline/kengaku/>
11. 洗足こども短期大学幼児教育保育科 ガイドブック (令和2(2020)年度)
12. 履修要項 (令和2(2020)年度) p.31
14. 学校案内 2021 (含む入試情報) p.2 (令和3(2021)年度)
16. 入学者選抜要項 (令和3(2021)年度) p.1
25. 事業報告 (令和2(2020)年度) p.2

備付資料

1. 『洗足学園の歩んだ70年』
2. 『洗足学園短期大学 二十五周年記念誌』
3. 『教育と実際』(前田若尾著)
4. 地域自治体、教育機関等からの研修講師派遣依頼状
5. 地域自治体等からの委員会委員委嘱依頼状
6. 「出張授業」実施内容一覧 (令和2(2020)年度)

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

学校法人洗足学園の創設者・前田若尾は、建学の精神を以下のように定めた。

【建学の精神】

若き学徒をして、真の人生の目的に目覚めさせ、さらに人間の天職を悟らせ、謙虚にして慈愛に充ちた心情(謙愛の徳)を養い、気品高く、かつ実行力に富む有為な人物を育成する。

また、この建学の精神と併せ、日々の行動の指針となる『実践標語』として、「理想高遠 実行卑近」(理想は高く掲げつつも、実行は身近なところから行う)を定めた。

創設者・前田若尾は敬虔なクリスチャンであり、学園名である「洗足」の命名にも、そのことが投影されている。「洗足」の名は、キリストが最後の晩餐につく前に、弟子

たちの足を洗い、謙虚な気持ちを教え諭したという、新約聖書「ヨハネによる福音書第13章」の次の言葉に由来している。「主であり、また教師であるわたしが、あなたがたの足を洗ったからには、あなたがたもまた互いに足を洗わなければならない。」

この教えに込められた精神は、「謙虚」、「愛」、「犠牲」、「奉仕」であり、前田若尾作詞の洗足学園校歌の一説にも「たがいに足を洗えとのりし み教え守るここのまなびや」として謳われている。

創設者・前田若尾は関東大震災の翌年である大正13年(1924年)に、女性の「自立」を支える教育を行うために裁縫女学校を設立し、以後その遺志を引き継ぎながら、幼稚園から大学院にいたる総合学園となった「挑戦」の歴史があり、洗足の名の由来は聖書の中の「足を洗う」、すなわち「奉仕」の精神であることが、現在の洗足学園全体の教育理念である「自立」、「挑戦」、「奉仕」の精神に繋がっている。保育者養成校である本学もこの建学の精神および教育理念に基づき教育活動を行っている。このように、建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

また、「学則」第2条に「本学は教育基本法及び学校教育法にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、その実地的専門的な能力を養うとともに、幅広い教養を培い、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的な視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的とする。」と定めており、建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

建学の精神は、ホームページ上(提出-1)、事業報告(提出-25)等に掲載され、学内外へ向けて発信・表明されているほか、受験生等に配布される学校案内に添付される「入試情報」(提出-14)や「入学者選抜要項」(提出-16)にもアドミッション・ポリシー等とともに記載されている。また、オープンキャンパスの中でも、毎回学長より建学の精神についても説明を行っている。

本学の入学式においては、例年、創設者・前田若尾所縁の霊南坂教会牧師から、新入生・保護者・教職員に対し、「洗足」の名前の由来、建学の精神等に関する講話が行われるとともに、学長からも建学の精神について祝辞の中で必ず語られている。令和2(2020)年度は、コロナ禍により入学式は実施しなかったが、学長よりビデオメッセージにより配信した祝辞の中で、建学の精神についても説明を行った。

学生には、「履修要項」(提出-12)、「洗足こども短期大学幼児教育保育科 ガイドブック」(提出-11)等で、建学の精神を示している。また、例年1月下旬および2月下旬に入学予定者を学校に集めて実施する入学前教育の一環である「入学予定者オリエンテーション」の中で、学長より建学の精神についての説明を必ず行っている。「令和3(2021)年度入学予定者オリエンテーション」は、コロナ禍のため、令和3(2021)年1月および2月に対面ではなく、すべてのガイダンスを建学の精神の説明を含めて、動画配信により実施した。

また、例年10月に創設者の遺徳を称える「墓前祭」を東京・青山霊園にて行い、幼稚園から大学・大学院在籍の園児・児童・生徒・学生および教職員の代表者による献花がなされ、その際に理事長から講話が行われ、建学の精神を改めて認識・共有する場となっている。令和2(2020)年度は、コロナ禍のため例年と異なり、理事長および幼稚園から大学までの各学校長等のみの参加とし、規模を縮小して行った。このように、建

学の精神は学内外に表明されるとともに、学内において共有・確認がなされており、毎年の自己点検・評価活動の中でも、定期的に確認をしている。また、平成 26（2014）年 10 月に学園創立 90 周年を迎えた際には、創設者の遺徳を称え、学園の建学の精神を改めて学園全体で確認するために、前田若尾の著作『教育と実際』（備付-3）の復刻版を刊行し、幼稚園から大学・大学院までの学園関係者に配布された。

〔区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

本学では、地元川崎市高津区役所との共催で、例年現職の保育士向けに「保育実技研修会」を本学の施設を使用し開催しているが、令和 2（2020）年度はコロナ禍のため開催できなかった。因みに、令和元（2019）年度には、6 月に「楽器はお友達：乳幼児の発達に即した楽器遊び」、11 月に「室内での運動遊び：いろいろな体の使い方と運動量を確保する工夫を学ぼう」と題して開催し、それぞれ 67 名、45 名の参加者があった。

本学では、いわゆる「公開講座」と銘打った講義等は実施していないが、本学の特徴でもある多くの表現系授業の成果発表の場として、学園内の前田ホールにおいて、一般の方々にもご来場いただける公演を行っている。例年 8 月に「ミュージカル：Joyful Joyful」、11 月に「着ぐるみ人形劇：ぐりとぐら」、12 月に「第九（合唱）」、「ウィンド・バンド（吹奏楽）」の公演を行っている。特に例年 11 月に行われる「着ぐるみ人形劇：ぐりとぐら」は、地元の高津区民向けの特別公演も併せて実施している。令和 2（2020）年度はコロナ禍のため、12 月の「第九（合唱）」公演は中止となり、その他の公演は、無観客もしくは出演者の関係者のみでの実施となった。

地域・社会の地方公共団体、教育機関等との協定は締結していないが、自治体・各機関等からの依頼に対応する形で連携している。例年、地域の自治体、団体等からの依頼により、多くの研修会へ本学教員を講師として派遣することで協力を行っている（備付-4）。令和 2（2020）年度はコロナ禍のため研修会中止も多くあったが、川崎市幼稚園協会主催の「幼稚園教諭免許状更新講習」（延べ 8 回）、川崎市保育会主催の「保育士等キャリアアップ研修」、川崎市に隣接する東京都世田谷区保育部主催の「人材育成研修」等へ本学教員を講師として派遣した。このような研修等への講師派遣に加えて、「川崎市子ども・子育て会議委員」、「高津区子ども・子育てネットワーク会議委員」、「横浜市福祉調整委員会委員」等、自治体からの委嘱を受け教員が委員を務めている（備付-5）。また、例年地域の高等学校からの依頼を受け、教員が「出

張授業」を行っており、令和 2（2020）年度も 14 校へ出張し、乳幼児保育・心理学・造形・幼児歌曲・社会福祉等、幅広い分野の授業を行なった（備付-6）。

学生のボランティア活動に関しては、2 年生の選択科目「特別研究（ゼミ）」の履修者を主体に、例年 11 月に地域の保育園 10 園程度を訪問し、「歌」「楽器演奏」「人形劇」の公演を行い、教員も引率を行っているが、令和 2（2020）年度は、コロナ禍のため中止となった。また、主に福祉施設等から多くのボランティア依頼を実習・進路サポート室が受け付け、学生宛に掲示、募集を行うことで、例年学生がボランティア活動に参加しているが、令和 2（2020）年度はコロナ禍により実施できなかった。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学では、建学の精神をホームページ等に掲載するとともに、オープンキャンパス、「入学予定者オリエンテーション」、入学式等での説明等、様々な形で周知を行っているが、引き続き外部関係者を含め、より分かりやすく周知できるように継続していくことが課題と考えている。

また、地域・社会の自治体や教育機関等との連携に関しては、現状協定書を締結することなく実施しており特段の支障はないが、今後より連携を深めていくために、必要な協定書締結を検討していくことが課題である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料

2. 洗足こども短期大学学則
3. ウェブサイト「教育情報：教育の目的」（写し）
<https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/purpose.pdf>
16. 入学者選抜要項（令和 3（2021）年度）p. 2
4. ウェブサイト「学習成果」（写し）
<https://kodomo.senzoku.ac.jp/education/#section04>
9. シラバス（令和 2（2020）年度）
12. 履修要項（令和 2（2020）年度）p. 31

備付資料

21. 「人材ニーズ調査報告書」（令和 2（2020）年度）
38. 「シラバス作成・登録要領」（2020 年度）
52. FD 活動報告（平成 30（2018）年度）
53. FD 活動報告（令和元（2019）年度）
54. FD 活動報告（令和 2（2020）年度）

- 91. 教授会議事録（令和 2（2020）年度）
- 97. 教職員合同 SD 研修会議事録（令和 2（2020）年 9 月）

備付-規程集

- 74. 洗足こども短期大学入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- 108. 洗足こども短期大学卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- 109. 洗足こども短期大学教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- 113. 洗足こども短期大学の学習成果

〔区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-1 の現状＞

洗足学園短期大学幼児教育科（現：洗足こども短期大学幼児教育保育科）の設置認可（昭和 40 年 1 月 25 日）に際し、申請時に示された教育目的は次の通りであった。

「幼児教育科は幼児児童について研究し、その本質を明らかにすることによって現代人にふさわしい人格を形成し、家庭婦人としての使命をはたし、また優れた幼稚園の保育者として社会に貢献しうる有為な女子を育成することを目的におく」

以後、社会の変化に伴い、男子学生の受け入れ、保育士資格の取得も可能となり、教育目的も今日の時代に即したものに变化している。

本学では、建学の精神に基づき、「学則」（提出-2）の中で、人材養成及び教育研究上の目的を以下のように定めている。

【学則第 2 条の 2】

幼児教育保育科は、専門分野の知識・技術を修得するとともに、豊かな人間性と実行力を備え、自立した人間として職業又は实际生活に必要な能力を有する人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とし、次の各号にかかげる事項を教育目標とする。

- (1) 幼児教育・保育に関しての幅広い専門知識と実践力を備え、保育者としての責任感及び自覚を持った人材を養成すること。
- (2) 創造的な表現力、コミュニケーション能力、社会性を備えた豊かな人間性を涵養すること。
- (3) 幼児教育・保育を担う人材の育成及び教育研究については、その成果を提供することによる地域社会への貢献を視野に入れ取り組むこと。

上記の教育目的・目標は、学科としての学習成果に明確に繋がるものであり、ホー

ムページ上の「教育情報」（提出-3）等に掲載しているほか、受験生に向けては「入学者選抜要項」（提出-16）にも掲載し、学内外に表明している。

また、この教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかについては、本学卒業生が勤務する幼稚園・保育園に対しアンケートを実施し、本学卒業生に対する満足度等を取りまとめ、分析等を行うことで定期的に点検している。令和2（2020）年度、このアンケート調査を実施し、実習・進路サポート室が取りまとめた「人材ニーズ調査報告書」（備付-21）の内容を教授会（備付-91）にて実習・進路サポート室長より報告し、全体での情報共有を図った。

〔区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準Ⅰ-B-2 の現状>

本学では、建学の精神および教育目的・目標に基づき、以下のとおり学習成果を定め、「洗足こども短期大学の学習成果」（備付-規程集 113）として規程整備している。

【洗足こども短期大学の学習成果 第2条】

本学の学習成果を建学の精神、人材養成及び教育研究上の目的に基づき、次のとおり定める。

2 本学での2年間の学習期間終了時に、学生が獲得する「学習成果」の3つの柱は、「実践力」、「表現力」、「協働力」である。この「学習成果」の3つの柱は、以下の6項目の能力を身につけることにより獲得できる。

- (1) 保育者としての自覚
- (2) 専門的知識および技術
- (3) 創造的な表現力および展開力
- (4) 柔軟な保育実践力
- (5) 社会性および協働意識
- (6) 倫理観と地域貢献への意欲

3 上記の6項目の能力の具体的な内容については、洗足こども短期大学卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に別に定める。

上記2の6項目の能力の具体的な内容については、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、以下のとおり定めている。

1. (保育者としての自覚)
豊かな人間性を備え、保育者としての自覚と責任感を有している。
2. (専門的知識および技術)
幼児教育保育に関する専門的知識と技術を修得している。
3. (創造的な表現力および展開力)
創造的な表現力を身に付け、保育活動を豊かに展開する力を備えている。
4. (柔軟な保育実践力)
幼児教育保育の多様なニーズに対応できる実践力を備えている。
5. (社会性および協働意識)
社会人および保育者として必要なコミュニケーション能力を有し、他者と協力して仕事を遂行することができる。
6. (倫理観と地域貢献への意欲)
高い倫理観に基づき、自身の専門性を活かし地域社会に貢献しようとする意欲を有している。

本学の学習成果は、ホームページ上（提出-4）にも掲載し、学生向けに「履修要項」（提出-12）に卒業認定・学位授与の方針と併せて掲載する等、学内外に向けて表明している。また、科目レベルに関しては、シラバス上（提出-9）で各科目ごとに到達目標として具体的に明示し、ホームページ上でも公開している。

学校教育法第 108 条第 1 項に、短期大学教育に関して「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」と規定されており、この規定を踏まえて FD 活動（備付-52～54）を中心に、自己点検・評価活動の中で学習成果に関しても定期的に点検を行っている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

本学の三つの方針は、「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（中央教育審議会大学分科会大学教育部会（以下「中教審」）平成 28 年 3 月 31 日）を踏まえながら、平成 29 (2017) 年度より従前の内容を大幅に改訂し、三つの方針を関連付けて一体的に定め、規程整備している（備付-規程集 74、108、109）。

「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」には、本学の教育理念に基づき、どのような力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを学生の学習成果の目標となるよう定めた。「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」には、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学習成果をどのように評価するのかを明示した。「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」には、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、受け入れる学生に求める学習成果を示している。

三つの方針の策定にあたっては、「中教審の策定及び運用に関するガイドライン」を踏まえながら、平成 28 年度に自己点検・評価委員会を中心に策定を進め、平成 29(2017)年 3 月 22 日開催の教授会での審議を経て、学長が決定した。

本学では、三つの方針を踏まえ、「本学の教育目的・目標の実現に向け、どのような学生を受け入れ、求める能力をどのようなカリキュラムを通じて育成するか」という観点から、教育活動の「入り口」（入学者選抜）から「出口」（卒業認定・学位授与）までの諸活動を、一体的なものとして捉え日々の教育活動を行うべく、教職員合同 SD 研修会（備付-97）等を通じて、全教職員が共通認識を持つよう努めている。

また、三つの方針は、ホームページ等で学内外に表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているかを点検するために、本学卒業生が勤務する幼稚園・保育園に対しアンケートを実施しているが、このアンケート実施の頻度を高めていくことが課題である。

三つの方針を踏まえた教育活動を行っていくために、専任教職員に対しては、教職員合同 SD 研修会等を通じて、共通認識を持てるよう努めているが、非常勤教員に対しては同様の機会を持つことができていなかったことが課題である。令和 2（2020）年度においては、令和 3（2021）年 3 月に初めて、Zoom を活用し非常勤教員に対して次年度へ向けての教育方針等に関し、学長およびカリキュラムワーキンググループ長より説明会を実施した。今後も引き続き同様の機会を検討していくことが必要である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

令和元（2019）年度の FD 活動の中で、「シラバス作成・登録要領」（備付-38）を改訂し、令和 2（2020）年度のシラバスから、各科目ごとに到達目標に学習成果とディプロマ・ポリシーの 6 項目の具体的な能力との関連を明示し、学生が各科目レベルの学習成果をより意識できるよう、全科目統一でシラバスの記載方法の変更を行った。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

5. 洗足こども短期大学自己点検・評価委員会規程

備付資料

7. 自己点検・評価報告書（平成 30（2018）年度）
8. 自己点検・評価報告書（令和元（2019）年度）
9. 自己点検・評価報告書（令和 2（2020）年度）
10. 高等学校からの意見聴取記録（令和 2（2020）年度）
11. 「洗足こども短期大学幼児教育保育科 外部評価報告書」（平成 27（2015）年 1 月）
12. 「新入生の皆様へのアンケート」（令和 2（2020）年度）
13. 「基礎力リサーチ」（令和 2（2020）年度）
14. 「学習成果を焦点にした向上・充実のための査定（アセスメント）の PDCA サイクル概念図
15. 「実習の手引き」（2020 年度生）
16. 「履修カルテ」（令和 2（2020）年度）
21. 「人材ニーズ調査報告書」（令和 2（2020）年度）
25. 「卒業する皆様へのアンケート」（令和 2（2020）年度）
32. 「実習・進路 Data Book 2020」（令和 2（2020）年度）
36. 「授業改善のためのアンケート」（令和 2（2020）年度）
91. 教授会議事録（令和 2（2020）年度）
（提出-24）学校法人洗足学園中期計画（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度）
52. FD 活動報告（平成 30（2018）年度）
53. FD 活動報告（令和元（2019）年度）
54. FD 活動報告（令和 2（2020）年度）
55. SD 活動報告（平成 30（2018）年度）
56. SD 活動報告（令和元（2019）年度）
57. SD 活動報告（令和 2（2020）年度）
92. 短期大学運営委員会議事録（令和 2（2020）年度）
93. 実習運営委員会議事録（令和 2（2020）年度）
97. 教職員合同 SD 研修会議事録（令和 2（2020）年 9 月）

備付-規程集

113. 洗足こども短期大学の学習成果

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

「学則」第3条に「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、その教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。」と定めている。これにより、自己点検・評価活動を本学運営の重要な要であり、教育の継続的な質保証を図る取組みであると捉え、「洗足こども短期大学自己点検・評価委員会規程」（提出-5）に基づき、学長を委員長とした自己点検・評価委員会を組織している。毎年度自己点検・評価委員会が自己点検・評価活動の方針を決定し、この方針に基づき各委員会、ワーキンググループ、事務部門が自己点検・評価活動を実施し、自己点検・評価委員会は活動結果を点検し、報告書を作成している。例えば、令和3（2021）年度へ向けての GPA の効果的な活用に関しては、実習運営委員会が活動を行う中で、実習参加条件に GPA を活用する方法を検討した（備付-93）。また、学生の学習成果獲得を把握するツールの一つである「履修カルテ」（備付-16）については、カリキュラムワーキンググループが点検活動を行う中で、令和3（2021）年度へ向けて内容の見直しを行い、短期大学運営委員会に諮った上で、オンライン化導入による効果的な活用方法を策定した（備付-92）。

このように、各委員会、ワーキンググループ等が定期的に自己点検・評価活動を行い、自己点検・評価報告書は定期的にホームページ上で公開している。

専任教員は、短期大学運営委員会、FD 委員会等の各委員会や、進路就職、入試、カリキュラム、行事、オリエンテーション・初年次教育のワーキンググループのいずれかに所属しており、FD 活動（備付-52～54）・SD 活動（備付-55～57）を通して、教育の質保証へ向けての現状把握・課題認識等、共通認識を有している。また、SD 活動については、教職員合同 SD 研修会（備付-97）を実施する等、全教職員が自己点検・評価活動に関与している。

高等学校からの意見聴取に関しては、高校訪問・出張授業等の機会に、「本学の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）」の内容を含め、本学の教育活動に関する意見聴取を行い（備付-10）、自己点検・評価活動に活用している。

また、自己点検・評価の結果を教職員全員で共有し、具体的な改善策の策定や中期計画（2020 年度～2024 年度）（提出-24）の策定等に活用している。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

本学では、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）を次のような手法を活用して行うことで、教育の質の保証に繋げている。

量的な査定としては、成績評価結果、免許・取得率、専門職就職率、「幼稚園・保育園からの実習評価」（備付-32）等を用いている。また、定性的な査定としては、「授業改善のためのアンケート」（備付-36）、「履修カルテ」（備付-16）、「新入生の皆様へのアンケート」（備付-12）、「卒業する皆様へのアンケート」（備付-25）、本学卒業生が勤務する幼稚園・保育園に対しアンケートを実施し、卒業生に対する満足度等を取りまとめた「人材ニーズ調査報告書」（備付-21）等を用いている。令和 2（2020）年度は、コロナ禍において通常とは異なる授業形態も実施され、学生の学習に対する満足度等に関し懸念していたが、上記の「卒業する皆様へのアンケート」の速報ベースの集計により、教員や授業についての満足度、事務局対応についての満足度、総合的な満足度等に関し、例年を上回る数字を確認できたことを、令和 3（2021）年 3 月の教授会（備付-91）にて学長より報告することができた。また、令和 2（2020）年度より、新たに新入生の基礎学力、学習習慣、学習意欲等の実態把握を行うために、外部業者の「基礎力リサーチ」（備付-13）を導入した。これは、毎年 5 月初旬に実施する予定で導入したが、導入初年度の令和 2（2020）年度はコロナ禍のため、実施が 9 月となったが、今後も毎年実施を継続しデータを蓄積しながら有効に活用していく。

このように、査定の手法については、新たなものも導入しながら、学習成果の起点となるシラバスの到達目標の記載内容改訂、GPA の有効活用方法の検討等を自己点検・評価活動の中でも行っているが、査定の手法を定期的に点検できてはいないのが現状である。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルに関しては、教職員合同 SD 研修会（備付-97）等において、「査定（アセスメント）と PDCA：学習成果を焦点にした向上・充実のための査定（アセスメント）」（グロリア・ロジャースによる品質保証のための査定より）の PDCA サイクルの概念図（備付-14）等を活用し教職員全員が共通認識を持ちながら、概ね以下の様な手順で実施している。

①Plan【計画】：（教育・学生支援に関する計画）

自己点検・評価等の結果に基づいて、三つの方針の見直し検討等を行った上で、オリエンテーション、ガイダンスの実施計画等を策定し、学習成果とディプロマ・ポリシーの 6 項目の具体的な能力との関連を到達目標に明示した授業計画（シラバス）の策定や「実習の手引き」（備付-15）の改訂等を行う。

②Do：【実行】（教育・学生支援の実行）

「入学予定者オリエンテーション」・ガイダンス等を実施の上、授業および学生支援を実施し、学習成果の測定と記録を行う。

③Check:【検証】

授業・学生支援の評価および学習成果獲得状況の査定を、量的・質的データに基づき実施する。自己点検・評価の実施により、課題の発見・分析等を行う。

④Act:【改善】

FD 活動、SD 活動等を通して課題の解決策を策定し、次の PDCA サイクルに反映させていく。

また、本学では教育の質保証のため、学園法人本部とも連携しながら、文部科学省・厚生労働省等からの法令に関する通知文も含め、関係法令の変更等を漏れのないよう確認している。これにより、学校教育法・短期大学設置基準等の法令を遵守し、必要に応じ学則および学内諸規定の変更等を行った上で、教育活動を行っている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

自己点検・評価活動に関しては、全教職員が関与して日常的に行われているが、一部委員会およびワーキンググループの活動等の記録作成が不十分であること等、より強固な体制作りが課題である。

学生の学習成果獲得へ向けて、非常勤教員との情報共有・共通認識の醸成等をより一層強化していく必要がある。

また、学習成果を焦点とする査定の手法をより体系化して実施していくために、「アセスメント・ポリシー」の制定等を検討することが必要である。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の精神については、引き続きホームページ等で学内外に表明するとともに、平成 27（2015）年度以降の入学予定者に対して、入学前教育の一環として行う「入学予定者オリエンテーション」にて、学長より建学の精神についての説明を行うことを毎年度実施している。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルの一層の定着化を図るため、平成 27(2015)年度に、学科としての学習成果をより理解しやすく具体的な内容に改善し、現在は「洗足こども短期大学の学習成果」として規程整備（備付-規程集 113）するとともに、ホームページ等で学内外に表明している。

外部有識者による評価に関しては、平成 26（2014）年度に文京学院大学大学院特任教授により合計 5 回来校の上、施設・授業見学、教職員との協議会、学校行事視察等を経て、最終的に「洗足こども短期大学幼児教育保育科 外部評価報告書」（備付-11）を平成 27（2015）年 1 月に受領し、以後の自己点検・評価活動に活用した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神については、大きな節目である令和 6（2024）年度の学園創立 100 周年へ向けて、引き続きより分かりやすく学内外に周知するよう努めていく。

地域・社会の自治体や教育機関等との連携に関しては、今後より連携を深めていくためにも、必要な協定書締結について検討していく。

三つの方針を踏まえた教育活動を行い、学生の学習成果獲得へ向けて、今後非常勤教員との一層の情報共有・共通認識の醸成を図っていく。具体的には、これまで様々な制約から非常勤教員一同に会して、学校の教育方針等を伝えることが困難であったが、コロナ禍の令和 3（2021）年 3 月に初めて Zoom 等を活用し、非常勤教員に対して次年度へ向けての教育方針等を伝える説明会を実施した。今後コロナ禍が収束した後も、このようなオンライン説明会を効果的に活用する等、継続的に非常勤教員との情報共有・共通認識を持った上で、教育活動を実施していく。

また、令和 4（2022）年度までに、「アセスメント・ポリシー」を策定し、学習成果を焦点とする査定の手法をより体系化し、本学の卒業生が勤務する幼稚園・保育園に対してのアンケート実施のサイクル等も定期的に実施するようサイクルを定めていくとともに、自己点検・評価活動に関しても委員会・ワーキンググループ等の活動記録の作成を徹底し、より強固な体制を作っていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

様式 6－基準Ⅱ

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

6. ウェブサイト「教育情報：三つのポリシー：ディプロマ・ポリシー」（写し）
https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/policy_diploma.pdf
12. 履修要項（令和 2（2020）年度）
7. ウェブサイト「教育情報：三つのポリシー：カリキュラム・ポリシー」（写し）
https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/policy_curriculum.pdf
8. ウェブサイト「教育情報：三つのポリシー：アドミッション・ポリシー」（写し）
https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/policy_admissions.pdf
14. 学校案内 2021（含む入試情報）（令和 3（2021）年度）入試情報 p. 2
16. 入学者選抜要項（令和 3（2021）年度）p. 1
9. シラバス（令和 2（2020）年度）
10. 授業日程・主な学事日程（令和 2（2020）年度）

備付資料

（提出 4）ウェブサイト「学習成果」（写し）

- <https://kodomo.senzoku.ac.jp/education/#section04>
16. 履修カルテ（令和 2（2020）年度）
 25. 「卒業する皆様へのアンケート」（令和 2（2020）年度）
 35. GPA 分布（令和 2（2020）年度）
 36. 「授業改善のためのアンケート」（令和 2（2020）年度）
 17. カリキュラムマップ（令和 2（2020）年度）
 18. 「音楽検定について」（令和 2（2020）年度）
 19. 音楽検定証明書（写し）
 20. ウェブサイト「海外幼児教育研修レポート（平成 30（2018）年度）」（写し）
<https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2019/07/studytour201903.pdf>
 15. 「実習の手引き」（令和 2（2020）年度生）
 21. 「人材ニーズ調査報告書」（令和 2（2020）年度）
 22. ウェブサイト「教育情報：進路：卒業者数および卒業生進路一覧」（写し）
<https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/sotsugyou.pdf>
 23. ウェブサイト「教育情報：進路：ジャンル別進路数/免許・資格の取得状況」（写し）
<https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/career.pdf>

- 32. 「実習・進路 Data Book 2020」(令和2(2020)年度)
- 9. 自己点検・評価報告書(令和2(2020)年度)
- 10. 高等学校からの意見聴取記録(令和2(2020)年度)
- 24. 卒業証書・学位記(見本)
- 27. 入学予定者オリエンテーション関連資料
- 38. 「シラバス作成・登録要領」(令和2(2020)年度)
- 54. FD活動報告(令和2(2020)年度)
- 91. 教授会議事録(令和2(2020)年度)
- 97. 教職員合同SD研修会議事録(令和2(2020)年9月)

備付-規程集

- 113. 洗足こども短期大学の学習成果

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、学習成果のそれぞれの項目に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、以下の通り定め、ホームページ、学生や教職員が使用するポータル等での公開を通し、広く学内外に公開している(提出-6)。

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

本学の教育理念、教育目的に基づく教育課程の学修により、卒業に必要な所定の単位を修得し、以下に示す要件を身につけた学生に対し、社会で活躍できる「実践力」、「表現力」、「協働力」を備えたものとして、短期大学士(幼児教育保育)の学位を授与する。

- 1. (保育者としての自覚)
 - 豊かな人間性を備え、保育者としての自覚と責任感を有している。
- 2. (専門的知識および技術)

幼児教育保育に関する専門的知識と技術を修得している。

3. (創造的な表現力および展開力)

創造的な表現力を身に付け、保育活動を豊かに展開する力を備えている。

4. (柔軟な保育実践力)

幼児教育保育の多様なニーズに対応できる実践力を備えている。

5. (社会性および協働意識)

社会人および保育者として必要なコミュニケーション力を有し、他者と協力して仕事を遂行することができる。

6. (倫理観と地域貢献への意欲)

高い倫理観に基づき、自身の専門性を活かし地域社会に貢献しようとする意欲を有している。

上記に掲げた卒業認定・学位授与の方針は、所定の単位の取得にとどまらず、養成校として、職業に直結する評価基準を示している。それは、「保育者としての自覚に基づいた専門的知識と技術、それらを最大限に生かす創造的表現力や展開力、柔軟な保育実践力を備え、さらに、社会性および協働意識をもって働き、倫理観と地域貢献への意欲を示すもの」でなければならないという定性的評価基準であり、卒業生を保育者として受け入れる保育業界にとっても、卒業生が関わることになる子育て家庭を含む地域社会においても、十分な社会的通用性を有していると考ええる。

また、卒業後の進路として、海外留学をする者や免許・資格を活かして海外で就職する者もあり、本学の卒業証書・学位記には、本学で取得した学位が学校教育法に基づいた短期大学士の学位であること、及び何を学んだのかが英文で併記されており、国際的通用性も担保していると考ええる（備付-24）。

なお、卒業認定・学位授与の方針は、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」等において定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

- ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

卒業認定・学位授与の方針に基づき、下記のように教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を示している。この方針は、カリキュラム編成、教育内容・方法、教育評価の方針の3つで構成されているが、それぞれが、ディプロマ・ポリシーに掲げた6つの項目に対応している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

【カリキュラム編成の方針】

入学から卒業までの2年間の教育課程において、基礎的及び専門的知識・技術を段階的に習得できるように講義・演習・実習を有機的に配置し、以下の方針でカリキュラムを編成する。

1. 豊かな教養と保育の専門的な知識・技術を身に付けることのできるカリキュラム
2. 幼稚園教諭二種免許、保育士資格を取得できるカリキュラム
3. 創造的な表現力、コミュニケーション力の向上が図られるカリキュラム

【教育内容・方法の方針】

学修過程については、洗足こども短期大学の実践標語である「理想は高遠に、実行は卑近に」に基づき、学生が高い意欲のもと真摯に努力することができるよう全科目をカリキュラムマップとして提示し、主体的な学びへの一助とする。

学修の内容・方法については以下の点に配慮をする。

1. 保育に必要な表現力とコミュニケーション能力の向上を重視し、その実現を図るために、学校行事、音楽検定及び実習と各授業科目との関連性に配慮する。
2. 保育者としての責任を自覚し、保育実践を自ら反省し改善していく自己研鑽力の向上が図られるよう配慮する。

【教育評価の方針】

学修成果については、以下の点を配慮しながら各科目の到達目標の達成度について厳正に評価する。

1. 学生が適正な自己評価ができるよう、各科目の到達目標及び評価の観点を明確に示す。
2. 保育者としての自己研鑽に通ずる学習意欲、課題発見と解決への努力の姿勢を加味した評価を行う。

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。授業科目は、専門

科目と教養科目に大別され、それぞれに必修科目と選択科目があり、学年配当にも配慮し、1年次・2年次いずれの学年でも充実した学修ができるよう、体系的に編成している。教育課程編成・実施の方針に従って、カリキュラムマップ（備付-17）にも示されているように、免許・資格取得に必要な科目を中心に「実践力」を養う科目、音楽等を核にした「表現力」を養う科目、それらを総合的に生かして「協働力」を養う機会を提供する科目をバランスよく編成し、学習成果に対応した授業科目の編成となっている。

また、2年間で2つの免許・資格の取得を目指すため、1年間で取得する単位数が多くなるが、単位の実質化（1単位当たり45時間の必要な学修時間を確保）を図り、学修すべき授業科目を精選することで十分な学修時間を確保し、授業内容を深く真に身につけてもらうことを目的として、年間履修登録単位数の上限を定めている（提出-12（p.13））。

1年次2年次共に各クラスに1名の専任教員が「クラスアドバイザー」として配置され、個々の学生に対して履修に関するアドバイスを行い、無理のない履修計画を行うよう支援している。また、成績評価基準については学則で規定し、その客観性及び厳格性を確保している。科目ごとの成績評価の方法は、シラバス（提出-9）で学生に周知したうえ、公正に判定している。シラバスには、学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、教科書・参考書等が明示されているうえ、成績評価の方法・基準が明確に示され、成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準にのっとり適切に判定している。

「ピアノ」と「幼児音楽」の2科目については、本学の特色ある取り組みである音楽検定を実施している（備付-18）。「ピアノⅠ・Ⅱ」で課す「音楽検定ピアノ」は1～10、「幼児音楽Ⅰ・Ⅱ」で課す「弾き歌い検定」は1～23のレベル分けをしており、希望者には「音楽検定証明書」（備付-19）も発行され、学生は自分の技術レベルを客観的に自覚したうえで、より高いレベルを目指す意欲を高めている。

なお、通信による教育を行う学科・専攻課程は設置していない。

2年間で2つの免許・資格を取得する教育課程の中では、教育課程の大幅な改編は難しいが、カリキュラムワーキンググループを中心に、学生の実情や時代の要請に合わせた定期的な見直しを行い、教育の質向上のための改善に取り組んでいる。また、令和元（2019）年度より実施された、幼稚園教諭の免許取得に係る再課程認定及び指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の変更に伴い、教育課程の大きな見直しを行った。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

建学の精神、三つのポリシー等を踏まえ、短期大学設置基準にのっとり教養教育科目は幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を身につけるための内容を考えて、編成している。社会人として、また保育者として重要なコミュニケーション能力も重視している。本学の教養教育は幼稚園教諭二種免許および保育士資格取得に必要となる科目、あるいは関連の深い科目で編成されており、教養科目においても幼児教育分野の専門性につながる能力が養われるように考慮されている。教養科目は併設音楽大学の教員が指導にあたっている科目も多く、音楽関連科目の専門性のレベルは高い。

また、これらの科目は1年次と2年次にバランスよく配置されていて、履修しやすく配慮されている。選択科目については希望に応じて複数の科目を全員が履修可能となるように配慮して時間割を組んでいる。2年後に即戦力として働くことができるようになることを念頭に工夫されており、実施体制は確立している。

必修科目では、「情報機器の操作」「英語（外国語コミュニケーション）」「健康・スポーツ」「保健体育」を置き、これらは幼稚園教諭二種免許、および保育士資格取得のための必修科目でもある（提出-12（p. 10, 18, 22））。

選択科目のうち、「法学（日本国憲法）」は幼稚園教諭二種免許取得に必修となり、「ビジネス講座（秘書検定対策）」は社会人としての教養となる。他に、音楽大学併設の本学として特徴的な科目である「ウィンド・バンド1」「ウィンド・バンド2」「ミュージカル」「パイプオルガン1」「パイプオルガン2」、そして表現系科目を中心とした「特別研究（ゼミ）」が開講されている（提出-12（p. 10））。「特別研究（ゼミ）」は表現系の科目が多く、行事等での発表や学外の保育施設での出張演奏を行っているゼミもある。

行事等での発表や出張演奏を行う「特別研究（ゼミ）」

（シラバス（提出-9）より一部抜粋）

秋山ゼミ	＜主題＞美しく魅力ある「声」を研究しよう！ 声を磨き、音楽技能や音楽表現力を高めるゼミ ＜活動内容＞ 10月乳幼児向けコンサートの企画ならびに出張演奏実習 11月 FUYUON 音楽劇「浦島太郎と仲間たち」の企画、演奏実習 1月 YOUKON におけるソロやアンサンブルの演奏実習
古田ゼミ	＜主題＞保育園、幼稚園で管楽器、打楽器などでコンサートを行う事を目標とし、コンサートの企画、楽曲の選択、編曲、合奏練習を行う。 アンサンブルを通じて深く合奏を学ぶ。 ＜概要＞ 保育園、幼稚園におけるコンサートの場合、ゼミを履修した学生の楽器編成、または選曲において、既成の出版譜を使用することは少なく、自分たちでピアノ譜等をベースに編曲する必要がある。そこにこのゼミのもう一つの目標があり、どのような編成、人数でも子どもたちが喜

	ぶ楽曲、パフォーマンスをできるようにする。(ゼミの卒業生の意見を聞くと、この体験が少なからず役立っているそうである。) YOUKON においては、子ども向けに限らず、アンサンブルを学んだ集大成となるレベルの選曲をし、演奏する。
クリスゼミ	<主題>Let's Dance!! (クリスと一緒に踊りましょう!!) 基本的なジャズダンスのテクニックを学び、完成されたパフォーマンスを発表会等で披露すること。 <成果披露実績> YOUKON (前田ホール)、成果発表会 (キッズスクエア 1 階ロビー)、オープンキャンパスなど

演技・ダンス・歌を融合させた総合芸術である「ミュージカル」は本学独自の教養科目として開講されている。これは 2 年次前期の選択科目であり、学生自らの希望で、役者となるキャストと、衣装・大道具制作のアートスタッフに分かれて履修する。その主題・到達目標は、キャスト、アートスタッフ全員が一つになり作品を作り上げていかなければならないため、仲間とのコミュニケーション能力の向上を第一義としている。キャストに対する指導は併設の音楽大学ミュージカルコースの教員陣が、アートスタッフに対する指導は本学造形担当の教員がそれぞれ担当している。キャストは授業内で実施されるオーディションにより配役が決定する。授業時間外も夏休みには連日のように自主練習が行われ、担当教員も立ち会ってフォローしている。キャストは表現者として、アートスタッフはクリエイターとして、それぞれの能力は確実にレベルアップする。限られた予算の中でアイデアを出し合い、創意工夫しながら最善の方法を考える力を養っている。よって、創造性、協調性、独自性を持った人材の育成を目標とした授業となっている。毎年 8 月後半の日曜日に学園内の「前田ホール」で昼夜 2 回公演を行い、毎年多くの卒業生や一般のお客様の来場があり、学生にとって貴重な学習成果の発表の場となっている (令和 2 (2020) 年度は無観客で公演を実施し、その様子をライブ配信した)。

また、教育課程の科目とは別に、本学では「YOUKON (幼児教育保育科コンサート)」というイベントを毎年 1 月に開催している (令和 2 (2020) 年度は令和 3 (2021) 年 1 月の緊急事態宣言発令を受けて直前に中止となった)。これは教養教育と専門教育の集大成として、クラス毎に前田ホールで発表する行事であり、「幼児音楽」、「合唱」、「ピアノ」、「ウィンド・バンド」、「パイプオルガン」の音楽系各授業、そして衣装や舞台の大道具・小道具の制作においては「造形表現」の授業で学んだ内容が盛り込まれている。さらに現場での実習や「ミュージカル」「総合表現 (着ぐるみ人形劇ぐりとぐら)」などで得た表現力も発揮され、授業で学んだ成果を確認できる。このイベントは学生が主体的に企画・運営することを良き伝統としており、1 年生・2 年生とも各クラスから選出された委員によって実行委員会が 4 月に組織される。2 年生のスーパーバイザー (委員長) が全体を統括し、各クラスでは委員を中心に学生一人一人が力を合わせて限られた時間と場所を最大限有効に使いながら、1 月の公演に向けて練習が行われている。この過程において、リーダーシップが培われ、一つの目標に向かって切磋琢磨す

る中でクラスの連帯感は強まり、学生個々のコミュニケーション力や表現力も磨かれ、大きく成長していく姿が見られる。例年、多くの観客が訪れる公演の本番に際しても、会場の受付から舞台の照明に至るまで運営はすべて学生により執り行われ、多くのことを学びながら、学習成果を総合的に発揮できる場となっている。学生主体の運営であるが、音楽や造形担当の専任教員が相談役としてアドバイスをを行っている。

平成 27（2015）年度より「海外幼児教育研修」を 1 年生の希望者対象に実施している。（令和 2（2020）年度はコロナ禍のため中止した）。米国オレゴン州ポートランドでの 6 日間の研修では異文化交流を通じて幼児教育の更なる学びと視野拡大を目的として、見学だけではなく、英語を活用して日本の文化や保育を紹介する機会を設けており、現地の子ども達とコミュニケーションを楽しむことができる。教養教育と専門教育を一体化したこの取り組みは入学希望者や学生に好評であり、この研修をきっかけとして海外で就職した卒業生もいる（備付-20）。

教養教育科目についても他の専門科目と同様に「授業改善のためのアンケート」（備付-36）を実施し、これらの結果を基に次年度の授業改善に活かすという PDCA サイクルを展開している。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （1） 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- （2） 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学は幼稚園教諭及び保育士という専門職養成校であるので、入学前教育から卒業に至るまで保育者になるという就職後を見据えた教育内容を体系的に展開している。2 年間で保育者になるために必要な能力を育成するために教育課程が編成されており、職業教育の視点に重きを置き、どの授業科目においても常に保育者という職業を意識した教育を行っておりすべての授業を職業教育と位置付けている。なお、これらは保育者以外の職業を目指す学生に対しても職業又は实际生活で必要な能力を育成できるものである。

教養教育では広く社会人としても必要不可欠となる「情報機器の操作」や「ビジネス講座（秘書検定対策）」を設置している。専門教育では 1 年生の科目である「基礎実習指導」と「保育者のための文章表現」を連動させており、学外での実習に向けて、電話のかけ方やお礼状の書き方などを含めて丁寧に指導している（備付-15）。尚、1 年生の通年科目である「保育者のための文章表現」は令和元（2019）年度より、保育者養成校である本学における初年次教育科目としての位置づけで新設した。そして、授業で学んだ内容は実習で実践し、実習での課題を授業で学ぶというサイクルが確立してい

る。このように、専門教育と教養教育を主体として職業への接続を図るための職業教育の実施体制は確立している。

また、「実習・進路サポート室」が行っている「キャリアガイダンス」では、就職活動に向けて求められる人材像や就職活動のルール、マナー、求人票の見方、履歴書の書き方、面接試験などについて具体的な指導を行っている。また、学外講師による講演も実施するなど、職業や实际生活に必要な能力の育成に努めており、職業教育について授業以外においても全学的にサポートしている。

まずは実習を職業教育の効果を試す場であるとし、全専任教員が分担して幼稚園及び保育所、施設の各実習先に直接訪問し（コロナ禍のため令和2(2020)年度は原則電話で実施）、実習担当者や園長先生から学生の評価をヒアリングし、また実習先からは数値で評価する項目とコメントを記載する欄のある評価票を用いた評価を報告していただいている。実習生に対する実習先の評価は、教員と学生の個人面談でその内容を確認しながら伝え、課題を見つけて次の実習に活かすPDCAサイクルを展開している。また、実習先への訪問の際には、卒業生リストを確認した上で卒業生の評価を伺って職業教育の効果を確認している。

また、「卒業する皆様へのアンケート」（備付-25）、および「幼稚園・保育園における人材ニーズ調査」（備付-21）の結果等を職業教育の効果の測定・評価に用い、職業教育の改善に努めている。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)として以下の通り定めている（提出-8）。これは、「実践力」「表現力」「協働力」を3つの柱とする本学の学習成果に対応

するものとなっている。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 保育者として社会に出て自立して活動することを目指し、そのために必要な教養と専門性、柔軟な思考力と的確な判断力を身につけるための熱意と向上心があり、主体的に努力することができる人。
2. 自分の意見を発信することができる一方で異なる多様な意見も尊重し、他者と明朗活発にコミュニケーションを図りながら協力して授業や行事に取り組むことができる人。
3. 子どもと子どもを取り巻く社会や文化に関心を持ち、自らの問題意識に基づいて積極的に探求を行い、読む・書く・聴く・話す力、および創造的な表現力を主体的に身につけることができる人。
4. 保育者としての自覚と責任感を持つことを意識し、多様な環境に順応できるように努め、心身の健康管理に留意できる人。

この入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学校案内とともに受験生に配布する「入試情報」（提出-14）や「入学者選抜要項」（提出-16）の冊子の冒頭に記載している。さらに、ホームページ（提出-8）でも開示しており、閲覧可能である。また、オープンキャンパスにおいて、入試に関する全体説明、および、教職員による個別相談のなかで随時、説明している。

本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、「熱意と向上心」「授業や行事に取り組む」「読む・書く・聴く・話す力、表現力」「心身の健康管理」といった能力を入学前に身につけているかを把握・評価することを明確に示している。

入学者選抜の方法は、面談、面接、作文、小論文、出願書類（調査書等）によって行われ（提出-14、16）、本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づいて受験生の評価をしている。

令和2(2020)年度に実施した令和3(2021)年度入学者に対する入試区分は、総合型選抜、学校推薦型選抜(一般公募)、一般選抜、学校推薦型選抜(指定校)であり、それぞれの入試区分ごとの選考基準を設定し、受験生が個々の学習の状況や希望に応じて多様な選抜方法の中から選択して本学を受験することができるようになっている（提出-16）。なお、令和3(2021)年度入学者に対する入試より、新型コロナの影響を鑑み、オンライン面談を取り入れた柔軟な入試体制を整えている。全ての入試区分において、教員全員が本学の建学の精神、教育理念、教育方針等についての共通理解を図り、統一した判定ができるように配慮している。学校推薦型選抜(指定校)については、高校訪問により、高校の状況や実情を鑑みて指定校の条件を定めており、指定校の条件の見直しについては、毎年実施している。

授業料、その他入学に必要な経費は、「入試情報」の冊子（提出-14）に明記していると共に、ホームページ等で明示している。

短期大学と併設の音楽大学の入試業務を統括する「入試センター」を専門の部署として設置している他、短大教員よりなる「入試ワーキンググループ」、短大事務局およ

び実習・進路サポート室の職員が協力する体制を整備している。入試センターは、学生募集から入学手続きまでの一連の業務や広報を主に担い、入試の方法や内容に関しては、入試ワーキンググループや入試センターで検討された案について教授会で協議した後、学長が決定する。

受験の問い合わせなどに対しては、入試センターが中心となって対応し、質問などに適切に答えている。電話やメール、ホームページ上の見学申込フォーム等からも問い合わせを可能とし、問い合わせ先を学校案内冊子（提出-14）、ホームページ等に明記している。また、オープンキャンパスや学校見学、高校での模擬授業の機会では、個別の相談を受け付けて、教職員で対応している。

入学者受入れの方針については、教員が、高校を訪問して行う模擬授業などの機会、高等学校の教員を対象に、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、建学の精神について説明した上で、『「アドミッション・ポリシー」に関するアンケート』（備付-10）に回答をお願いし、郵送または FAX によるアンケートの回収を行っている。アンケートの質問項目は、次の通りである。

1. 高校生にとって理解しやすい表現でしょうか。
2. 高校生の現状に合った内容でしょうか。
3. 高校生が進路や職業を考える際に重視していることを教えてください。
4. 高校生が「保育者養成校」を選ぶ際に重視していると思われるものを教えてください。
5. 本学の「アドミッション・ポリシー」について、ご意見・ご感想をお願いいたします。

このようなアンケートで聴取した高等学校関係者の意見も取り入れた上で、入学者受入れの方針を定期的に点検している。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学の学習成果は、「洗足こども短期大学の学習成果」として規程整備されており（備付-規程集 113）、ホームページ（提出-4）にも掲載するとともに、履修要項（提出-12（p. 31））にも掲載をしている。2 年間の学習期間終了時に、学生が獲得する「学習成果」の 3 つの柱は、「実践力」「表現力」「協働力」であり、この「学習成果」の 3 つの柱は「(1) 保育者としての自覚」「(2) 専門的知識および技術」「(3) 創造的な表現力および展開力」「(4) 柔軟な保育実践力」「(5) 社会性および協働意識」「(6) 倫理観と社会貢献

への意欲」の6項目の能力を身につけることにより獲得できることを記載している。また、この6項目の能力の具体的な内容については、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に別に定めてあるということも記載している。学習成果は、建学の精神、教育理念および教育目的、三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）と連動するとともに、保育者として身につけることが求められる保育に関する専門的な知識、技術、態度などに限らず、豊かな人間性、社会人としてのコミュニケーション能力や他者と協力して仕事を遂行するといった汎用的な側面も鑑みて構成されている。本学の「学習成果」およびその3つの柱である「実践力」「表現力」「協働力」については、ホームページにも掲載の他、オープンキャンパスにおいては、在学中の様々な学びとの関連性に加え、将来、保育現場で具体的にどのように活かされるのかを受験希望者にも周知している。また、入学予定者オリエンテーションにおいては、保育とのつながりを具体的に示した動画を配信するなど、2年間の学習期間で、どのような知識や理解に至り、どのようなことができるようになるのかを、入学前より、明確に学内外に公表している（備付-27）。

学生は、シラバス（提出-9）に示された各科目の到達目標の記載から、具体的に何をどのように学び、身につけるのか、どのようなことができるようになるのかを、ディプロマ・ポリシーとのつながりとともに具体的に知ることができる。また、各科目は、学生が学習成果を獲得できるように授業計画が立てられている。履修カルテ（備付-16）を用いて、学生自身が各科目の学習成果の獲得状況を理解できるようにしている。

本学は、入学から卒業までの2年間の学習期間に、将来、保育者となるために必要な知識、技術、態度などを身につけ、幼稚園教諭および保育士を主として、地域社会に貢献する人材を送り出してきた実績がある。在校生に限らず、受験生、就職先など、地域社会から見ても、免許・資格の取得と保育者としての就職という点で学習成果には具体性があり、明確である。

また、定められた学習成果は、2年間という一定期間内で獲得可能である。本学では、学習成果に基づき、ディプロマ・ポリシーに定めた人材を育成するためにカリキュラム・ポリシーを策定し、履修要項にも記載の通り、教育課程を編成している（提出-12（p.8～10））。2年間の学習期間での教育課程を通して身につけた学習成果により、幼稚園教諭二種免許と保育士資格を取得し、保育者として地域社会に貢献する人材を送り出している実績がある。過去3年間の両免許資格取得状況は9割前後である（備付-23）。また、就職においては、保育者を希望する学生の就職率は25年連続100%である（備付-32（p.1））。学位授与率は、ホームページに公開の通り良好であること（備付-22）、免許・資格の取得状況、高い就職率を維持していることから、学習成果は、一定期間内で獲得可能である。

学生に学習成果を適正に獲得させるべく、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルで、学習成果のPDCAサイクルを意識している。授業・学生支援の評価、学習成果獲得状況の査定（定量的・定性的データ）、課題の発見および分析といった検証を重視し、FD・SD活動を通して課題の解決へ導き、PDCAサイクルの全体像への反映へとつなげている。また、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルでの学習成果のPDCAサイクルは、それぞれ連動している。具体的には、学習成果の獲得に向けた授業実施を目的と

し、授業改善のための PDCA サイクルで検証を行い、教育の質の充実・向上に努めている。【Plan】として、学習成果の明確化をねらいとしたシラバスの作成、【Do】として授業の実施、学習の評価（成績評価、学習到達度の確認）、【Check】として、授業改善のためのアンケートの実施、学習成果の査定（定量的・定性的データ）、課題の発見・分析、【Act】として FD 活動を通して課題の解決へ導き、【Plan】の再検証、PDCA サイクルの全体像に反映させている。

本学は、同一科目を複数の教員で担当することも多いが、とりわけシラバス作成時には、担当教員間で十分な意思疎通を図り、学習成果の獲得に向けて協力、連携をしている。シラバスは、共通の「シラバス作成・登録要領」（備付-38）に則り、学生が主体となった行動形式で具体的に記載することを意識し、到達目標が本学のディプロマ・ポリシーとどのような関連性があるのかを明示している。学生自身がその科目の到達度を実感できるよう、また、教員より観察測定できるように十分に留意してシラバスの作成を行っている。また、シラバスの作成後には、シラバスを執筆した教員において、記入の漏れ落ちや記載における方向性のずれがないことを、チェックリストを用いて確認している。更に、科目担当者が作成したシラバスは、FD 委員会によりチェックを行っている。具体的には、教員や学生にとってわかりやすい記載であるかどうか、学生が適正な学習成果の自己評価ができるようなシラバスの記載になっているかどうか、とりわけ各科目における「到達目標」では、知識、技能、態度を意識し、学生を主体とした行動形式で明確に記述してあるかどうか、授業終了段階で学習成果の獲得を実感できるような記載であるかどうかといった点である。各科目とディプロマ・ポリシーの達成との関連性は、カリキュラムマップ（備付-17）にて整理を行っている。

各科目における学習成果は、実技試験や小テスト、レポートなどにより、定量的・定性的に測定可能である。また「授業改善のためのアンケート」（備付-36）においては、学生自身による授業や予習復習の主体的な取り組みの姿勢といった自己評価の項目と、教員の教え方、目標を達成するためのシラバスや授業計画の示し方といった教員が行った授業に対する学生からの評価の項目があり、「この授業で身につけた知識・技術は、将来、保育者として又は社会生活において役に立つと思いましたか」といった質問項目で学習成果を俯瞰するように工夫しており、学生自身も教員も、それぞれ学習成果を把握することができる。

また、2 年間で学習成果は、卒業時の幼稚園教諭二種免許と保育士資格の取得率、就職率、在学時の単位取得状況、卒業者数、学位授与率、GPA として定量的に測定可能であり、「卒業する皆様へのアンケート」（備付-25）の結果から定性的にも測定可能である。

実習については、園から寄せられた学生の実習評価を分析し、適宜、実習運営委員会や教授会にて効果の検討を行っている。また、幼稚園・保育園における「人材ニーズ調査報告書」（備付-21）にあるように、園へ調査を依頼し、その回答を定量的・定性的に測定、把握している。この他、定性的データとしては、実習の訪問記録、卒業生へのヒアリング調査などがある。

本学独自の取り組みである「音楽検定」（備付-18）については、「ピアノ」と「弾き歌い」があり、「ピアノ」はレベル 1～10 まで、「弾き歌い」はレベル 1～23 までを基

本として設定され、特定のレベルを通過することが2年次の実習の条件ともなっている。また、音楽検定の結果は、2年次には、実習生プロフィールに記載欄を設け、各実習先に伝達している。就職活動の際には、希望者に「音楽検定証明書」(備付-19)を発行している。音楽検定の優秀者には、卒業時に表彰を設けている。このように、音楽検定からも、学習成果は測定可能である。ピアノや幼児音楽といった音楽関連科目の学習成果は、学生にとって、科目を超えて、実習とのつながりも大きく、また学内行事の「YOUKON」は、表現系科目の学習成果の集大成ともいえる。

退学者や早期離職者、免許・資格の辞退などについて、原因の追究と改善に向けて、PDCA サイクルが機能するように意識している。例年、新年度にクラスアドバイザーによる学生面談を行っている。面談記録は、カリキュラムワーキンググループや教授会で適宜共有をしている。コロナ禍の令和2(2020)年度は、これまでに増して、各科目における欠席状況について、科目担当教員およびクラスアドバイザー、カリキュラムワーキンググループで情報の共有を行い、出席不芳学生には、適宜、面談の実施などのフォローを行った。また、進級前の年度末に、クラスアドバイザーが単位取得状況を確認し、履修状況についての面談を実施し、学生と相談をしながら次年度の履修登録を行った。学生情報は、面談記録として残しており、進級後の引継ぎを含め、情報の共有ができるようにしている。このように、本学の学習成果は測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

卒業判定会議等において、定期的に GPA 分布(備付-35)、単位取得率、学位取得率、免許・資格取得率等を活用し、全専任教員で学習成果の獲得状況を把握している。GPA は、成績優秀者や奨学金授与の判定の際の基礎データとしても利用しており、そのことを履修要項でも学生に周知している。また令和3(2021)年度より、GPA が原則1.8以上であることを実習参加の条件として設け、「2021年度生 実習の手引き」にも記載をしている。

学生の業績の集積(ポートフォリオ)について、本学では各科目での製作物やレポートを学生自身でファイリングするなど、学習の成果物を集積できるように指導をしている。令和2(2020)年度は、Google Classroom を用い、各科目より授業資料や課題を

配信する方法も行った。学生自身の提出物や製作物が、文書ファイルや写真データで残り、自身でいつでも閲覧できるという結果につながった。

本学独自の取り組みである「音楽検定」(備付-18)の結果は、2年次の実習では、実習生プロフィールにて各実習先に伝達している。また就職活動の際、希望者には、「音楽検定証明書」(備付-19)を発行している。

学生調査や学生による自己評価については、学期末に「授業改善のためのアンケート」(備付-36)を実施し、学習状況の集計を行い、学習成果の獲得状況の把握に活用している。令和2(2020)年度前期は、対面での授業実施が困難であったため、オンラインでの受講状況・理解度等を把握するような項目を主とする形式に変更し、「授業改善のためのアンケート」を実施し、FD研修会でアンケート結果の検証および確認を行った(備付-54)。

また、学生自身による自己評価としての「履修カルテ」(備付-16)の結果も、学習成果の獲得状況の把握に活用している。学生が自身の学習成果を実感し、学びの連続性を感じられるように、履修カルテは、各科目の到達目標の自己評価、自身の具体的な成長と課題、2年次にはディプロマ・ポリシーとのつながりを振り返ることができるように工夫をしている。

同窓生への調査としては、実習訪問の際や、行事で学校に出向いた卒業生からのヒアリングを行うなど、卒業後の把握にも努めている。例年、2年生の選択科目の「ミュージカル」の公演については、卒業生に周知し、学校に出向いた卒業生からヒアリングを行う機会を設けていたが、令和2(2020)年度は、ミュージカル公演がオンラインでの開催となったため、卒業生が会する場を設けることができなかった。

保育者養成校である本学では、在学中のインターンシップや留学の該当者はいないが、例年、卒業後の進路として海外留学をする者が若干名いる(備付-22、23)。進学や大学編入学については、併設校である音楽大学への進学者を含め、実習・進路サポート室や、進路就職ワーキンググループを中心に状況の把握をしている。

「卒業する皆様へのアンケート」(備付-25)を、例年、2年次の卒業前に実施している。学生生活の満足度や意見を量的および質的に確認し、教授会で全専任教員に周知し、実態の把握と改善に努めている。令和2(2020)年度の卒業生においては、教員や授業、事務局の対応についての満足度は90%を超えている。

在籍数および在籍率、卒業数および卒業率、就職率といった学習成果の獲得状況を把握し、退学率の減少へとつなげている。幼稚園・保育園への「人材ニーズ調査報告書」(備付-21)のように、園への調査や卒業生へのヒアリングを通して、卒業後評価の取り組みを定期的に行い、学習成果の獲得状況の把握として活用をしている。

学習成果は量的・質的データに基づき評価し、ホームページに適宜公表をしている。具体的には、ホームページの「情報の公開：教育情報」(備付-22、23)において、進路、卒業者数、授与率、卒業生進路一覧、ジャンル別進路数(就職率・進学率)、免許・資格の取得状況(人数)を公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

卒業生の進路先からの評価は、幼稚園実習、保育所実習および施設実習期間に教員が実習先を巡回訪問する際、「訪問園就職者リスト」を用いて各巡回教員によって卒業生についての在籍を確認すると同時に卒業生の仕事ぶりなどの評価を聴取している。さらに、卒業後評価に関する調査である「幼稚園・保育園における人材ニーズ調査」を定期的実施しており、平成 19(2007)年度にシンクタンクに依頼して行った後は、平成 25(2013)年度に本学独自による調査を実施、続けて令和 2(2020)年度において本学独自による調査を以下のように行った（備付-21）。

【名称】：「幼稚園・保育園における人材ニーズ調査」

【対象】：調査依頼は幼稚園が 120 園、保育園が 95 園で、合計 215 園に対して行い、回答があったのは幼稚園が 83 園、保育園が 46 園で、合計 129 園であった。

【方法】：令和 2(2020)年 12 月 11 日に依頼状を発送し、令和 3(2021)年 1 月 15 日までに Google フォームによるアンケートの回答を依頼した。また、Google フォームによる回答が難しい場合に備えて、回答用紙と返信用封筒を同封してお願いした。

【調査内容】：調査内容：採用時に重視する項目(性格、能力、その他)、本学卒業生に対する満足度等について尋ねた。

【結果】：採用時に重視する項目の調査では全 29 項目中、「挨拶がしっかりとできること」「心身共に健康であること」「子どもが好きであること」「誠実であること」「協調性があること」「明るく元気であること」「責任感があること」「成長意欲があること」「熱意があること」「マナーがしっかりとしていること」の 10 項目の重要度が高く、平成 19(2007)年度調査・平成 25(2013)年度調査を通じて、一部順位の変動はあるものの上位 10 項目の構成は不変であった。本学卒業生に対する満足度の調査では、これらの重要度の高い項目についての満足度は高く、概ね園のニーズを満たしていた。また、本学の特色の 1 つである表現教育に関する項目の「ピアノの演奏能力」「歌がうまいこと」「造形表現能力」「表現力が優れている」については、平成 19(2007)年度調査と平成 25(2013)年度調査で充足度(満足度/重要度)はもともと高かったが、令和 2(2020)年度調査においての充足度はさらに向上した。一方、「挨拶がしっかりとできること」「心身ともに健康であること」「成長意欲があること」「協調性があること」という項目については、決して満足度は低くなかったが重要度が高かったため、充足度は低下した。

この調査結果は、令和 3(2021)年 3 月 24 日の教授会で実習・進路サポート室長より報告されている（備付-91）。令和 2(2020)年度はコロナ禍で対面授業が難しく、挨拶の指導が行き届かなかった面もあるが、今一度、教職員が団結して挨拶の指導を徹底していくことが共通認識された。このように、本学では卒業後評価の取り組みを定期的に行って、学生の学習成果の点検に活用している。

また、夏休み期間に行うミュージカル公演に合わせて「ミュージカルの公演及び卒

業生パーティー」の案内をメール送信して招待し、卒業生が集う機会を設定している。対象はミュージカルの授業が開始された平成 17(2005)年度以降の卒業生で、参加人数は毎年、約 100 名となる。卒業生の多くは保育者となっており、この卒業生パーティー参加者と教職員は直接対面して卒業生の様子を知ることができる。来場時にアンケートを実施し、学生時代に学べればよかったと思うこと等を尋ねて卒業生の意見を聞くことで、授業内容の改善に活用している。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

教育効果の測定・評価方法については、保育者に必要な力に関する学習成果の測定に留まらず、コミュニケーション力の育成など汎用的能力についても測定の方法を確立すること、また、多種多様な測定データを系統立てて可視化し、より具体的な改善の取り組みにつなげていくことが課題である。

カリキュラムマップはあるが、カリキュラムツリーについては作成中である。今後、その積極的な活用法を探ることが課題となる。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

本学では専門必修科目「ピアノⅠ」においてグレードをⅠ～Ⅴまで 5 つに分けて「習熟度別」に 5 名ずつで授業（レッスン）行っている。入学時の学生のピアノ能力の差は大きいですが、グレード別レッスンであることはピアノ初心者にも安心できる仕組みであり、これを本学志望理由の一つにあげる入学希望者も多くなっている。一方、能力の高いレベルの学生には「YOUKON」のソロ発表、パイプオルガンの授業の受講資格などが用意されており、どのレベルの学生にとっても満足度が高く好評である。

また、「ピアノ」と「幼児音楽」の 2 科目については、本学の特色ある取り組みである検定を実施している（備付-18）。「ピアノⅠ・Ⅱ」で課す「音楽検定ピアノ」と、「幼児音楽Ⅰ・Ⅱ」で課す「弾き歌い検定」はレベル分けをしておき、希望者には「音楽検定証明書」（備付-19）も発行され、学生は自分の技術レベルを客観的に自覚したうえで、より高いレベルを目指す意欲を高めている。卒業時には「ピアノ」「弾き歌い」それぞれにおいて優秀な成績を修めた学生を表彰して、モチベーションの向上を図っている。

本学は音楽大学が併設されていることで実現可能な「ミュージカル」、「総合表現（ぐりとぐら）」、「ウィンド・バンド」、「パイプオルガン」等の音楽系科目に特色がある。また、学生が主体的に企画・運営し、1 年間の学習成果の総まとめとしてクラスごとに発表を行う音楽の祭典「YOUKON」を始めとした学習成果を発表する機会を通して、保育者として重要なコミュニケーション能力や表現力を身につけることができる。

保育者として重要とされているピアノと歌、造形などの表現力での評価は以前より高いがさらに向上しており（備付-21）、保育者養成校として適切な教育課程を編成し、職業教育を実施しているといえる。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

11. 洗足こども短期大学幼児教育保育科 ガイドブック（令和2（2020）年度）
12. 履修要項（令和2（2020）年度）
13. 学校案内2020（含む入試情報）（令和2（2020）年度）
14. 学校案内2021（含む入試情報）（令和3（2021）年度）
15. 入学者選抜要項（令和2（2020）年度）
16. 入学者選抜要項（令和3（2021）年度）

備付資料

25. 「卒業する皆様へのアンケート」（令和2（2020）年度）
26. 「卒業前アンケート」（令和2（2020）年度）
21. 「人材ニーズ調査報告書」（令和2（2020）年度）
（提出-14）学校案内2021（含む入試情報）（令和3（2021）年度）
27. 入学予定者オリエンテーション関連資料
28. 新入生ガイダンス関連資料
29. 1年生/2年生オリエンテーション関連資料
16. 履修カルテ（令和2（2020）年度）
30. 「実習・進路 Data Book 2018」（平成30（2018）年度）
31. 「実習・進路 Data Book 2019」（令和元（2019）年度）
32. 「実習・進路 Data Book 2020」（令和2（2020）年度）
33. 洗足学園短期大学同窓会会報
34. 「進学（編入学・専門学校/留学）報告書」
35. GPA 分布
36. 「授業改善のためのアンケート」（令和2（2020）年度）
（提出-16）入学者選抜要項（令和3（2021）年度）
37. 海外幼児教育研修関連資料（平成30（2018）年度）
（提出9）シラバス（令和2（2020）年度）
22. ウェブサイト「教育情報：進路：卒業者数および卒業生進路一覧」（写し）
<https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/sotsugyou.pdf>
23. ウェブサイト「教育情報：進路：ジャンル別進路数/免許・資格の取得状況」（写し）
<https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/career.pdf>
38. 「シラバス作成・登録要領」（令和2（2020）年度）
39. 洗足ポータル「教員遠隔授業ガイド」（写し）
40. 「オンデマンド動画教材の作成マニュアル」
52. FD活動報告（平成30（2018）年度）
53. FD活動報告（令和元（2019）年度）
54. FD活動報告（令和2（2020）年度）

- 63. 校地、校舎に関する図面
- 97. 教職員合同 SD 研修会議事録（令和 2（2020）年 9 月）
- 103. 学生生活サポート委員会議事録（令和 2（2020）年度）

備付-規程集

- 3. 学校法人洗足学園文書取扱規程
- 114. 洗足こども短期大学奨学金規程

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

「学習成果」については、FD 研修等の場を通じ専任教員で情報共有を図り、一丸となって学習成果の獲得に向けた責任を果たしている（備付-52～54）。教員は、それぞれの担当科目において、シラバス（提出-9）に示した成績評価基準に照らし合わせて、学習成果の獲得状況を評価し、学習成果の獲得状況を適切に把握している。学習成果の達成度を確認する手段の一つとして、履修カルテ（備付-16）については、カリキュラムワーキンググループが中心になって、令和 2（2020）年度に議論を重ね、全教員が必要に応じて閲覧し活用できる体制を整えた。

前期・後期終了後の年 2 回、学生による「授業改善のためのアンケート」（備付-36）を実施し、その結果は各教員に通知されている。アンケート内容は、授業改善に資するよう、カリキュラムワーキンググループにおいて定期的に見直されており、各教員はこの結果を授業改善に役立てている。

本学は 1 つの科目を数人の教員が担当することも多いが、一部実技系科目以外の専門科目については、ほぼ全科目において専任教員を 1 名以上配置しており、科目担当教員間の連携役を担っている。シラバス作成時には「シラバス作成・登録要領」（備付-38）を参考に、科目担当教員全員が協力して作成に取り組み、またその他の時期においても、日常的に授業内容を共有しあうなど、科目担当教員間で意思疎通・協力・調整を図っている。また、他科目担当教員との連携についても、FD 研修の機会などにおいて、授業内容・方法についての情報共有や見直しのためのディスカッションを行い、協力しながら学習成果の獲得に向けた調整を行っている。

教員は、学期末の成績評価の機会などに、個々の学生の学習成果を確認しつつ、教科全体の教育目的・目標の達成状況を把握し、次年度のシラバス作成や授業改善に活かしている。

また、クラスアドバイザー教員は、クラスの学生に対して年度初めの履修ガイダンスにおいて、履修カルテ（備付-16）等を確認しながら新年度の履修を行うよう指導している。クラスアドバイザーは年に 1 度から 2 度（必要に応じて随時）、アドバイザー面談を行い、学生の履修状況、出席状況、学修進度、生活上の不安などについての相談支援を行っている。特に 2 年次のクラスアドバイザーは、進路就職ワーキンググループに所属し、履歴書の添削や個別相談等、就職に関する様々な支援を行って、免許・資格を取得して卒業し就職するまでの支援を行っている。

事務職員も学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。事務職員は SD 活動（備付-97）を通じ、学習成果について教員との共通認識をもって、本学の教育目的・目標の達成状況を把握している。その上で、学生や保護者とのかわり、必要な手続きの支援などを行って、学習成果の獲得に貢献している。実習・進路サポート室は、実習配属などの実務、就職や実習に関する学生の不安や疑問に応える業務、さらに就職関係の資料を整理しつつ学生に新しい情報を提供しており、進路就職ワーキンググループの教員と連携して、就職活動の支援を行うなど、学習成果につながる重要な職務を担っている。また、短大事務局の職員は、授業を円滑に進めるための環境整備を行うだけでなく、奨学金や支援金などの手続き、就学意欲が減少した学生に対する保護者との連携による相談支援、学生の日常的な細かな疑問への対応などの業務を通じて、個々の学

生の学習成果獲得に貢献している。

事務職員は、「学校法人洗足学園文書取扱規程」（備付-規程集 3）に基づき、学生の成績記録を学籍簿とともに永年保管し、卒業後の成績証明書の請求などにも適切に対応している。

教職員は学生の図書館の利便性を向上させている。図書館は、洗足学園音楽大学との共有であり、開館時には職員が常駐している。通常の貸出業務のほか、文献の検索方法などの「図書館ガイダンス」を開催するなど学生の学習力向上に寄与している。ただし、令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス拡大防止のために館内での説明は中止し、ポータル機能を通じてスライドによる利用案内を配信した。そのほか、開館中は随時、個別ガイダンスに応じている。

短大の教員 1 名が大学との共同委員会組織として図書館委員会に所属し、学生アンケートや学生や教員からの図書購入リクエストの動向などを注視しながら、利便性の向上に努めている。また、年 2 回発行している図書館便りでは、おすすめの本を紹介する欄に短大教員も必ず執筆しており、図書館便り発行後には、推薦図書が図書館入り口付近の「おすすめの本のコーナー」に配架されている。なお、コロナ禍の令和 2(2020)年度は、図書館の閉鎖期間に図書の利用を支援するため、オンライン申し込みによる宅配郵送サービスも行われた。

教職員は学内のパソコンを授業や大学運営に活用している。原則として教員 1 人最低 1 台のパソコンが研究室に配置され、授業資料の作成やその他の業務に活用されている。授業では、事務局にあるパソコン 6 台または個別に貸与されている iPad を活用して、パワーポイント資料の提示やインターネットを使った資料提示、Zoom 等を使った双方向システムによる授業が行われている。オンライン授業展開のために、各教室に iPad が固定され、黒板等を映し出す必要がある際に利用されている。学生の個人情報等は、セキュリティが確保された学内共有フォルダによって教職員に共有されている。

学生に対しては、令和 2(2020)年度のコロナ禍によるオンライン授業の必要性の高まりに応じ、パソコン利用を特に促進し、「情報機器の操作」の授業及び各授業の中で、Google Classroom や Zoom 等の使用スキル、ワードや PDF ファイル、パワーポイントなどによる資料作成技術の向上などを図った。同時に、インターネット利用のためのルール遵守を呼びかけ、情報を適切に管理するよう指導している。また、令和 2(2020)年度は、「通信環境におけるアンケート」を実施したうえで、必要な学生にはモバイル Wi-Fi ルーターの無償貸し出し、オンライン化のための環境整備費用として「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急給付奨学金」一律 5 万円を支給する等、家庭のネット環境の整備を経済的、技術的に支援するための施策を行った。

各教職員は、それぞれの業務、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。令和 2(2020)年度は、オンライン授業の展開に伴い、洗足ポータルに「教員遠隔授業ガイド」（備付-39）が配信され、さらにカリキュラムワーキンググループが中心となって「オンデマンド動画教材の作成マニュアル」（備付-40）を作成し、専任・非常勤教員の支援を行った。また、学内ネットワークを使った授業展開についての FD 研修が、実際の教室を使用して実践的に行われ、専任教員が

参加した。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続き者に対し、入学までに授業や学生生活についての情報の提供を、次のように行っている。入学手続きを終えた者に対して、例年 1 月および 2 月に計 2 回の入学予定者オリエンテーションを実施している。「読む」「書く」といった文章における基礎学力のみならず、音楽大学併設ならではの「楽譜の読み方を学ぼう」を始め、学長および科長補佐による挨拶では、「建学の精神」や本学の学習成果の 3 つの柱となる「実践力」「表現力」「協働力」に具体的に触れるなど、入学予定者オリエンテーションにおけるプログラム（備付-27）は、入学から卒業までの学びを入学手続き者がイメージできるように工夫を行っている。

また、入学までのスケジュール、入学後の学習面・生活面に関する情報について、入学前から入学後と、段階を追って提供している（備付-27、28、29）。実習に向けても、入学手続き者が事前に心構えができるようにいくつか準備を提示している。例年、1 月と 2 月の計 2 回のオリエンテーション実施後に決まった入学手続き者や、オリエンテーションの欠席者への対応も行っている。

令和 2(2020)年度は、従来の対面での入学予定者オリエンテーションの実施ではなく、1 月と 2 月の計 2 回、令和 3(2021)年度入学予定者に向けて、動画の配信や楽譜の読み方に関するリンクをホームページで限定公開した（備付-27）。このように入学予

定者が、本学での 2 年間の学びを知り、学生生活のスタートや学びに向けた準備をすることを目的とし、保育者が身につける遊びの技術や活動をイメージしながら課題に取り組み、入学後へ向けての準備ができるように、プログラムを構成している。

令和 3（2021）年度入学予定者オリエンテーション

<目的>

1. 洗足での学びを知る
2. 洗足での学びに向けた準備をする（実習、ピアノなど）

<学習課題およびねらい（一覧）>

課題①	「思い出せ！折り紙」
ねらい	子どもたちへの折り紙の必要性を知り、優れた日本文化の再確認をする
課題②	「楽譜の読み方を学ぼう」
ねらい	保育者にとって必要なピアノの基礎技術について学ぶ
課題③	「洗足での学びと夢の実現」
ねらい	洗足での学びを具体的にイメージし、自分の将来の夢について思い描くとともに、保育者を目指すうえで自分が身につけたい力について考える
課題④	「動物になりきって筋力UPをしよう！」
ねらい	動物の模倣が上手にできるようになるとともに、保育者に必要な筋力を身につける

※課題①-④の他、学長挨拶、科長補佐挨拶、実習に向けての準備の動画配信を行った

入学予定者オリエンテーションでは、入学手続き者が在学中の学びへの興味関心を広げること、学びの意欲を促進することを重視し、実施の目的からの見直しを行った。

プログラムでは、在学時における授業での学び、実習や行事などの様々な経験が、保育者という夢の実現につながることにについて、卒業生を招いて対談を実施するなど、入学手続き者が具体的なイメージを抱けるような提示の工夫をしている。具体的には、学生生活や実習に向けての心構えに加え、「造形表現」や「健康と運動遊び」といった本学の特色ある授業からの課題を設定し、入学後の授業での学びにつながるよう、学びの連続性を意識した提示を行った。「楽譜の読み方を学ぼう」では、入学後に躓きやすい基礎的な読譜の知識を、動画配信というインターネットでの学びの特性を活かし、入学までに楽しみながら繰り返し学び、準備をすることができるようにした。音楽大学併設という環境を活かした学習サイトである。また「楽譜の読み方を学ぼう」のサイトは、入学後もピアノや幼児音楽の授業との関連があるため、学生自ら主体的に反復練習ができるように、入学後も SENZOKU ポータル上にリンクを掲示し、周知をした。

「学長挨拶」では「建学の精神」にも触れ、「科長補佐挨拶」では 学習成果の 3 つの柱、すなわち「3 つの力（実践力、表現力、協働力）」が具体的に保育現場でどのように活かされるのか、また在学中の学びについて、入学手続き者が実感を伴って理解できるような配信動画を提示した。

「洗足での学びと夢の実現」では、現役の幼稚園教諭の卒業生と本学教員で対談を行った。保育の仕事への理解に留まらず、在学中の学びへの興味関心を広げ、将来の夢の実現への意欲を高めるとともに、在学中に取り組んだレポート課題等の成果物を提示することで、在学中の学びが将来の保育現場でどのようにつながるのかを示唆した。

入学予定者オリエンテーションでは、入学手続き者は、自身で取り組んだ課題についての感想を自由に述べており、寄せられた感想では、入学後を楽しみに思い描くだけでなく、夢の実現に向けて、どのような努力が必要となるのか、また卒業後の保育現場での自身の姿を思い描く様子が見られた。

また、入学手続き者には、入学式の案内や、入学式後のオリエンテーション等の情報を入学までに提供している（備付-27、28）。

例年、入学者に対し、学習・学生生活のためのオリエンテーション等を、次のように行っている。入学者には「新入生オリエンテーション」の期間に、「シラバス」（提出-9）「履修要項」（提出-12）を中心に、授業形態（講義、演習、実技）や、単位認定や履修に関する事項、取得可能な資格についての説明を十分に行っている。また、学生証や個人用ロッカーの使用方法、SENZOKU ポータルの活用方法、短大事務局や実習・進路サポート室の場所、教室の表示や時間割の見方、教科書や定期券の購入について等、学生生活についても学年全体に説明を行っている（備付-28、29）。免許・資格の取得と実習、様々な授業、卒業要件等の説明を、内容に応じて、学年全体やクラスごとに実施をしている。クラスアドバイザーを中心として履修登録の支援を行い、事務職員と連携して、手厚く学生への対応を行っている。また、学生生活についての疑問が生じた際には、SENZOKU ポータル内にある「洗足こども短期大学幼児教育保育科 ガイドブック」（提出-11）より、学生自身が知りたい項目を検索、参照することができる。

また、新 2 年生には、例年、年度末の 3 月及び新年度の 4 月初頭の 2 回に分けて、内容に応じて、学年全体やクラスごとにガイダンスを実施している（備付-29）。コロナ禍のため、令和 3（2021）年 2 月及び 3 月には、2 年次の選択科目である「ミュージカル」「総合表現（ぐりとぐら）」等の科目の担当教員が、授業紹介の動画を作成し、学生が自宅でも視聴できるような提示を行った。とりわけ、「ミュージカル」や「総合表現（ぐりとぐら）」等、音楽大学併設の本学ならではの科目では、本学が育てたい力のひとつである「表現力」の発揮の場でもあることから、学生が履修について前向きに考えることができるような提示を行っている。進級時の履修登録では、令和 2（2020）年度より、従来の SENZOKU ポータルの使用に加え、Google Classroom を活用し、学生が自宅でもオンデマンド動画を視聴し、履修登録を行えるような工夫を取り入れている。履修登録時には、1 年次の学習成果の獲得状況を把握するべく、学生は個々に「履修カルテ」（備付-16）を適宜参照している。必要に応じて、クラスアドバイザーを中心として履修登録の支援を行うとともに、事務職員とも連携をしながら学生への対応を行っている。

また、日頃の授業において、各教員は学習の動機付けに焦点を合わせた学びの方法について意識をし、模索している。とりわけ令和2(2020)年度は、コロナ禍によりオンライン授業の実施が進んだことを受けて、令和2(2020)年9月のFD研修会で、オンライン授業での効果的な学びの方法や、学習の動機づけを高めるための工夫について教員間で話し合う等、学生の学習成果の獲得に向けた学習支援について、更なる向上を心がけている。各科目において、学習の動機付けを意識しながら講義を行い、学生の学びの意欲を高めるべく、学生からのコメントや質問、提出物に対しては、教員よりフィードバックを行っている。また授業終了後は、「授業改善のためのアンケート」(備付-36)の実施結果を教員自身が確認し、学生の学習の動機づけに焦点をあてた授業の改善へとつなげている。

本学では、学習成果の獲得に向けて、シラバスや履修要項などの学生支援のための発行物は、SENZOKU ポータルやホームページから、いつでも確認できる状況にある。平成26(2014)年度より、学内のICT化を促進するべく、従来の印刷物ではなく、SENZOKU ポータルやホームページからの閲覧の方法に切り替えた。その他、学生がいつでも閲覧できるように、シラバスは事務局横の掲示板の下に常置し、短大事務局にも、印刷資料として常置してある。シラバスは、各科目の授業開講時にも、担当教員より説明がなされている。

基礎学力が不足する学生に対する補習授業等については、学習成果の獲得に向けて、それぞれの科目の担当教員が必要と判断した場合には、学習を補うための工夫を行っている。従来のSENZOKU ポータルの活用に加え、令和2(2020)年度はGoogle Classroomの活用が始まり、教員も学生も互いに課題などの未提出状況の把握がしやすく、学生への通知もスムーズになった。加えて、授業内容や課題についての質問や相談が、授業外の時間にも行いやすい環境となった。学生の提出物への教員からのフィードバックについては、基礎学力が不足する学生に対してのみならず、より一層励行することを、日頃の授業より意識している。

実習指導の授業においては、授業の欠席者が自主的に授業内容を把握できるように、授業の録画や配布資料を適宜用意し、学生からの求めに応じて担当教員が説明を行っている。また、実習期間中に、従来はメールや実習用携帯により学生からの質問対応を行っていた。コロナ禍の令和2(2020)年度からは、実習期間中に、実習での子どもとの関わりでの戸惑いや日誌の書き方などについて疑問が生じた際には、学生は実習指導のGoogle Classroomの限定コメントを活用して質問することが可能となった。このように実習指導の担当教員を中心に、学生の質問に対する返信やオンライン面談を効果的に行い、学生の実習期間中の相談等にも対応している。

加えて2年次の実習指導は、習熟度によるコース別授業を構成している。3つのコースのうち「Basic コース」では、実習日誌の作成等、保育実践を文章で表現する力に課題を感じている学生が履修をし、1年次に学んだ基礎知識を復習しながら次へと進んでいけるよう、また教員が授業内でそれぞれの学生からの質問に十分に応じることで、個別的に丁寧に学ぶことができるコース設定となっている。尚、「Advance コース」および「Standard コース」は、履修者数も多いため、さらにクラスを分けて指導を行っている。

令和 2 (2020) 年度 2 年生実習指導 コースについて

コース名	特徴	履修者数
Advance コース	より実践的・発展的に実習について学ぶ	99 名
Standard コース	1 年次と同様のペースで自立して学ぶ	127 名
Basic コース	基礎的なことを復習し、個別的に丁寧な学ぶ	39 名

本学では、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。学生の修学に係る支援に関する取組としては、クラスアドバイザー制度を導入しており、各クラスに専任教員 1 名をクラスアドバイザーとして配置し、修学上の相談の窓口となっている。毎年 5 月初旬頃に、個々の学生との面談を実施し、学生生活上の悩みを含め、様々な相談に対する助言を行っている。クラスアドバイザーによる面談内容は、各科目の担当教員と必要に応じて情報を共有している。また、各科目での学生の学びの状況を、各科目の担当教員とクラスアドバイザーが共有する体制となっている。これらの学生に関する情報は、カリキュラムワーキンググループとも、適宜、共有をしている。

実習に関する学習上の悩みに関しては、実習期間中には、日誌の書き方などの戸惑いに対して、実習指導の担当教員を中心に、全専任教員が相談や助言を行っている。また、実習期間に限らず、実習・進路サポート室の職員も協力して相談を受ける体制があり、実習指導の担当教員とともに解決にあたり、実習運営委員会や教授会等において、情報共有をしている。

就職に向けては、進路就職ワーキンググループが中心となり、履歴書や作文の添削を行う他、全専任教員による模擬面接も実施している。

令和 2 (2020) 年度は、感染症の予防のために対面授業への出席が難しい学生においては、各科目の担当教員およびクラスアドバイザーを中心に、オンラインでの面談等の方法を取り、学びでの不安や実際の学びの内容の不足分を補えるよう、相談に応じるとともに授業内容の補足を行った。

本学は、通信による教育を行う学科・専攻課程はなく、添削等による指導の学習支援の体制は設けていない。

学習成果の獲得に向けて、学びの意欲の高い学生に向けても配慮や学習支援を行っている。各科目において、授業に関連する参考文献を提示することで、予習や復習のみならず、意欲のある学生が主体的な学びを実施できるように配慮をしている。また、授業内だけでなく、授業外で予習や復習を行っている際の質問に対しても、授業の担当教員よりメールや Google Classroom の限定コメントなどを通して、日常的に返答をしている。また、2 年次の実習指導は、習熟度によって 3 つのコースに分けて授業を行っている。その中の「Advance コース」は、より実践的・発展的に実習について学ぶことをコースの特徴としており、進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮ともなっている。その他、本学独自の取り組みである「音楽検定」は、卒業時に優秀者への表彰を設定しており、日々の自己研鑽の意欲にもつながっている。併設の附属幼稚園での「自主実習」は、本人の主体性を発揮することのできる機会となっている。2 年生

の選択科目「特別研究（ゼミ）」の一部のゼミでは、保育所等をはじめとする出張公演を行っており、より学びの意欲の高い学生の自己発揮の場となっている。パイプオルガンの授業は、履修の条件にピアノのレベルが課されており、ピアノの実力のある学生が履修することができる状況である。また、行事である「YOUKON」では、ピアノのソロ演奏やパイプオルガンの演奏があり、ピアノやパイプオルガンなどの実力を発揮することのできる機会となっている。

本学では、現在のところ、留学生の受け入れ及び派遣は行っていない。

卒業者数、学位授与率、卒業生進路一覧、ジャンル別進路数（就職率・進学率）、免許・資格の取得状況（人数）などの学習成果の獲得状況を把握し、学習支援方を全学的に点検している（備付-22、23、32）。また、幼稚園や保育園への「人材ニーズ調査報告書」（備付-21）にあるように、園への調査の実施や卒業生へのヒアリングからも、卒業後の学習成果の獲得状況の把握を行っている。これらの情報や GPA 分布（備付-35）は、教授会で共有しており、学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき、学習支援方を全学的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

本学では、学生の生活支援のための教職員の組織として、「洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学学生生活サポート委員会」を設置している（備付-103）。また、クラスアドバイザーを中心に全教職員が連携をとりながら、相談支援体制を整えている。クラスアドバイザーは入学時および学期始めには全員に対して個別面談を実施している。その他、随時、生活支援を含めた相談に応じている。さらに、令和2（2020）年度からは Google Classroom や Zoom も活用して、学生からの相談に対し、これまで以上にきめ細やかに支援している。

短大事務局や実習・進路サポート室の職員も随時、学生からの相談に個別に応じている。特に実習・進路サポート室には実習中や就職後の生活面を含めた相談もある。これらの支援内容は、学生個人の学習や学生生活に関わるものの他、行事や課外活動等の事項にも対応している。

このように専任教員と各授業科目担当教員、短大事務局と実習・進路サポート室の事務職員が一体となって学生を支援しており、「卒業する皆様へのアンケート」（備付-25）における満足度も高い。

クラブ活動や行事の実施については、学友会や行事担当の教職員が支援している。クラブ活動は併設の音楽大学とともに活動しているが、「児童文化部」のように短大生が主体となるクラブもある。児童文化部は学外における受賞歴（「未来の保育士コンテスト 2019」グランプリ受賞、受賞作品は「ずんちゃちゃお料理合唱団」「和食ザ・ワールド」）もあり、短大における看板クラブとして学内外で活躍している。また、ダンス部（Dr.Fish）も卒業生が指導にあたるなどして盛んに活動をしており、学園祭での発表の他、オープンキャンパスでもダンスを披露している。

クラブ活動一覧

体育系	スカッシュ部、サッカー部、水泳部、フレッシュャーズクラブ（ヨガ）、バスケットボール部、Dr.Fish(FREE STYLE/HIP HOP DANCE)
文科系	児童文化部、陶芸部、書道部、Swingin' Express!!、Jazz Brass Gumbo、しわしわーず、おはなしコンチェルト～たんぽぽの会～、コールファンタジア、和太鼓部、シンセサイザー研究会

例年 11 月に開催される学園祭では、2 年次の選択授業である「総合表現（ぐりとぐら）」の授業成果発表である「着ぐるみ人形劇：ぐりとぐら」の公演を行っている。観客に学園内の附属幼稚園、地域の保育施設の子ども達を招待する他、地域住民を対象に予約を受け付けており、例年合計 2,500 名を超える来場者があり、大変な好評をいただいている。令和2（2020）年度は、コロナ禍のため学園祭自体は中止となったが、本公演は出演者の関係者のみの来場者を迎え、公演を実施した。

また、例年 12 月に併設の音楽大学との共催で行われる「FUYUON」（冬の音楽祭）においては、1 年生の通年科目である「合唱」の授業の発表の場となっている「ブルーアイランドの第九」や 1・2 年生の選択科目である「ウィンド・バンド 1・2」（吹奏楽）の授業の発表の場である「幼児教育保育科ウィンド・バンド演奏会」の公演が行われる。

令和 2 (2020) 年度はコロナ禍のため、「合唱」の公演は中止、「ウィンド・バンド」の公演は、来場者は出演者の関係者のみとして実施した。

また、クラス単位での表現系の総合的な学びの発表の場である「YOUKON」(幼児教育保育科コンサート)は半年以上の準備期間を取り、学生が主体となってクラスが一致団結して取り組むことで特に保育者に重要とされるコミュニケーション能力や表現力を身につけることができる、短大生にとって重要な行事である。例年 1 月に実施する「YOUKON」は令和 2 (2020) 年度は、令和 3 (2021) 年 1 月に緊急事態宣言が発出されたため、中止することとなった。

このように本学では、学習成果を発表する場が多く、学生が主体的に参画する活動が盛んである。また、多くの観客を前にした数々の舞台発表の経験は学生の学習成果の獲得及びモチベーション向上にも大きく寄与している。

学生食堂「ミューズ」(備付-63)は本格的な石窯で焼くピザも提供されており、学生に好評である。カフェカーやおにぎり専門店もあり、ロビーと中庭にはテーブルと椅子が設置され、好天の日には屋外で食事を楽しむ学生達の姿も多い。また、ミューズでは不定期ではあるが朝食無料のイベントがあり、Twitter などで学生に通知している。現在はテーブル上にアクリル板の衝立をたて、ピアノの使用禁止など、感染防止に努めている。

学内の購買店として「ドミナント(河合楽器洗足学園購買店)」(備付-63)があり、平日 10 時から 17 時まで開店しており、年度始めにはその年に必要な教科書をセットで購入することができる。

学園直営の学生寮については閉館されたが、学生会館、アパート、マンションの案内を複数の業者と提携して行っている。「橘学生会館入館事務センター」、「(株)共同メンテナンス」、「伊藤忠アーバンコミュニティ」、「ドミナント(河合楽器洗足学園購買店)」、「(株)毎日コムネット(学生マンション総合案内センター)」や不動産業者と連携を取り、斡旋を行っている。

本学は J R と私鉄の 2 線が乗り入れる電車の最寄り駅から徒歩 8 分という立地であり、多くの学生が電車を利用して駅から徒歩で通学しているため、入学時には私鉄の定期券販売を学内で行っている。また、届け出た自転車での通学が可能で、学内に駐輪場が設置されている。

短大事務局では日本学生支援機構奨学金についての案内と説明、申込みや手続きのサポートを行っている。令和 2 (2020) 年度 4~11 月採用では給付奨学金の採用が 52 名、貸与奨学金が第一種と第二種を併せて 70 名であった。実習・進路サポート室では「保育士修学資金貸付制度」についても案内と説明、申込みや手続きのサポートを行っており、神奈川県、横浜市、川崎市、東京都、埼玉県、千葉県、静岡県、茨城県において採用実績がある。また、本学は文部科学省「高等教育の修学支援新制度」対象校に認定されている。

本学が独自に行っている奨学金としては「前田記念奨学金制度」があり、本学に在学する学生で、成績優秀・健康で建学の精神に則り、他の学生の模範となる学生に対し奨学金を給付している(備付-規程集 114)。2 年生を対象に募集案内し、応募者のうち、GPA 等も活用して選定の上給付している。

前田記念奨学金（備付-規程集 114）

対象者	学業成績優秀かつ心身共に健康で他の学生の模範となり得る人物 運営委員会により選考された者
給付金額	1 人につき年額 10 万円
給付人数	短期大学 2 年生を対象とし年間 19 名を上限とする

令和 2（2020）年度に関しては、「学生支援緊急給付金給付事業」に対して応募者が 23 名あり、日本学生支援機構に推薦リストを提出した。この他、本学では金融機関と提携し教育ローンの紹介を行っており、「ジャックスの教育ローン」及び「オリコ学費サポートプラン」の 2 社の提携金融機関に申込みが可能である。この他、学生の負担を軽減するために、実習先から個別に求められた検査費用や遠方の施設実習の際の交通費など、特別に必要となった実習に関する費用の一部を補助している。

本学では安心して教育研究活動や課外活動が行えるよう、「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入している。これらで補償が不足すると思われる場合には任意で加入できる「学研災付帯学生生活総合保険」の案内をしている。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアについて、まずはクラスアドバイザーや実習担当の各教員、事務職員が対応し、教授会等で情報を共有している。学内には保健室と学生相談室があり、学生には開室時刻をポータルにて知らせ、相談に応じている。また「洗足こころとからだの相談窓口」という 24 時間電話健康相談サービス・メンタルヘルスのカウンセリングサービスも提供している。

学生生活に関する学生の意見や要望については、クラスアドバイザーの面談や「卒業する皆様へのアンケート」（備付-25）で把握して、対応を検討している。例えばキッズスクエア内の全トイレにウォシュレットが設置されたのは、これらの結果を踏まえて学生の声を反映させた結果である。

留学生及び社会人学生については、現在在籍していない。障がい者についてはこれまで入学希望者はいないが、エレベーターや障がい者用のトイレ、点字ブロックが設置され、施設の整備は完了している。今後、支援対象者のニーズに合わせて柔軟に対応し、支援体制を整えていく。

長期履修生についてはこれまで希望者がなく、現在、受け入れ体制は取っていない。

学生の社会的活動については、教職員が学生に対して働きかけ、地域活動、地域貢献、ボランティア活動等が実施されているが、現在、その評価を積極的に行う方法が確立しているとはいえない。令和 2（2020）年度まではボランティア活動、競技会、学友会活動等の学内外各種活動において顕著な功績のあった者を評価して給付される「前田記念賞」という学園独自の給付奨学金を授与して評価してきた。しかし、併設の音楽大学との共通の奨学金となっており、令和元（2019）年度に学外の水泳大会で顕著な成績を修めた水泳部の 2 年生が受賞したものの、それ以外では音楽大学の受賞者が多数を占めており、短期大学生が受賞することは少なかった。よって、令和 3（2021）年度から廃止して見直し中である。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

進路支援のため、学生の実態を把握でき、かつ、学生側が相談しやすい 2 年生のクラスアドバイザーと実習・進路サポート室の室長で構成する「進路就職ワーキンググループ」を設置し、教職員が協力する体制を整備している。また、実習と就職を「実習・進路サポート室」という、一つの部署で取り扱い、幼稚園や保育所等、就職先の情報や学生の実習時の情報等を共有することで、きめ細かな進路支援を行っている。年間約 3,000 件の幼稚園・保育所の求人情報を地域別に公開しており、過去の就職試験についても受験者から提供された情報を蓄積し、閲覧できるようにしている。学生用の備え付けパソコンが 2 台あるが、パソコン以外にスマートフォンでも求人情報をチェックすることができる。実習・進路サポート室には進路就職に精通した職員がおり、いつでも気軽に相談することができるので、休憩時間や空き時間を中心に多くの学生が利用している。実習に関する手続きや相談等においても利用しているので、1 年次の早い段階から就職への意識を高めることにつながっている。さらに、実習の機会を通じて、実習訪問担当教員が、個別に進路について聞き取りや相談等の対応を行い、その結果を実習担当教員や進路就職ワーキンググループ、実習・進路サポート室等で情報共有している。教授会では毎年 6 月頃から毎月、就職希望状況や就職内定者が報告されている。実習先から実習生の就職について問い合わせがあることも多いため、実習訪問担当教員はこのことも視野に入れている。このように本学では、進路就職ワーキンググループと実習・進路サポート室を中心に教職員全員が連携して進路を支援する体制を整えている。

保育関連施設に就職する学生は多く、就職に際して保育士資格、幼稚園教諭免許は必要であり、単位の取得見込みについての学生の状況把握は早めに随時行い、相談やアドバイス等、個別の必要に応じた支援を行っている。本学では 1 年次の 9 月から進路に関するガイダンスを定期的実施している。1 年次 1 月には、先輩である 2 年生の就職活動体験談を聞く機会を設けている。2 年次では 4 月から本格的な就職活動に向けたキャリアガイダンスを開始し、9 月までの回では全員出席を求めて、「就職活動に向けて・求められる人材像」「受験時のルールと手続き」「求人票の見方・園見学に行こう」「履歴書の書き方」「面接のポイント・協会登録」「就活直前総復習」「ビジネスマナー」の内容を実施し、本格的な就職活動時期となる 2 年次の後期に準備が整うよう計画して進めている。また、公務員試験受験希望者に対しては、1 年次 1 月に「公務員採

用試験対策説明会」、1年次3月に「公務員保育士採用試験対策講座（一般教養、小論文対策）」を行っている。令和元（2019）年度より2年次の前期に外部講師を招いて8回程度の「公務員対策セミナー（専門試験、面接、作文対策、時事問題解説）」を開催し、知識・情報を提供するとともにモチベーション維持の機会を設けている。同じく令和元（2019）年度より川崎市と連携して学内に保育園、幼稚園等を運営する事業者に参加していただき、事業者ごとにブースを設けて説明を行う、学内就職フェアも開催している。令和2（2020）年度も、オンラインによる開催を行った。学外で行われる就職フェアと比較して本学卒業生が職員として出席するブースが多く、先輩・後輩の間柄で園の実情をお聞きすることができ、学生からは高い評価を得ている。履歴書や作文・小論文は学生の希望に応じて、進路就職ワーキンググループの教員が随時添削している。また、全教員による希望者の模擬面接や個別相談を随時実施しており、自己PRや志望動機の伝え方等を具体的にアドバイスしている。進路の絞り込みから、就職試験の受け方等、内定を得るだけでなく、卒業後のキャリア形成等、就職後の働き方までを視野に入れ、細かくサポートしている。

本学は平成8（1996）年度～令和2（2020）年度までの過去25年間、保育関係就職志望者の就職を100%実現している。令和2（2020）年度幼児教育保育科卒業生進路状況は、次の通りである。

令和2（2020）年度幼児教育保育科卒業生進路状況

卒業生数 265名			
	希望者数	決定者数	決定率
就職	252	252	100.0%
保育関係	幼稚園	86	100.0%
	保育園	154	
	施設	7	
	その他 学童等	2	
一般企業	3	3	100.0%
進学	7	7	100.0%
国内進学	6	6	100.0%
留学	1	1	—
その他	6	6	—

2021年3月31日現在

（備付-32「実習・進路 Data Book2020」）

過去5年間の就職先別進路決定状況、及び、過去5年間の地域別保育関係就職状況は、次の通りである。保育関係への就職率は高い水準を保ち、さらには、神奈川県や東京都を中心に多くの保育者を輩出している。

過去5年間の就職先別進路決定状況

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
幼稚園	134名	103名	115名	95名	69名
保育園	139名	126名	160名	134名	148名
認定こども園	11名	13名	14名	28名	23名
施設等	8名	5名	5名	11名	7名
他（学童等）	1名	1名	3名	3名	2名
保育関係計	293名	248名	297名	271名	249名
その他	34名	36名	39名	35名	16名
合計	327名	284名	336名	306名	265名

(備付-32「実習・進路 Data Book2020」)

過去5年間の地域別保育関係就職状況

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
川崎市	74名 (25.3%)	63名 (25.4%)	60名 (20.2%)	71名 (26.2%)	63名 (25.3%)
横浜市	80名 (27.4%)	74名 (29.8%)	77名 (25.9%)	64名 (23.6%)	48名 (19.3%)
神奈川県西部	54名 (18.4%)	40名 (16.1%)	50名 (16.8%)	42名 (15.5%)	46名 (18.5%)
東京都23区	43名 (14.7%)	50名 (20.2%)	47名 (15.8%)	41名 (15.1%)	52名 (20.9%)
東京都多摩地区	39名 (13.3%)	16名 (6.5%)	47名 (15.8%)	39名 (14.4%)	34名 (13.6%)
千葉県	1名 (0.3%)	0名 (0.0%)	2名 (0.7%)	4名 (1.4%)	2名 (0.8%)
埼玉県	1名 (0.3%)	0名 (0.0%)	1名 (0.4%)	5名 (1.9%)	3名 (1.2%)
他の道府県	1名 (0.3%)	5名 (2.0%)	13名 (4.4%)	5名 (1.9%)	1名 (0.4%)
	293名	248名	297名	271名	249名
○ 2020年度は神奈川県・東京都以外の出身で保育関係就職希望者17名のうちUターン就職したものは3名(17.6%)で、千葉県2名・埼玉県1名であった。					

(備付-32「実習・進路 Data Book2020」)

「実習・進路 Data Book」には、過去5年分の詳しい進路状況のデータをまとめ、毎年、冊子にまとめている(備付-30～32)。その内容は教職員共有フォルダに入り、いつでも確認できるようになっており、教職員は進路指導の参考にしている。また、学生はキャリアガイダンスにおいて、これらのデータの内容の説明を受けている。その他、入試センターともこれらの情報を共有し、入学前からの進路・就職に関する相談に活用している。

「卒業前アンケート調査」(備付-26)では、学生に、園見学の数や時期、履歴書準備の時期等を振り返ってもらい、さらに就職活動のサポートに対する改善意見・感想等を尋ねて回答してもらっている。その結果は、進路就職ワーキンググループと実習・進路サポート室を中心に情報を共有して、次年度の就職支援の改善に繋げている。

再就職支援としては、「洗足学園短期大学同窓会会報」(備付-33)において、「再就職リスト登録」を案内して卒業生の再就職を支援している。これは郵送される会報の他、ホームページ上でも案内している。登録についてはホームページでも受付けている。登録者は20代前半から50代まで幅広くあるが、20代後半から30代の割合が多い。近年の登録者数は、20名程度になる。登録者の情報は実習・進路サポート室と共有し、幼稚園や保育所等から既卒者の紹介依頼があった場合に活用し、求人情報を提供している。成約件数は多くはないが就職実績があり、再就職の支援として機能している。

卒業後、特に1年目の支援を行うことで、短期(1年以内)離職者防止に繋がることを鑑み、就職1年目をサポートする「卒業生応援メール」の発信を平成26(2014)年度より始めた。卒業生全員を対象にして、定期的に1年間で合計6回のメール配信を実施している。教員が分担して担当し、それぞれの時期や季節に合ったテーマを設定している。合わせて行事の案内をすることで、卒業後も学校に出向く機会をつくり、卒業生との関係維持を図ることを目的としたものでもある。この「卒業生応援メール」に対する反響は良く、卒業生の励みになっている。

■就職1年目をサポートする「卒業生応援メール」の発信について

- ①目的：就職1年目を支援し短期離職者の防止と卒業生との関係維持
- ②期間：卒業後1年間(年6回の配信を予定)
- ③配信：洗足メールを学生のスマートフォン、携帯電話に転送
- ④担当とテーマ(令和2(2020)年度の内容)800~1,000文字程度

4月 高橋

働き始めたみなさんへのアドバイス/保育士証の送付について

5月 上田

保護者とかかわりのポイント/今年度の実習について/健康管理について

7月 秋山

音楽面でのアドバイス/ミュージカルのお知らせ

9月 石濱

専門分野からのアドバイス/GAKUSAI、ぐりとぐら公演のご案内

11月 黒須

冬に使える工作のアイデア/FUYUON、YOUKONのお知らせ

3月 下尾

1年間を終えて、次年度へ向けての励まし/次年度のお知らせ

保育系以外の進路を希望する学生は少数であるが、企業その他、編入や進学希望者についてのサポートを随時、行っている。特に進学希望者に対しては各大学や専門学校の情報提供を行ってきた。令和2(2020)年度は、併設の洗足学園音楽大学や、その他17

の大学より、学部 3 年次編入学試験についての指定校推薦枠が設定されている。留学については、これまでの希望者は若干名で、個別に対応している。進学、及び、留学を希望する学生のために、過去の卒業生の活動報告となる「進学(編入学・専門学校/留学)報告書」(備付-34)を作成し、学生は自由に閲覧できるようにしている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生の社会的活動については、教職員が学生に対して働きかけ、地域活動、地域貢献、ボランティア活動等が実施されているが、現在、その評価を積極的に行う方法が確立しているとはいえない。学生の社会的活動の評価を積極的に行う方法について、令和 3 (2021) 年度から廃止された「前田記念賞」に代わる方法を確立することが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

本学の学生支援は、クラスアドバイザーや実習指導担当教員が個別面談を実施しているだけでなく、コロナ禍の令和 2 (2020) 年度からは Google Classroom や Zoom を活用して、随時、学生からの授業や実習、生活面での相談にきめ細やかに応じて学生を支援しており、特に充実している。

専任教員と各授業科目担当教員、事務局と実習・進路サポート室の事務職員が一体となって学生を支援しており、学生や卒業生からの満足度も高い。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回(平成 25 年度)の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

入試における受験者数予測や入試方法について、平成 26 年度入試における問題点を省みて、平成 27 年度入試より入試方式と回数、実施時期等の大幅な見直しを行って改善された。その後も毎年、前年度の状況を踏まえて、各入試方式における人数配分を変更するなどの調整を行ってきた。指定校先と人数については、入試センターから高校側へのヒアリングを実施して、実態や要望を聞きながら調整している。

授業評価アンケートの項目について、専任教員を対象としたアンケートを実施して見直しており、今後も定期的にアンケートの実施を継続し、カリキュラムワーキンググループを中心に検討を行っていく。

GPA スコアの積極的な活用について、教員が個々の学生の学習成果を把握し、奨学金や各種表彰の選定に利用している。さらに令和 3 (2021) 年度から実習参加の条件に加えることが決定され、学生が早い段階で自らの GPA スコアを意識することができるようになっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育効果の測定・評価方法については、コミュニケーション力の育成などの汎用的能力についても測定する方法を強化し、学習成果の獲得状況を示す量的・質的データの更なる充実に加え、各種の測定データを系統立てて可視化することにより、学習支援方策の点検と、どのように改善に繋げるか具体的な取り組みをより一層充実させるために、令和4（2022）年度までに「アセスメント・ポリシー」を策定し、学習成果を焦点とする査定の手法をより体系化していく。

カリキュラムツリーについては令和3（2021）年度中に作成を完了し、授業科目間の系統性を明確にすることで、より一層各授業科目間の連携を図りながら、学習成果の獲得向上に活用していく。

廃止された「前田記念賞」に代わる方法として、ボランティア活動などを中心に積極的に評価する機会を設けて、学生の参加意欲を高める取り組みができるように検討を進めて評価の方法を確立する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式 7－基準Ⅲ

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料

指定資料なし

備付資料

41. 教員個人調書 [様式 18] (令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在)
42. 教育研究業績書 [様式 19] (平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度)
43. 非常勤教員一覧表 [様式 20]
44. ウェブサイト「教育情報：教職員：専任教員の教育研究業績」(写し)
https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/kyoin_gyoseki.pdf
45. ウェブサイト「教育情報：教職員：年齢構成・男女構成」(写し)(令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在)
<https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/nenreikousei.pdf>
46. 専任教員の研究活動状況表 [様式 21] (平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度)
47. 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 22] (平成 30 (2018) 年度～令和 2 (2020) 年度)
48. 「洗足論叢」(平成 30 (2018) 年度) (「洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学リポジトリ」<https://senzoku.repo.nii.ac.jp/>)
49. 「洗足論叢」(令和元 (2019) 年度) (「洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学リポジトリ」<https://senzoku.repo.nii.ac.jp/>)
50. 「洗足論叢」(令和 2 (2020) 年度) (「洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学リポジトリ」<https://senzoku.repo.nii.ac.jp/>)
51. 教員以外の専任職員の一覧表 (令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在)
52. FD 活動報告 (平成 30 (2018) 年度)
53. FD 活動報告 (令和元 (2019) 年度)
54. FD 活動報告 (令和 2 (2020) 年度)
55. SD 活動報告 (平成 30 (2018) 年度)
56. SD 活動報告 (令和元 (2019) 年度)
57. SD 活動報告 (令和 2 (2020) 年度)
97. 教職員合同 SD 研修会議事録 (令和 2 (2020) 年 9 月)
58. ウェブサイト「教育情報：教職員：教員数」(写し)(令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在)
<https://kodomo.senzoku.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/kyoin.pdf>
59. ウェブサイト「幼児教育保育科について：教員紹介」(写し)(令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在)
<https://kodomo.senzoku.ac.jp/education/>
60. IT 系資格取得支援 (令和 2 (2020) 年度)

61. 「職員提案制度」の募集について（令和2（2020）年度）
62. 「職員提案制度」採用提案一覧（令和2（2020）年度）

備付資料-規程集

2. 学校法人洗足学園の事務組織及び事務分掌に関する規程
3. 学校法人洗足学園文書取扱規程
4. 学校法人洗足学園公印規程
5. 学校法人洗足学園が設置する学校の公印取扱に関する規程
6. 学校法人洗足学園個人情報管理規程
7. 学校法人洗足学園個人情報管理基本方針
35. 学校法人洗足学園職員就業規則
38. 学校法人洗足学園育児介護休業規程
39. 学校法人洗足学園契約職員就業規則
40. 学校法人洗足学園非常勤職員就業規則
49. 学校法人洗足学園ハラスメント防止規程
53. 学校法人洗足学園洗足こども短期大学教員就業規則
56. 学校法人洗足学園洗足こども短期大学契約専任教員・定年制契約専任教員就業規則
57. 学校法人洗足学園洗足こども短期大学非常勤教員・定年制非常勤教員就業規則
71. 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学洗足論叢規程
83. 洗足こども短期大学研究倫理基準
84. 洗足こども短期大学研究倫理委員会規程
85. 洗足こども短期大学FD委員会規程
87. 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学SD委員会規程
92. 洗足こども短期大学教員人事規程
96. 洗足こども短期大学人事委員会規程
97. 洗足こども短期大学専任教員選考規程
102. 洗足こども短期大学スタッフディベロップメント規程
103. 洗足こども短期大学個人研究費規程
104. 洗足こども短期大学公的研究費規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基

準の規定を準用している。

- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の教員組織は、幼稚園教諭・保育士養成を行っていることから、教育職員免許法、児童福祉法施行規則に規定する授業科目を基礎として教育課程が編成され、専任教員を中心に各科目に配置している。

尚、本学の専任教員の年齢構成については、教職員年齢構成表（備付-45、58）のとおりである。また、本学の専任教員は以下のとおり、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

教員組織（令和 2（2020）年 5 月 1 日現在）

学科・専攻課程の名称	専任教員等							
	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手
幼児教育保育科	6	7	6	0	19	13	4	0
大学全体の入学定員に応じた教員数	—	—	—	—	—	5	2	—
計	6	7	6	0	19	18	6	0

専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており（備付-41、42）、これらの専任教員情報はホームページ上で公開している（備付-44）。

本学では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて専任教員及び非常勤教員を配置し、一部実技系科目以外の専門科目については、ほぼ全科目において専任教員 1 名以上が配置されている。

非常勤教員の採用については、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している（備付-43）。

令和 2（2020）年度において、一部演習科目を除いて補助教員は配置していないが、実習科目については実習・進路サポート室の職員 4 名が補助業務を行っている。

教員の採用、昇任については、「洗足こども短期大学教員人事規程」（備付-規程集 92）、「洗足こども短期大学人事委員会規程」（備付-規程集 96）、「洗足こども短期大学専任教員選考規程」（備付-規程集 97）等に基づいて適切に行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

本学は、幼児教育・保育の分野において、在学中に免許資格を取得させ、学生が希望する進路へ就職させ、地域社会に貢献する人材として育成することに教育活動の重きをおいており、専任教員においては学内での教育・指導に加え、実習先巡回を含む多面的な学生指導が求められる。こうした状況下でも、各教員は専門分野の学会に所属し、自身の研究活動、社会活動を積極的に行っており（備付-46）、専任教員の研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげていると言える。年度ごとに行う学長面談では、研究活動について進捗状況を聞き取り、より活発な研究活動を促している。さらに、教員が行っている研究テーマ等は、ホームページ上で「教員紹介」としてわかりやすい形で一般に公開している（備付-59）。

専任教員は、学内の研究費のみならず、科学研究費補助金、外部研究資金を獲得し、研究活動を行っている（備付-47）。以下は、平成 30（2018）年から令和 2（2020）年に係る科学研究費補助金や外部研究資金の獲得状況である。

平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度に係る科学研究費助成事業研究状況

年度	氏名	職名	研究種目	研究課題名 (研究代表者・研究分担者・ 研究協力者・そのほか)
平成 30 (2018) 年度	井上眞理子	准教授	基盤研究 (C)	園内における保育士の専門 性発達モデルの構築と園内 マネジメントのあり方に関 する研究 (研究代表者)
平成 30 (2018) ～令和元 (2019) 年度	井上眞理子	准教授	基盤研究 (C)	保育者の成長志向性と組織 要因との関連における保育 者の成長モデルの構築に関 する研究 (研究分担者)
令和元 (2019) ～令和 3 (2021) 年度	板倉香子	講師	基 盤 研 究 (B) 一般	児童福祉施設における青少 年支援の再検討ー遊び・ス ポーツ等を通じた支援を中 心にー (研究分担者)
令和元 (2019) 年度	高橋優子	講師	基盤研究 (C)	保育者の成長志向性と組織 要因との関連 における保 育者の成長モデルの構築に 関 する研究 (研究分担者)
令和 2 (2020) 年度	井上眞理子	准教授	基盤研修 (C)	保育者の成長プロセスに応 じた専門性向上の機会のあ り方に関する研究 (研究分 担者)
令和 2 (2020) 年度	高橋優子	講師	基盤研究 (C)	保育者の成長プロセスに応 じた専門性向上の機会のあ り方に関する研究 (研究分 担者)
令和 2 (2020) 年度	高橋節子	講師	若手研究	既婚女性の自立と QOL を支 える固有の 物理的空間 (研究代表者)

平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度に係るその他の外部研究資金・受託事業

年度	氏名	職名	助成機関	研究課題名 (研究代表者・研究分担者・ 研究協力者・そのほか)
平成 30 (2018)～ 令和 2 (2020)年 度	下尾直子	准教授	東京家政大 学(大学間連 携共同教育 推進事業)	障害の社会モデルの啓発・ 理解促進にむけた教材の開 発及び授業展開の構築 (代表者；東京家政大学田 中恵美子・研究分担者：オフ イス平井佑典、東京家政大 学野澤純子、公益財団法人 笹川平和財団 奥平真砂子、 下尾直子)
平成 30 (2018)年 度	浜名真以	大学院 生(当 時)	明治安田こ ころの健康 財団	幼児期から児童期にかけて の感情語彙の発達：項目反 応理論を用いた検討 (研究代表者；浜名真以 研究分担者：分寺杏介)

本学では、専任教員の研究活動に関し、「洗足こども短期大学個人研究費規程」(備付-規程集 103)、「洗足こども短期大学公的研究費規程」(備付-規程集 104)、「洗足こども短期大学研究倫理基準」(備付-規程集 83)を定めている。年度ごとに行われる学長と専任教員との個別面談では、学長に研究活動の成果を報告し、研究と教育のバランスをとりつつ研究活動を行うことが教員の責務として確認されている。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みとしては、公的研究費の適正な管理の充実を図るため、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、「洗足こども短期大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」及び「洗足こども短期大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」を定め、不正への取り組み方針を明確にし、ホームページ上で公表している。また、日本学術振興会編『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』(平成 28(2016)年、丸善出版)は、全専任教員に配布され、各自が携帯している。さらに、毎年、個人研究費の申請時には、申請と同時に同書を再度読み直し、自らの理解を確認することが義務付けられている。また、本学には、教員によって構成されている「洗足こども短期大学研究倫理委員会」があり、研究倫理の審議を行っている(備付-規程集 84)。

教員の研究成果を発表する機会としては、洗足学園音楽大学及び洗足こども短期大学合同の研究紀要「洗足論叢」(備付-48～50)を年 1 回発行している。「洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学洗足論叢規程」(備付-規程集 71)に従い、専任教員及び非常勤教員にも応募資格があり、掲載論文は「洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学リポジトリ」で公開されている他、論文情報ナビゲータ(CiNii)でも書誌情報を検索することが可能である。

専任教員には、1 人 1 室または 2 人に 1 室の研究室が提供され、各研究室には学内 LAN が整備されており、パソコンが各自 1 台ずつ貸与されている。非常勤教員室も令和 2（2020）年に改装され、10 人程度が十分に使用することができる広いスペースが用意され共有のパソコンも備え付けており、授業準備等を快適に行うことのできる環境を整備している。

専任教員には「学校法人洗足学園洗足こども短期大学教員就業規則」（備付-規程集 53）に従って週に 1 日の研究日が確保され、講義のために出講することなく研究に専念する時間が担保されている。また、その他に、必要に応じて、研究活動や学外研修への参加などの際には「学外研究活動願」の提出により、研究活動を行う時間が確保できる。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は整備されていない。

FD 活動については、「洗足こども短期大学 FD 委員会規程」（備付-規程集 85）に基づき、FD 委員会が内容を企画し、以下のように実施された（備付-52、53、54）。これら FD 活動の成果によって、教員は授業・教育の改善を図り、学生の学習成果の獲得向上に努力している。

平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度の FD 活動実績と成果

実施年度	テーマ	活動方式	成果
平成 30 （2018）年 度	実習における「事例 考察」記述の実態と 指導のポイント	教育・保育・施設実習 の各担当者による報 告とディスカッショ ン	実習日誌の事例考察 における指導を連続 させてみることで、他 科目においての指導 内容を見直す端緒と なった。
令和 元 （2019）年 度	ディプロマポリシー の観点から授業の到 達目標を考え、学習 成果を可視化する	6 人の教員による研究 発表とグループディ スカッション	各教員が各々行って いた到達目標の設定 を DP の観点から全体 で見直すことで、教科 間の連携がとりやす くなった。

令和 2 (2020) 年 度	令和 2 (2020) 年度前期授業のオンライン授業の振り返りと今後の授業のあり方について	前期終了時に行った授業改善アンケートの分析結果報告とグループディスカッション	コロナ禍で急遽行われたオンライン授業を振り返り、アンケートによって示唆された学生からの意見を吸い上げ、後期授業につなぐことができた。
	内部質保証を学習効果につなげる道標	オンラインによる講演視聴：東北大学 大森不二雄氏	本来の意味での内部質保証を再考し、各科目の授業内容や指導方法を見直すヒントを得た。

教員は、専任・非常勤を問わず、必要に応じて関連教科の担当教員とミーティングを行い、連携をとっている。多くの科目で、1教科につき1学年7～8クラスを数人の教員で分担しているため、担当教員によって指導内容のずれがないよう特に配慮する必要がある、その点は教員全員が意識して連携に努めている。また、実習・進路サポート室や短大事務局職員に対して、奨学金制度に関するものなど、様々な相談をもちかける学生もいることから、その相談内容については守秘義務を遵守しつつ、教職員が必要な情報の共有をしている。特に、進路就職については、指導の漏れがないよう、専任教員は実習進路サポート室との連携を緊密にしている。このように、専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務組織の構成及び事務分掌については、「学校法人洗足学園の事務組織及び事務分掌に関する規程」（備付-規程集 2）に基づいて規定しており、大学・短期大学事務局は大学・短期大学の教学に関する事務を執り行い、法人本部は大学・短期大学を中心に学園全体の経理、人事などの管理業務を統括する。

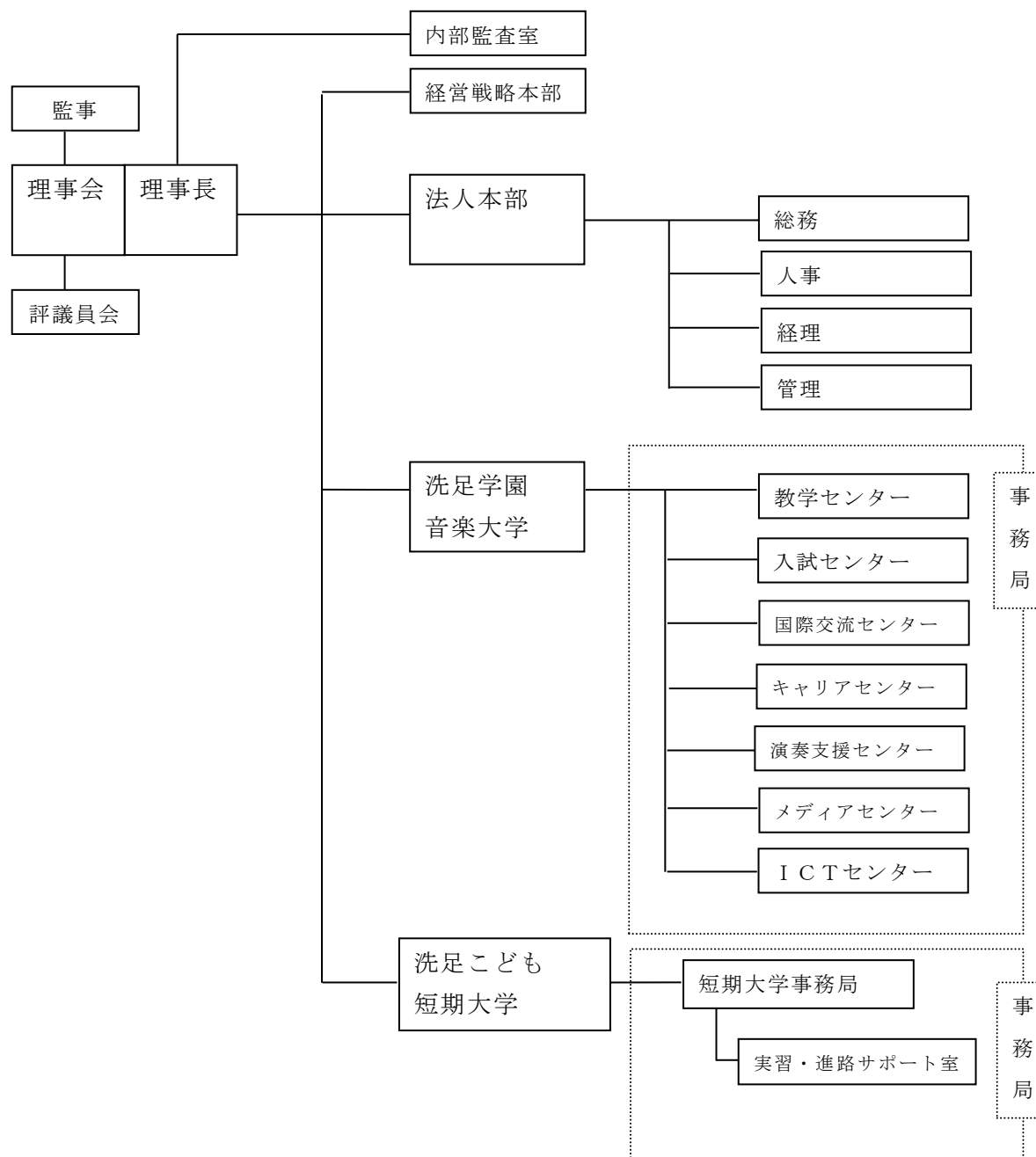
大学事務局には、教学センター、入試センター、国際交流センター、キャリアセンター、演奏支援センター、メディアセンター、ICT センターの 7 部署、短期大学には短期大学事務局が設置され、短期大学に関する事務処理全般を大学の各部署と連携を取りながら管理・運営及び教育・研究活動をサポートしている。また、実習や進路、就職活動をサポートする短期大学生のための「実習・進路サポート室」を設置している。それぞれの分掌は事務分掌に関する規程にまとめられ、また、各部署に責任者が配置されており責任体制は明確になっている。

事務職員の専門性を向上させるための制度として、職務に関する専門性を高め、正確・迅速な事務処理を行う意欲のある職員に対して所属部門の業務に関連した資格取得及びスキルアップを支援する「資格取得・能力開発支援制度」があり、専門的職能を得られるように支援している。例年はこのように実施していたが令和 2（2020）年度はコロナ禍により、学園全体の取組でもある ICT 化を進めるべく、全職員に対し ICT 資格取得に向けた支援に変更して実施した。その結果、短期大学職員の 90.0%が IT パスポートに合格している（備付-60）。

事務局の運営は下記の規程（備付-規程集 2～7）に基づいて、適切に行われている。

- ・ 学校法人洗足学園の事務組織及び事務分掌に関する規程
- ・ 学校法人洗足学園文書取扱規程
- ・ 学校法人洗足学園公印規程
- ・ 学校法人洗足学園が設置する学校の公印取扱に関する規程
- ・ 学校法人洗足学園個人情報管理規程
- ・ 学校法人洗足学園個人情報管理基本方針

「学校法人洗足学園事務組織図」



事務部門毎に事務室が配置されており、事務職員には各自専用のパソコンを配付し日常の業務を円滑に行っている。また、学習成果を向上し、学生の利便性を高め、加えて各種業務の効率化を図るべく、「教学系システム」と「ポータルシステム」を活用し教学面のサポート行っており、コロナ禍の状況においてもオンラインを活用した Web 履修登録をはじめ様々な連絡、手続き等が円滑に行えた。

SD 活動に関しては、「洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学 SD 委員会規程」(備付-規程集 87)「洗足こども短期大学スタッフディベロップメント規程」(備付-規程集 102)を定め、①事務組織として体系的に行う研修、②事務職員の専門性を向上させるための制度・研修、③社会人として守るべき倫理性を涵養するための研修を行っている。

例年は、大学・短期大学共催で、年に 6 回「大学スタッフセミナー」を実施しているが、令和 2 (2020) 年度はコロナ禍により、東北大学高度教養教育・学生支援機構大学教育支援センターが提供する、専門性開発プログラム (Professional Development Program; PDP) を利用してのオンライン研修会に変更した。また、学長を中心とした教職員合同の SD 研修会も実施した (備付-55、56、57、97)。

法人本部が主催となり事務組織として体系的に行う研修制度は、入職 1 ヶ月程度の職員を対象に、本学の沿革や教育方針、各部署の業務等について相互理解を得るための基礎的な研修を行う「新任事務職員研修」、入職 6 ヶ月程度の職員を対象に、ビジネスマナーを中心としての研修を行うと共に、各部署間のコミュニケーションを図る「ビジネスマナー研修」、キャリア形成の第一歩として入職 1 年以上の職員を対象にクレーム対応等コミュニケーションスキルの「ステップアップ研修」を、また、社会人として守るべき倫理性を涵養するための研修として、個人情報保護研修会、防犯講習会、救命救急法講習会など全教職員向けに実施していたが、令和 2 (2020) 年度はコロナ禍により個人情報保護研修会のみ、オンデマンド型で実施した。この他、短大事務局では、毎日のスケジュール確認等の打ち合わせに加えて、SD 活動の位置づけとして毎週 1 回全員による打ち合わせを行っている。その際、業務の見直しや事務処理等の改善に関して各担当者から意見を出し協議している。また、学園全体での職員による「業務改善のための提案制度」が年に 1 度開催され、優れた提案に対しては、理事長より表彰が行われている (備付-61、62)。

教員との連携に関しては、各種委員会やワーキンググループを設置し、教職員間で情報交換や共有化を行い、有効な意思決定に役立てている。更に各種委員会やワーキンググループでの内容を、月 1 回の教授会で審議や報告が行われ、学習成果を向上させることに役立てている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関しては、以下のとおり就業規則 (備付-規程集 53、56、57、35、39、40) を定めて運用している。

- ・学校法人洗足学園洗足こども短期大学教員就業規則
- ・学校法人洗足学園洗足こども短期大学契約専任教員・定年制契約専任教員就業規則

- ・ 学校法人洗足学園洗足こども短期大学非常勤教員・定年制非常勤教員就業規則
- ・ 学校法人洗足学園職員就業規則
- ・ 学校法人洗足学園契約職員就業規則
- ・ 学校法人洗足学園非常勤職員就業規則

就業規則は就任時もしくは改正時に配付されているが、非常勤教員・定年制非常勤教員就業規則についてはポータルサイトへの掲載の他、事務局にも設置して周知徹底している。上記就業規則の他、「学校法人洗足学園育児介護休業規程」(備付-規程集 38)や「学校法人洗足学園ハラスメント防止規程」(備付-規程集 49)など、労働法改正に対応して諸規程を適宜改正または制定して、適正な労務管理を実施している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教職員は、互いに協力し連携しつつ教育内容の向上に努めているが、実習指導や進路就職指導など、個別に対応するケースが年々多くなっており、授業準備のみならず学生の指導に費やす時間が増えており、今後は、助教の採用なども含めた人材確保とオンラインシステム等を活用した連携の在り方を模索したい。

短大事務局(含む実習・進路サポート室)は、教員・学生対応、カリキュラム作成、進路相談、実習関連事務等のきわめて多岐に亘る業務を、執務スペースの問題もあり、限られた人数で行っている。現状は職員一人一人の臨機応変な対応とモチベーションの高さで業務遂行し、教員・学生からも相応の評価を受けていると自負しているが、今後の課題は、更に ICT 化を進め業務改善に努めることである。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料

指定資料なし

備付資料

- 63. 校地、校舎に関する図面
- 64. 図書館の概要
- 65. キッズスクウェア教室設備一覧
- 66. 「2020 年度防災避難訓練について」

備付資料-規程集

- 59. 学校法人洗足学園経理規程
- 62. 学校法人洗足学園の固定資産及び物品調達管理規程
- 65. 学校法人洗足学園 防火・防災管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学において、施設は全て併設の大学との共用であり、下記の通り、設置基準上必要校地面積・校舎面積共に十分に満たしている。また、運動場の面積は 3,173 m²である（備付-63）。

校地、校舎の面積(令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在)

校 地 ・ 校 舎			
校地面積 (m ²)	設置基準上必要校地面積 (m ²) 注1	校舎面積 (m ²)	設置基準上必要校舎面積 (m ²) 注2
36,325	26,800	41,300	21,264

注1 校地：短期大学設置基準第 30 条及び大学設置基準第 37 条に基づき、収容定員上の学生 1 人当たり 10 m²として算出する。短期大学の収容定員 550 名（定員減、令和 4 年度完成年度 500 名）、本学併設大学の収容定員は 2,130 名（定員増、令和 4 年度完成年度で換算）、なので、26,800 m²となる。

$$\ast (550 + 2,130) \times 10 \text{ m}^2 = 26,800 \text{ m}^2$$

注2 校舎：短期大学設置基準第 31 条及び別表第 2 により、教育学・保育学関係 550 人までの収容定員の適用となり、4,100 m²となるが、同上の理由で、本学併設大学（大学設置基準第 37 条の 2 に基づき算出した数値は、別表第三(学部：音楽 801 人以上)により、17,163.875 m²) と合算し、21,263.875 m²となる。

$$\ast 4,100 \text{ m}^2 + (2,130 - 800) \times 2,975 \div 400 + 7,272 = 21,263.875 \text{ m}^2$$

障がい者への配慮は、エレベーターや障がい者用のトイレ、点字ブロックが設置されているが、現在、介助を必要とする障がいをもつ学生は在学していない。障がい者の受け入れに対する施設の整備や支援体制については、支援対象者のニーズに合わせ、今後、柔軟に対応していく。また、入学試験における受験特別措置について入学者選抜要項に記して受験生に周知している。

主要施設については、教育課程編成・実施の方針に基づいて、下記表の通り、ターミナル L～ホワイトキャッスルなどの教室棟に学生数・教員数に十分対応した講義・演習室、研究室、自習室、実習室を配置し、カレッジセンター(学生食堂・売店等)等のキャンパス・アメニティ、幼児音楽や合唱授業が行えるシルバーマウンテン、また、様々な行事を行うことが出来る前田ホール（客席 1,114 席を備えたシューボックス型コンサートホール）など、学生や教員の教育研究環境として相応しい校舎を整備している。

短大が主として使用しているキッズスクウェアの全教室にプロジェクターを常設して Power Point 等、教員が作成した授業用資料の投影や授業用教材の DVD 等が視聴できるよう整備されている（備付-65）。

また、平成 30（2018）年 3 月末に全教室の机、椅子の入れ替えを行い、机の移動が容易になり、グループワーク等を積極的に行える環境となっている。

令和 2（2020）年度は新型コロナウイルスの影響により前期はオンライン授業を実施。後期は、各教室（13 室）に iPad およびモバイルルーターを設置して対面授業とオンライン授業の併用を可能とした。

主要施設の概況 （令和 3（2021）年 5 月 1 日現在）

施設名	用 途	延床面積(m ²)	備 考
ターミナルL	講義室、実習室、研究室、図書館等	7,003	
エチュードステーション	講義室、自習室、実習室、研究室、守衛室等	3,723	
キッズスクウェア	講義室、研究室、自習室、実習室、事務室、体育館等	7,952	
カレッジセンター	食堂	3,495	
キオスク	売店	10	
本部棟	会議室等	1,223	大学使用：595m ² 法人本部使用：628m ²
前田ホール	講堂	6,498	
ブラックホール	講義室、研究室、自習室、実習室、事務室等	6,272	
ブラックホールアネックス	実習室、自習室等	261	
eキューブ	事務室、会議室、研究室等	2,151	
シルバーマウンテン	実習室、演習室	2,405	
アンサンブルシティ	講義室、演習室、実習室、自習室等	6,305	
ホワイトキャッスル	演習室、研究所、医務室等	2,656	

本学の図書館は併設大学と共用の施設で、延床面積は 1,884 m²、閲覧室座席数は 301 席である。学生定員数に対する閲覧席数の割合は、11.2%とやや少ないが、館内は、十分な広さを有している。

301 席 ÷ 2,680 人 = 11.2%

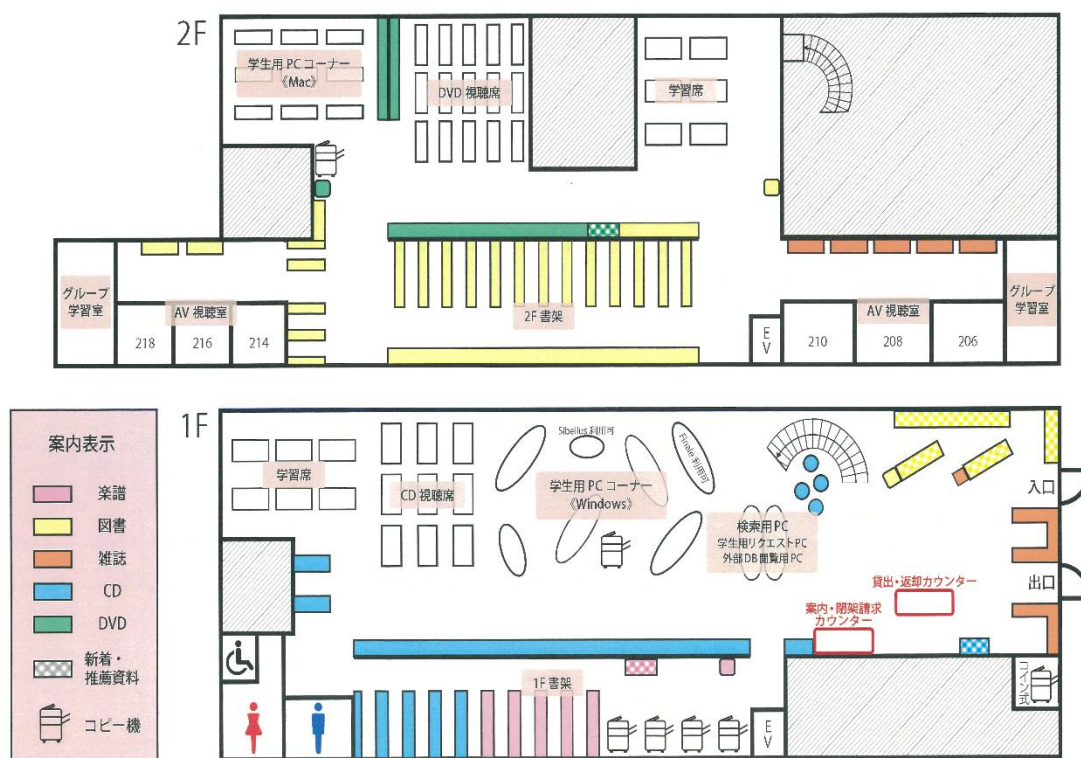
2,680 人の内訳（短大：550（令和 3 年度収容定員）、大学音楽学部：2,130）

※短大定員減、令和 4 年度完成年度 500 名

※大学定員増、令和 4 年度完成年度で換算

図書館の平面図を次に示す。

洗足学園音楽大学附属図書館 館内案内図



本学は、「図書館は学生の学習が第一である」という考えの下に図書館の蔵書構築をしている。所蔵資料数は、図書が 67,804 点、楽譜 82,469 点、視聴覚 79,794 点で合計 230,067 点、その他、定期刊行物数 201 種類（うち、14 種類は外国書）、電子ジャーナルの種類は 328 種類である（備付-64）。

図書館 1 階の Recommend コーナーに絵本、保育・幼児教育関連の専門書、実用書を配架している。また、2 階の Reference コーナーには、保育・幼児教育関連の事典、年鑑等を配架している。更に、キッズスクウェア 4 階に“絵本の部屋”を設置し、より身近な場所でいつでも参考図書が活用できるよう、絵本や幼児図書を併せて約 3,800 冊開架し、有効に利用できるようになっている。

購入図書選定システムは、教員（期初購入希望調査、資料購入申請：随時）、図書館職員（図書、楽譜、視聴覚について）による選定および学生によるリクエストを実施している。また、毎年蔵書点検を実施し、原則として 3 年以上所在不明のものを除却、その他、破損、汚損分、資料価値を失ったもの等についても除却している。

大学・短期大学共用の大体育館（734.28 m²）と小体育館（349.11 m²）は適切な広さを充たし、授業や課外活動等の利用に供している。

多様なメディアを利用できるよう全教室に iPad を設置するとともに、令和 3 (2021) 年 2 月に無線 LAN のアクセスポイント増設工事を実施した。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

本学は、学校法人洗足学園経理規程（備付-規程集 59）において固定資産会計として、固定資産の範囲、区分等を定め、固定資産の調達・管理等を「学校法人洗足学園の固定資産及び物品調達管理規程」（備付-規程集 62）にて定めている。「学校法人洗足学園の固定資産及び物品調達管理規程」では、すべての固定資産及び物品を良好な状態で維持活用し、有効適切に運用し経済性にも留意しつつ教育研究活動の効果を上げるため、各部門の責任者を管理担当者に定めている。管理担当者は、所管物件の出納、保存、使用についての状態把握や、破損や不要となった場合の申請手続きを行うなど、所管物件の管理に関して責任を負っている。このため、有形固定資産の管理は科目毎に台帳にて管理し、管理担当者は、それぞれの所管物件について毎年 1 回現品調査を行い、帳票と照合しその結果を所定の様式により報告し維持管理に努めている。また、資産の調達については予算計画に基づき運用を励行し事前申請事前承認を原則として経済性のみならず品質や形状等並びに納入期限などの要件に留意した選定を実施している。

本学ではこれまで、消防法第 8 条第 1 項及び第 36 条に基づき、防火・防災管理について必要事項を定め、火災の予防及び火災・大規模地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生の防止を目的に洗足学園消防計画を定め所轄の消防署に届出を行っている。また、防災に関する規程の整備については、防火・防災管理、学園浸水対策計画及び食料、飲料水等の非常用品整備計画等について規程整備に向け取り組み、「学校法人洗足学園防火・防災管理規程」（備付-規程集 65）を令和 3（2021）年 4 月 1 日付で制定・施行としている。災害時等には、法人本部長のもと、法人本部、大学・短大防火・防災担当責任者等を構成員とする対策本部を設置し、重要かつ危急の案件を協議し、当面する課題に対応した上で、速やかにホームページ等で情報を発信することとしている。更に、防災対策については、火災等の災害に備え、緊急連絡網を整備し、防災避難計画を立案し定期的に防災避難訓練を実施している。例年、消防設備点検を年 2 回、全学生を対象に避難訓練を年 1 回実施しているが、令和 2（2020）年度の防災避難訓練は、コロナ禍により職員のみで避難誘導訓練、安否確認訓練、及び消火器、AED の設置場所、避難通路の確認・点検を実施した（備付-66）。また、平成 23（2013）年 8 月川崎市と「帰宅困難者の一時滞在施設の使用に関する協定」を結び、地域の防災の拠点ともなっている。

学園の施設・建物の管理・警備は有限会社田園ビルメンテナンスに委託している。通常授業時には7:15~22:00まで警備員が駐在している。この他、閉門時を含め機械警備による監視を総合警備保障(株)に委託し、異常の際には、警備員が駆け付けるとともに学園関係者への緊急連絡はもとより消防、警察への通報も行うシステムとなっている。

情報セキュリティ対策として、外部ネットワークからの脅威に対しては、ファイアウォール・ウイルス対策等の統合セキュリティ装置を設置することで安全性を高めている。また重要なサーバーは施錠管理された専用室に設置することで物理的な不正侵入を防ぎ、BCP対策(事業継続計画)として、法人本部棟内に専用の機器を設置しサーバー室のサーバーデータのバックアップに努めている。個人情報を含まない授業用共用パソコンを除く、全パソコンにはセキュリティワイヤーを設置している。内部における安全性確保として、全パソコンにウイルス対策ソフトを導入している。また、学内メールシステムは、迷惑メール・ウイルス対策も標準装備したクラウド型のシステムを採用している。更に、平成28(2016)年度より、学園全体で「JIS Q 27001:2014」を規範とするISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の強化に努め、平成28(2016)年度には外部の適合審査の認証を受け、平成30(2018)年度からは情報セキュリティ総括責任者のもと自主運用に移行した。引き続きISMS内部監査チームが内部監査を実施し、各部門の実態に即した指摘が為されている。

本学はエネルギー総使用量に基づき、平成21(2009)年度よりエネルギーの使用効率を中長期的に1㎡あたりの年平均1%改善することが努力義務として設けられており、毎年度、文部科学省及び経済産業省に定期報告書と中長期計画書を提出している。平成21(2009)年度のエネルギー使用量原単位は0.02694であったが、令和元(2019)年度は0.02275まで減少している。これまで省エネルギー・省資源対策として、コージェネレーションシステムを導入し、自家発電で210kw相当の電力負荷を軽減するとともに発電時に発生した排熱を冷暖房に利用、さらに災害等による停電時には給排水設備や通信設備に電力供給し、最低限のライフラインを確保している。また、照明器具更新の際にはLED照明への切り替えを行うほか、節水型トイレの導入や冷暖房の適切な温度設定、夏季期間のクールビズ、ごみの分別回収など等、環境保全対策に取り組んでいる。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

校地・校舎の面積は設置基準を満たしており、運動場も整備されていることから課題はないと考える。また、講義室、演習室、実験・実習室及び教室の機器備品等についても特に課題はないと考えるが、更にICT化を進めていく上での教育環境整備に努めていく。図書館については、継続した取り組みになるが、短大・専門分野の蔵書について、一層の充実を図っていく。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

卒業学年を対象に、2年間の本学における学生生活全般についての満足度調査（アンケート）を後期授業終了にあわせ実施している。その中の「施設・設備」に関する要望等を踏まえ、令和2（2020）年8月にキッズスクウェア内の全トイレに温水洗浄便座を設置するなど、学生からの声に応えるべく実現に向け検討をしている。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

提出資料

指定資料なし

備付資料

- 67. 学校法人洗足学園物理構成図
- 68. 無線 AP 設置図（キッズスクウェア）
- 69. C201 教室（コンピュータ室）端末配置図
- 64. 図書館の概要
- 65. キッズスクウェア教室設備一覧

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を 獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

教育課程編成・実施の方針及び保育士資格、幼稚園教諭の免許取得に係るカリキュラムに基づき、必要な技術的サービスを整備している。全ての教室で無線 LAN 接続が可能になっているとともに、プロジェクターが設置されており、教員が作成した授業用資料の投影や授業用教材の DVD 等が視聴できるよう整備されている。また、講義中にリアルタイムでインターネット等の情報を提示する事が出来るようになっている

（備付-65、67、68）。

保育技術向上のための環境も整備されている。音楽関係に関しては、併設の音楽大学の施設をはじめ、キッズスクウェア内には、いつでも自由に利用ができるピアノ練習室やピアノレッスン室があり、グランドピアノが設置されているピアノレッスン室が2部屋とピアノ練習室にはアップライトピアノが24台あり、授業やピアノ練習に利用されている。保育実践演習室（多目的教室）には沐浴タブ8セットと乳幼児人形9体を用意し、学生がより実践的な授業を受けられるように整備されている。

また、大体育館の他に、小体育館があり「幼児音楽」「健康・スポーツ（ダンス）」等の授業が行われている。

学生の情報技術の向上に関しては、卒業後の現場である幼稚園、保育所での活用在即した情報リテラシー科目を設置している。教科としては、「情報機器の操作」を情報リテラシー科目として必須とし、学生の情報技術の習得と情報モラル習得の強化を目指している。また、教職員に関しては、「資格取得・能力開発支援制度」を活用しスキルアップを図るとともに、ICTセンターの職員からアドバイスを受けている。

技術的資源と設備は、法人本部とICTセンターの指導、見直しを含め、計画的に維持、整備されている。また、ICTセンターの担当職員により適切な状態が保持されている。

教員の研究室には、有線または無線 LAN が整備されているとともにノートパソコンが一人に1台ずつ整備されている。非常勤教員への貸出用パソコンも用意されているので、授業準備や実際の授業で活用されている。

令和2（2020）年度、新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言が発出されたことに伴い、オンライン授業を急遽実施したが、実施のため各教室（13室）にiPadおよびモバイルルーターを設置するなど機器の整備に努めている。また、令和3

（2021）年度より全新入生を対象に、授業で使用する資料等のペーパーレス化、物理的な負担の軽減、iPadを活用した充実した授業展開を目的に、指定スペック以上のiPad購入について、学園より購入補助を実施することとした。また、Wi-Fi環境向上のためアクセスポイントを増設するなど、新年度に向けて通信インフラの整備にも努めている（備付-68）。

教室、図書館、研究室、事務室等でコンピュータやiPad等のタブレットを使用した、学生の学習支援、教職員の授業運営や大学運営に活用できるようにしている。また、C201教室（コンピュータ室）には、パソコンが48台設置されており、授業では勿論、授業以外の時間にも教室を開放し利用が可能となっている（備付-69）。更に、併設の音楽大学と共同利用ではあるが図書館内にはパソコン78台を整備している（備付-64）。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

教育環境の技術的資源は一定の水準を維持しているが、ICT 環境等については、少しずつ充実し始めたところである。令和 3（2021）年度より iPad を活用した授業が展開され更に ICT 化を進めるべく、教育環境整備の充実を図っていく。学生に対しては近年のネット上での問題等を受けて、倫理面に関する情報教育の一層の強化と充実が必要と考える。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

ICT 教育に強い保育士を養成すべく、令和 3（2021）年度入学生より全員が iPad を所有、活用した授業が展開されている。導入初年度でもあることから、iPad の購入にあたっては、学園より購入補助を行った。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

提出資料

17. 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]
18. 「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]
19. 「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]
20. 「財務状況調べ」[書式 4]
21. 計算書類（資金収支～貸借対照表該当部分）（平成 30（2018）年度）
22. 計算書類（資金収支～貸借対照表該当部分）（令和元（2019）年度）
23. 計算書類（資金収支～貸借対照表該当部分）（令和 2（2020）年度）
24. 学校法人洗足学園中期計画（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度）
25. 事業報告（令和 2（2020）年度）
26. 事業計画（令和 3（2021）年度）
27. 資金収支予算書・事業活動収支予算書（令和 3（2021）年度）

備付資料

70. 洗足学園教育振興資金募集要項（令和 2（2020）年度）
71. 洗足学園教育研究充実資金募集要項
72. 財産目録（平成 30（2018）年度）
73. 財産目録（令和元（2019）年度）
74. 財産目録（令和 2（2020）年度）
75. 計算書類（平成 30（2018）年度）
76. 計算書類（令和元（2019）年度）
77. 計算書類（令和 2（2020）年度）

- 78. 今日の私学財政（令和 2（2020）年度）
- 79. 資金収支月計表・目的別予算実績一覧表
- 84. 理事会議事録（平成 30（2018）年度）
- 85. 理事会議事録（令和元（2019）年度）
- 86. 理事会議事録（令和 2（2020）年度）

備付資料-規程集

- 59. 学校法人洗足学園経理規程
- 60. 学校法人洗足学園資産運用規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

(1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している

学校法人洗足学園の資金収支（提出-17）における支払資金の状況は、平成 30（2018）年度「前年度繰越支払資金」より令和 2（2020）年度「翌年度繰越支払資金」を差し引くと△5,085,282 千円となっており過去 3 年間の収支は支出超過となっている。支払資金は、令和元（2019）、令和 2（2020）年度合計で 1,992,116 千円の増額であるが、平成 30（2018）年度が△7,077,398 千円の減額となり、3 年間累計で減額となっている。この減額の要因は、平成 30（2018）年度に施設設備引当特定資産を 10,000,000 千円設定し、期中において支払資金を特定資産に充当したためである。特定資産については、理事会（備付-84）にて諮られ、減価償却累計額を基に金額を設定しているが、会計処理において資金収支科目である有価証券売却収入、有価証券購入支出及び引当資産への繰入支出の影響を除外すると平成 30（2018）年度は 1,131,788 千円の増額となり、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度においては大規模な整備事業がなかったため財務体質は強化されている。また、令和 2（2020）年度決算における翌年度繰越支払資金は 11,010,914 千円となっており、学園全体の収入を上回る水準の支払資金となり十分な流動性が確保された状態となっている。

事業活動収支（基本金組入前当年度収支差額）（提出-18）は過去 3 年間で 2,074,265 千円の収入超過となっており、各年度 647,156 千円、441,529 千円、985,582 千円の収入超過となっている。基本金組入後の当年度収支差額は、それぞれ 500,674 千円、△280,940 千円、180,905 千円となり、3 年間合計では 400,639 千円の収入超過となり、事業活動収支は均衡している。

学園では、基本となる収入見込みに対し、人件費比率を考慮し、経常経費を収入の増減に連動するよう予算編成している。このため施設設備整備費が収支に大きく影響を及ぼすが、学園の全ての建物は平成 28（2016）年度までに耐震化が完了しており、平成 29（2017）年度以降は、特定年度に支出が過大とならないよう各年度の改修費用の平準化に取り組んでいる。平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度の 3 年間の予算編成においては、大規模改修工事を計画的に実施し、経常収支を 3 年中 2 年間収入超過とすることを目指した結果、平成 30（2018）年度は、令和元（2019）年度ともに経常収支は収入超過となり、当年度収支差額は平成 30（2018）年度が収入超過となり、令和元（2019）年度は大規模改修工事着手に伴う基本金組入により支出超過となっている。令和 2（2020）年度予算においては経常収支を△84,889 千円の支出超過とし、前年度に続く大規模改修工事及びホールの改修工事に伴い基本金組入が△1,309,402 千円となり、当年度収支差額は、△1,438,780 千円の支出超過となったが、緊急事態宣言の発出や工事に伴う人流を制限するため、演奏ホールの耐震改修工事を延期し、その他の改修工事も今後 5 年間程度で平準化することを目指し令和 2（2020）年度は延期することとした。更に、新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し甚大な影響をもたらし、世界全体での経済状況の悪化が懸念されたため、安全性をより重視し、保有の有価証券を売却し 472,065 千円の売却差額を計上し流動性確保に

努めた結果、当年度収支差額は 1,615,483 千円改善し、180,905 千円の収入超過に転じた。また、これに伴い経常収支差額は 3 年間連続で収入超過となっている。

貸借対照表の状況（提出-19）は前述のとおり全ての建物の耐震化（構造体）が完了しており、建物等の建設はなく、減価償却額の計上に伴い固定資産が平成 30

（2018）年度 40,798,581 千円から令和 2（2020）年度 40,452,192 千円となり 346,389 千円減少している。流動資産は、資金収支における説明のとおり平成 30

（2018）年度 9,057,906 千円に対し令和 2（2020）年度は 2,009,654 千円増額となり 11,067,560 千円となっている。この結果、固定資産構成比率は 81.8%より 78.5%に減少し、全国平均の 86.7%（備付-78）を下回る結果となったが、流動資産を流動負債で割った流動比率は平成 30（2018）年度よりそれぞれ 519.1%、551.4%、559.1%と改善しており、全国平均（備付-78）の 251.8%を大幅に上回っておりバランスのとれた状態となっている。固定負債は、退職給与引当金とほぼ同額となり、退職金の支給に備えるため期末要支給額を 100%計上している。学園は借入金がなく、流動負債は前受金、預り金及び未払金の合計である。従って純資産の「総負債及び純資産の合計額」に占める構成割合で、学校法人の資金の調達源泉を分析する上で、最も概括的で重要な指標である純資産構成比率は過去 3 年間連続で 96%以上となり全国平均の 87.8%を大きく上回り、貸借対照表の状況が健全に推移しているといえる。

短期大学の事業活動収支（基本金組入前当年度収支差額）（提出-18）は過去 3 年間で 379,689 千円の収入超過であり、各年度の状況は、平成 30（2018）年度 151,734 千円、令和元（2019）年度 95,923 千円、令和 2（2020）年度 132,032 千円の収入超過となっている。基本金組入額は部門間の振替充当等を行っており短期大学部門としての組入れは行っていないため基本金組入前当年度収支差額と当年度収支差額は一致する。

短期大学の収入において最も大きな割合となる学生生徒等納付金（提出-18）は平成 30（2018）年度をピークに減少傾向にあるがこの要因となる学生数については以下の表のとおりである。

過去 3 年間の入学者数推移等

(5 月 1 日付人数)

区分	2018 年度	2019 年度	2020 年度
入学定員	300 人	300 人	300 人
収容定員	600 人	600 人	600 人
入学者数	328 人	278 人	284 人
在籍者数	670 人	595 人	559 人
入学定員充足率	109.3%	92.7%	94.7%
収容定員充足率	111.7%	99.2%	93.2%

平成 30（2018）年度は入学定員を充足したが、これまでの少子化傾向に加えて保育系志願者の減少により、令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度は入学定員を下回る結果となっている。経常費等補助金については平成 30（2018）年度の 35,688 千円

より令和 2（2020）年度、67,355 千円と大幅に増加しているが、これは高等教育の修学支援制度に伴うものであり、収入は全体として減少傾向にある。これに合わせ、支出面において最も大きな人件費を抑制し、人件費比率を 50%未満に抑制し、平成 30（2018）年度より経費削減にも取り組み、機械警備、コピー機、昇降機等の保守料及び電気事業者の変更等により収支構造は改善され、特別な支出を除けば、短期大学の収支は均衡可能な状態にあるといえる。

短期大学の財政規模は、学生生徒等納付金が全体に対し 10.3%（3 年間平均）、また、基本金組入前当年度収支差額の割合は同様に 18.3%となっており法人全体の財政に与える影響は大きいといえる。短期大学においては学生数が減少しているが、今後とも存続可能とするため、令和 3（2021）年度より入学定員を減少し、これに見合った収支構造の構築を目指す一方、法人全体での運用資産（提出-19）は 21,264,972 千円となっており安定的であり、令和 3（2021）年度新入生を対象としたタブレット端末の購入補助など短期大学の特色を打ち出す戦略的投資をバックアップする体制を整えている。

退職給与引当金については、短期大学所属の教職員で該当者はいないが、各校の就業規則に基づき計上され、100%引当てており、監査法人による会計監査を経て貸借対照表注記に、その旨を記載している。また「学校法人洗足学園資産運用規程」（備付-規程集 60）も整備しており、資産運用状況も規程に基づき理事会に年間 2 回報告され適切に運用されている。

短期大学の教育研究経費は、経費削減に取り組みこれまでの教育水準を維持し支出を削減しているが、平成 30（2018）年度が 23.9%、令和元（2019）年度、26.0%、令和 2（2020）年度 31.1%となっており、基準となる 20%程度は超えている。令和 2（2020）年度は新型コロナウイルスの影響によりオンライン授業を開講したことに伴い、学生のオンライン環境整備費用として短期大学生に一律 5 万円を支援し奨学費計上したため比率が高くなっている。また、教育研究用の施設設備費支出（図書支出含む）については過去 3 年間の合計が 137,437 千円となっている。建物等については既に耐震化が完了しており、大規模な支出は発生しない見込みとなっているが短期大学の特色を打ち出すため、ICT 化を進めており通信インフラの整備やオンライン授業実施のための機材整備費を支出するなど資金配分は適切であるといえる。

会計監査については、監査法人による監査となり令和 2（2020）年度の会計監査については、25 日にわたり、延べ 100 名の会計士等によって実施された。学園の計算書類は、監査法人の求める記録、文書及び面談機会等を適切に提供しており、学校法人会計基準に準拠して学園の経営の状況及び財政状態が適正に表示されている旨の独立監査法人の監査報告書が提出されており、監査意見は過去 3 年間提言されていない。また、令和元（2019）年度会計監査において寄付金の不正受入に関するリスクについて検証され、寄付金募集趣意書の配布時期、寄付の収受時期等の確認、また学生募集要項全件について閲覧を受け、入学前寄付が疑われる記載等の有無等含め監査を受け、寄付金については適正に管理されていることが監査結果として報告されている。

入学定員充足率及び収容定員充足率は前述の表のとおりであるが、入学定員充足率は令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度、連続で定員未充足となったことに伴

い、少子化、保育系志願者の減少傾向等を考慮し、令和 2（2020）年 3 月理事会にて、令和 3（2021）年度新入生の入学定員を 300 名から 250 名に減少することを可決し、文部科学省へ収容定員に係る学則変更届出を、神奈川県へは指定保育士養成施設の定員減の申請を行っている。また、収容定員充足率は入学者減少に伴い 93.2%となっているが、収支は均衡しており、令和 3（2021）年度予算（提出-27）においても収支が均衡するよう予算編成している。

（2）財的資源を毎年度適切に管理している

本学の予算編成に関しては、「学校法人洗足学園経理規程」（備付-規程集 59）に基づき、審議、決定している。予算管理責任者は法人本部に属する総務責任者が行い、各部門長から教育及び学術研究ならびにその他の学事に関しての計画及び中期計画（提出-24）に基づいて意向を集約し予算の基本的方針を作成し、これに基づき理事長が予算編成方針を決定する。予算の編成、執行管理を行う予算責任者は各部門長となり、予算編成方針に基づき目的業務別予算と呼ばれる予算単位の次年度の原案を作成する。これら目的業務別予算原案を予算管理責任者が統合調整し、理事長の承認を得た後、資金収支予算原案及び事業活動収支予算原案を作成し、理事長が事業計画（案）と合わせて 3 月の評議員会、理事会（備付-84、85、86）に付議し決定しており、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算について適切な時期に決定している。また、決定した事業計画については学校長に、予算については予算責任者に速やかに提示している。

年度予算を適正に執行するため、予算の管理は予算責任者が行っており、経理システムより出力される「目的業務別予算管理台帳」を短期大学事務局長に配付し、それぞれが執行状況を確認している。また、日常的な出納業務は円滑に実施され、全体の予算進捗は学校法人洗足学園経理規程に基づき経理責任者が作成する資金収支月計表及び目的別予算実績一覧（備付-79）により管理され、予算管理責任者並びに予算総括補佐である常任理事が毎月、確認し承認している。

日常的な出納業務を円滑に実施し、出納簿及び現金の残高確認については日々、経理責任者が管理している。銀行預金残高、有価証券の時価評価については、日報で管理し経理責任者を経て常任理事に報告している。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （1）短期大学の将来像が明確になっている。
- （2）短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- （3）経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

学校法人洗足学園中期計画（提出-24）において「VISION～学園創立 100 周年及びその先の未来に向けて～」として永続的に発展する学園を目指すことが明確に示されており、これを実現するための基本目標を短期大学として具体的に示している。

本学は昭和 37（1962）年に音楽科を設置して開学し、昭和 40（1965）年に幼児教育科と英文科を設置した。その後、時代の変遷とともに平成 15（2003）年に音楽科を平成 19（2007）年には英文科を廃止、現在の幼児教育保育科の単科短期大学となり、幼稚園教諭と保育士の資格をもつ保育者の養成を特色に力点を置くことにし、平成 22（2010）年に「洗足こども短期大学」と校名を変更し、志願者も順調に確保し平成 25（2013）年度より入学定員を 300 名に増やし、幼保一体化の進展を注視しながら就学前の保育・教育にあたる人材の養成に努めてきたが、令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度の入学者数が入学定員を下回り、受験生の全員が入学するのに等しい状況となっている。このような状況の下、教育方針に沿って受験生を選抜することができるよう入学定員の適正化を図りつつ、地域の保育者に対する人材需要ニーズに引き続き対応するために、令和 3（2021）年度の入学定員を 250 名に減員するなど短期大学の置かれている状況を的確に把握し、迅速に対応するよう努めている。

本学の強みの一つは、音楽大学を併設していることから、その環境・人的資源を活かした多彩な授業や独自の表現教育を通して、豊かな表現力を備えた保育者を育成していることと考えている。また、学生の満足度調査や就職先からのアンケート調査を行い、客観的な情報をもとに強み・弱み等の環境分析を行っている。学生募集対策については、毎年、教職員による指定校訪問やオープンキャンパスを実施するとともに、入試方法の改善などに努めてきた。今後も変更した入学定員の学生確保のために、これまで以上に努力を重ねていく覚悟である。

学園の財務状況は、日本私立学校振興・共済事業団作成の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においては「A3」（提出-17）となり正常な状態に位置付けられているが、学納金については、募集及び競合他校の状況等を踏まえ、令和 3

（2021）年度より小学校、幼稚園の学納金改定を実施したが、短期大学の学納金は適当な水準に設定されていると認識しており平成 19（2007）年度以降据え置いている。また、高等教育修学支援制度に申請・対象機関となるなど学生の学びの継続に対応している。人件費については、中期計画にて学園全体の人件費比率の目標を 60%未満とし、施設設備整備についても耐震化（非構造部材）及び建物の維持を目標に、経費の平準化を図った計画となっている。

短期大学においては、令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度に入学定員を下回ったが、令和 3（2021）年度新入生の入学定員を減員し適切な定員管理を目指すとともに経費については、収入規模に連動した人件費支出となっており過去 3 年間の決算及び令和 3（2021）年度予算において収支は均衡している。

学内に対する経営情報の公開については、事業報告や財務諸表を本法人ホームページにて公開している。また、毎年度末（3月下旬）に「大学・短期大学・法人本部責任者会議」と称し、業務報告を各部署の責任者が発表し、情報共有や議論を行う場を設けている。理事長、学長、法人本部長出席の下、大学、短期大学・法人本部の事務部門の部門責任者が参加するが、報告内容は当該年度業務に関する達成度・課題等及び次年度業務計画（含む中期計画）に亘る。この会議を通じ、経営、財務状況の共有化がなされると共に、各責任者の発表に対しては、理事長より都度コメントがあり、各部署の運営方針の決定に関し、指示がなされている。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

学園の財務状況は概ね良好であり、貸借対照表においても自己資本比率が高く、支出面においても、人件費、施設・設備整備費等コントロール可能な状況である。資産運用については、令和2（2020）年度末運用資産（提出-19）が21,264,972千円となっているが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い流動性及び安全性を最優先にした銀行預金での運用となっており、今後については、長期的視点に基づいた資産運用を検討していく必要がある。また、学生生徒等納付金比率が依然として全国平均と比べ高い状態にあり、国・神奈川県の方財政状況を考慮しつつ補助金枠の増額を望むとともに、寄付金についても特定公益増進法人の指定のみならず税控除対象法人への指定も検討し、外部資金の獲得を目指すことが課題として挙げられる。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

（a） 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

SDに関する規程については、平成27（2015）年4月1日施行の「洗足こども短期大学スタッフディベロップメント規程」を制定した。その後、平成29（2017）年4月1日施行の「洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学SD委員会規程」を制定した。

校地・校舎等については、短期大学設置基準の規定を満たしているが、より充実した環境の整備を意識し、新校舎の整備が進められた。新校舎（アンサンブルシティ、大学・短大共用）を平成27（2015）年度より使用している。

収入の多様化については、平成28（2016）年度より新たな寄付制度として「洗足学園教育研究充実資金」を設けるなど対応を行ってきたが、新型コロナウイルスの影響もあり短期大学の寄付金収入は減少する結果となった。しかしながら、補助金については一人当たりの補助金収入が51.0千円から高等教育修学支援制度の影響もあり

80.5 千円と改善しており、課題解決に向けて着実に取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

課題として挙げた人材確保については、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日就任の実習指導を主に担当する助教を 1 名採用し、人員の増強を図っている。今後も引き続きオンラインシステム等の活用を含め、学生へのきめ細かな個別指導と教員の研究活動に繋がる教育研究環境の確保に努めていく。

年に 1 度開催される「業務改善のための提案制度」を活用し、更に ICT 化を進めるべく業務改善に努めていく。

令和 3 (2021) 年度より iPad を活用した授業が展開され、更に ICT 化を進めるべく、FD 委員会、カリキュラムワーキンググループと連携し、教育環境整備の充実を図っていく。また、学生に対しては近年のネット上での問題等を受けて、倫理面に関する情報教育の一層の強化と充実が必要と考える。

図書館については、短大・専門分野の蔵書について学生からのリクエストを含め、一層の充実を図っていく。

学生生徒等納付金比率が依然として全国平均と比べ高い状態にあり、国・神奈川県 の財政状況を考慮しつつ補助金枠の増額を望むとともに、寄付金についても特定公益増進法人の指定のみならず税控除対象法人への指定も検討し、外部資金の獲得を目指す。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

28. 学校法人洗足学園寄附行為

備付資料

- 80. 理事長の履歴書（令和 3（2021）年 5 月 1 日現在）
- 81. 学校法人実態調査表（平成 30（2018）年度）
- 82. 学校法人実態調査表（令和元（2019）年度）
- 83. 学校法人実態調査表（令和 2（2020）年度）
- 84. 理事会議事録（平成 30（2018）年度）
- 85. 理事会議事録（令和元（2019）年度）
- 86. 理事会議事録（令和 2（2020）年度）
- 87. 理事・監事・評議員名簿

備付資料-諸規程集（1～125）

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、平成 4（1992）年 10 月に現職に就任し現在に至っているが、短期大学の学長を昭和 61（1986）年度から平成 21（2009）年度に亘り務めていた（備付-80）。理事長は、学園の建学の精神・教育理念や教育目的の目指すところを機会あるごとに説き、常に強いリーダーシップを発揮しながら学校法人の運営全般に関わり、学校法人の発展に寄与することに努めている。

理事長は、寄附行為第 13 条（理事長の職務）に定める通り、学校法人「洗足学園」を代表し、その業務を総理している。また、寄附行為 33 条（決算及び実績の報告、剰余金等の処分）の定めに基づき、理事長は毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めており適切に業務を執行している（提出-28）。

理事長は、寄附行為第 11 条（理事会）の規定に基づいて理事会を開催し、以下の通り学校法人の意思決定機関として適切に運営している（備付-81～83）。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、理事長が招集し議長を務めている。また、理事会は、中期計画・事業計画等の策定に関し、認証評価の結果を踏まえているかの観点も含めて審議を行う等、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。理事会では、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集し、必要に応じ入学定員変更の審議・決定等も行い、その他法人本部・短期大学等とも関係法令の改正等の情報を共有し、学則変更を審議する等、短期大学を始めとした設置学校の運営に関して法的な責任があることを認識している（備付-84～86）。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、必要に応じて改正等を実施している（備付-諸規定集 1～125）。

理事は、以下の通り法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

理事の選任に関しては、私立学校法第 38 条（役員の選任）に基づき、寄附行為第 6 条（理事の選任）を定め、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有した者を選任している。理事の人数は、寄附行為第 5 条（役員）に 5 名以上 9 名以内を置くことを定めており、現在 9 名が就任している（備付-87）。

また、寄附行為第 10 条（役員の解任及び退任）第 2 項第 4 号に、役員の退任事由として、「私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。」と定めている。私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号には、「学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者」と規定されていることから、寄附行為に学校教育法の校長

及び教員の欠格事由の規定を準用している（提出-28）。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人及び短期大学の経営を先導するリーダーシップと経営責任を果たしている。また、私立学校法、学校教育法等の法令改正に対応し、寄附行為や規程等の策定・改正も適切に行われ、理事会を始めとし理事長を中心とした学校法人の管理運営体制が確立されており、特段の課題はない。短期大学の入学定員に関しては、令和 3（2021）年度入学者から 250 名へと 50 名の定員減を実施したが、引き続き学内外の情報を収集しながら、必要に応じて適正な入学定員の見直しを検討していくことが必要である。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

毎月 1 回開催される「学園教育長会議」（附属幼稚園から小学校、中学・高等学校、短期大学、大学・大学院までの各学校長、副学長、学部長等が出席）にて、各校から理事長に業務の報告がなされているが、コロナ禍の令和 2（2020）年度は、特に 4 月から 10 月までの毎月の会議において、各校の新型コロナウイルス感染対応状況等に焦点を当てた報告が行われた。その中で、理事長からは学園全体および各校への対応策等の指示が出され、数々の新型コロナウイルス感染対応策が実施された。具体的には、安心安全を確保した上での教育活動実施のため、学園全体で定期的に教職員に PCR 検査を実施した。また、短期大学生を対象に、授業のオンライン化のための環境整備費用として、一律 5 万円の給付を実施した。令和 3（2021）年度新入生に対しては、全員を対象に令和 3（2021）年 3 月下旬に健康診断とセットで PCR 検査を実施し、新年度へ向けての安心安全な環境づくりを行った。また、理事長からは、「学園教育長会議」の中で、ポストコロナも見据えた学園全体での一層の ICT 化推進の方針などが示された。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

指定資料なし

備付資料

88. 学長の個人調書（令和 3（2021）年 5 月 1 日現在）
89. 教授会議事録（平成 30（2018）年度）
90. 教授会議事録（令和元（2019）年度）
91. 教授会議事録（令和 2（2020）年度）
92. 短期大学運営委員会議事録（令和 2（2020）年度）
93. 実習運営委員会議事録（令和 2（2020）年度）
94. 自己点検・評価委員会議事録（令和 2（2020）年度）

- 95. FD 委員会議事録（令和 2（2020）年度）
- 96. SD 委員会議事録（令和 2（2020）年度）
- 97. 教職員合同 SD 研修会議事録（令和 2（2020）年 9 月）
- 98. 人事委員会議事録（令和 2（2020）年度）
- 99. 研究倫理委員会議事録（令和 2（2020）年度）
- 100. 洗足論叢編集委員会議事録（令和 2（2020）年度）
- 101. 図書館委員会議事録（令和 2（2020）年度）
- 102. ICT 委員会議事録（令和 2（2020）年度）
- 103. 学生生活サポート委員会議事録（令和 2（2020）年度）

備付資料-規程集

- 16. 学校法人洗足学園洗足こども短期大学長選任規程
- 67. 洗足こども短期大学教授会規程
- 70. 洗足こども短期大学自己点検・評価委員会規程
- 72. 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学洗足論叢編集委員会規程
- 74. 洗足こども短期大学入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- 78. 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学学生生活サポート委員会規程
- 84. 洗足こども短期大学研究倫理委員会規程
- 85. 洗足こども短期大学 FD 委員会規程
- 86. 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学 ICT 委員会規程
- 87. 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学 SD 委員会規程
- 89. 洗足こども短期大学運営委員会規程
- 90. 洗足こども短期大学実習運営委員会規程
- 96. 洗足こども短期大学人事委員会規程
- 108. 洗足こども短期大学卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- 109. 洗足こども短期大学教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- 113. 洗足こども短期大学の学習成果
- 116. 洗足こども短期大学規律及び懲戒に関する規程
- 120. 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館委員会規程

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

- ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、平成 22（2010）年 4 月に幼児教育保育科長に就任し、平成 30（2018）年 4 月に学長に就任後、学科長を兼務し現在に至っている。また、平成 29（2017）年度までは、併設の洗足学園音楽大学学長が短期大学学長を兼務していたが、平成 30（2018）年度以降は、短期大学単独で学長を選任しており、学長は教学運営の最高責任者として、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮し、学校教育法第 93 条の規定に基づいて、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。学長は、短期大学設置基準第 22 条の 2（学長の資格）に定められている通り、学識に優れ、幼児教育保育科長就任以前は、短期大学事務局長も務める等、大学運営に関し識見を有し、学長に相応しい高潔な人格を有している（備付-88）。

学長は、入学式祝辞や「入学予定者オリエンテーション」、教職員合同 SD 研修会（備付-97）等において、学生および教職員に建学の精神を直接伝える機会を持ちながら、教育研究を推進している。また、自ら自己点検・評価委員会の委員長となり、リーダーシップを発揮しながら FD・SD 活動や委員会活動等（備付-92～103）を通じて日常の自己点検・評価活動を行い、短期大学の教育機能の向上・充実に努めている。

また、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）に関しては、学則第 45 条（懲戒）及び「洗足こども短期大学規律及び懲戒に関する規程」（備付-規程集 116）により、手続きを定めて対応している。

学長は、学校教育法第 92 条第 3 項に定められている通り、短期大学事務局長、実習・進路サポート室長とも連携を図りながら校務をつかさどり、所属職員を統督している。

なお、学長は「学校法人洗足学園洗足こども短期大学長選任規程」（備付-規程集 16）

に基づいて、学長選考委員会の報告及び意見をもとに、理事会により選任され、教学運営の職務遂行に努めている。また、同規程には、第3条（選考の基準）に「学長の候補となる者は、本学の教職員で、人格が高潔で、学識が優れ、幼児教育及び保育に対して深い理解を持ち、かつ、本学における教育活動を適切かつ効果的に運営できる能力を有すると認められる者とする。」と定めている。

学長は、短期大学の教育研究上の審議機関として、学則第56条（会議）に基づき自らが議長となって教授会を開催し、適切な運営を行っている。教授会では、学則第57条（審議事項等）の規定に沿って、「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」、「学位の授与に関する事項」、「そのほか教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、教授会の意見を聴取した上で学長が決定している。また、教授会は出席者全員が各自 iPad を持参し開催しており、事前に学長から教授会が意見を述べる審議事項等を、全員に配信の上周知している。

学長は、「洗足こども短期大学教授会規程」（備付-規程集 67）に基づき、原則月1回教授会を開催するほか、必要ある場合は臨時に開催している。教授会には、全専任教員と短期大学事務局長、実習・進路サポート室長等の一部事務職員が出席し開催され、定められた重要事項の審議の他、教学運営全般に係る情報共有を行う会議となっている。また、短期大学の教授会は、併設の洗足学園音楽大学の教授会とは別個に開催され、合同教授会は開催していない。

教授会の議事録は、「洗足こども短期大学教授会規程」第7条（議事録）に「教授会の議事進行の過程及び決定事項は、議事録に記録する。」と定めており、短期大学事務局が作成・保管し、適切な運営を行っている（備付-89～91）。

本学では、学習成果及び三つの方針を規程として定めた上で（備付-規程集 74、108、109、113）、学内外に表明している。これら規程の策定および改正に際しては教授会で審議の上学長が決定しており、教授会は学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

また、「洗足こども短期大学教授会規程」第9条（委員会）に基づき、教授会の下に教育上の委員会を設置し、各委員会の規程を定めた上で（備付-規程集 70、72、78、84、85、86、87、89、90、96、120）適切に運営を行っている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

本学は、単科の短期大学であるが、令和3（2021）年度より入学定員を300名から250名へと下げたものの、比較的學生数の多い短期大学と認識している。また、本学は保育者養成校であり、地域社会に数多くの質の高い保育者を送り出していくことは、大きな社会貢献と考えている。そのためにも、学長がリーダーシップを発揮し、引き続き学習成果獲得の質的・量的データ等の収集・分析等を含め、全教職員による自己点検・評価活動の一層の強化を図り、教育の質の保証を向上していく必要があると考えている。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

本学では、規程に基づき原則月 1 回教授会を開催することとしているが、コロナ禍の令和 2（2020）年度においても、Zoom を活用した開催実施等、学長のリーダーシップの下、遺漏なく教授会等も開催し、コロナ禍での授業運営や実習の実施方法についての対策等につき協議を行った。令和 2（2020）年度の授業に関しては、新型コロナウイルス感染対策を実施し、前期は講義系科目を中心に原則オンライン授業にて行った。後期は各教室（13 室）に iPad 及びモバイルルーターを設置し、オンライン授業の環境を整えて、1 クラスを半分に分け、隔週登校により対面・オンライン授業に分散して実施した。実習に関しては、各実習園の協力を頂きながら、すべての実習を通常の 2 週間から 1 週間に短縮して実施し、実習時間の不足分は学内での演習等に振り替え補充を行い、免許・資格の取得に支障がないよう対応を行った。

また、学園全体での ICT 化推進の方針に沿い、本学においては令和 3（2021）年度の新入生から、学園より購入補助を実施の上全員が iPad 及び SmartKeyboard を必携とし、日々の授業で活用し ICT スキルの習得を図ることを学長主導で決定し、「入学予定者オリエンテーション」等で入学予定者にも周知を行った。

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

＜根拠資料＞

提出資料

指定資料なし

備付資料

- 104. 監事監査状況（平成 30（2018）年度）
- 105. 監事監査状況（令和元（2019）年度）
- 106. 監事監査状況（令和 2（2020）年度）
- 107. 評議員会議事録（平成 30（2018）年度）
- 108. 評議員会議事録（令和元（2019）年度）
- 109. 評議員会議事録（令和 2（2020）年度）
- 87. 理事・監事・評議員名簿

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に

ついて、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は寄附行為第 5 条（役員）及び第 7 条（監事の選任及び職務）に基づき、2 名を選任し（備付-87）、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、適宜監査を行っている。また、財務面を確認する上では、公認会計士と協力・連携して当該年度の中間期（11 月）と決算期（4 月）に会計全体の監査を実施している（備付-104～106）。

また、監事は理事会及び評議員会に毎回出席し、理事の業務執行状況及び理事会の運営状況を確認するとともに、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について意見を述べる等、責務を果たしている（備付-104～106）。

監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している（備付-107～109）。

上記の寄附行為は私立学校法第 37 条第 3 項等に基づいて定められており、監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

本法人の評議員会は、寄附行為第 18 条（評議員会）第 2 項の規定に従って、理事の人員の 2 倍を超える 19 名の評議員をもって組織している（備付-87）。

また、評議員会は、私立学校法第 42 条に基づいて定められた寄附行為 20 条（諮問事項）の規定に従い、適切に運営されている。

以上の通り、評議員会は法令等に基づいて開催され、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている（備付-107～109）。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

本学では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づいて、教育情報をホームページにて公表・公開している。

また、決算の概要、財務諸表、財産目録等の私立学校法に定められた情報をホームページ上で公表・公開している。併せて令和 2（2020）年 4 月より改正・施行された私立学校法に対応し、寄附行為、監査報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準についても公表・公開している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

令和 2（2020）年改正・施行の私立学校法の規定に基づいて、理事・理事会機能の実質化、監事の牽制機能の強化、評議員会機能の実質化を図り、併せて情報公開の充実に努めており、特段の課題はないが、情報公開に関して引き続きより分かりやすく情報発信を行っていくよう努めていくことが必要である。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学科としての学習成果については、平成 27（2015）年度に、より理解しやすく具体的な内容に改善し、ホームページ等で学内外に公開している。

また、三つの方針についても、平成 29（2017）年度より、一体的に策定した内容に改定の上、ホームページ等で公開している。

上記の内容を含め、情報公開に関しては、引き続き最新の情報を分かりやすく公開することに努めている。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学を取り巻く環境は引き続き厳しい中、学内外の情報収集を続けながら、必要に応じて適正な入学定員の見直しを検討していく。

また、教育の質保証の向上へ向けて、学長のリーダーシップの下、引き続き学習成果獲得の量的・質的データ等の収集・分析等を含め、エビデンスベースで全教職員による自己点検・評価活動の一層の強化を図っていく。

情報公開に関しては、法令上必要な教育情報に留まらず、学習成果の獲得を示す情報等をより積極的に公開し、高い公共性を有する教育機関として説明責任を果たすよう引き続き努めていく。